

研究ノート

法科大学院教育に期待される「法曹の マインドとスキル」に対する弁護士の意見

—2008年全国弁護士調査第1報—

宮澤 節生（青山学院大学教授）

藤本 亮（静岡大学教授）

武士俣 敦（福岡大学教授）

神長百合子（専修大学教授）

上石 圭一（新潟大学准教授）

石田 京子（早稲田大学助教）

大坂 恵里（東洋大学准教授）

はじめに 本報告の背景

宮澤 節生

第1章 本調査の目的と調査票の構成

宮澤 節生

1. 調査期間と本報告の目的
2. 本調査の目的
3. 「マインドとスキル」評価基準の特異性
4. ABA 認証基準の場合
5. 現実的な改善目標と調査対象
6. アメリカにおける類似調査
7. 本調査の具体的目標と方法論的特徴
8. 調査票の構成

第2章 サンプリングと回収状況

藤本 亮

1. はじめに
2. 本調査におけるサンプリング
3. 回収率

4. 回収サンプルの属性比較
5. ウェイトなし集計とウェイト付集計の比較
6. 本報告での記述統計報告

第3章 認証評価指針に対する意見の分布と構造 武士俣 敦

1. 認証評価指針に対する意見の分布
2. 「マインドとスキル」認証評価指針に対する意見の構造

第4章 認証評価指針に対する意見と弁護士属性

神長百合子・上石 圭一

1. 本報告の趣旨
2. 「現在の認証評価基準に関する意見」において統計的に有意な差が認められるもの
3. 法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）
4. 法曹としての使命・責任の自覚
5. 創造的・批判的検討能力
6. 法曹倫理
7. コミュニケーション能力
8. 知見の若干のまとめ

第5章 認証評価指針に対する意見と業務分野 武士俣 敦

1. 業務分野のカテゴリーとその測定
2. 取扱い業務と認証評価指針についての意見
3. 要約と若干の考察

第6章 知見の要約と今後の分析課題 宮澤 節生

付録1 調査依頼状

付録2 調査票

付録3 自由回答の例 宮澤 節生

1. 自由回答の活用法
2. 「最も重視する項目」に対応する教育内容
3. 他の質問への自由回答と自由回答分析の意義

付録4 ガース＝マーティン論文の紹介 石田 京子

付録5 ABA が実施したロースクールにおけるプロフェッショナリズム
ム教育の現状に関する2つの調査報告の紹介 大坂 恵里

付録6 単純集計表（ウェイトなし）

付録7 単純集計表（ウェイト付き）

はじめに 本報告の背景

宮澤 節生

我々は、2006年6月に、研究者24名、弁護士6名からなる研究チーム「弁護士社会構造研究会」を組織し、財団法人日弁連法務研究財団（以下では「財団」と呼ぶ）の助成金を得て、弁護士プロフェッション内部の「社会構造」を解明するための調査プロジェクトの実施に向けた予備的研究を行っていた。

弁護士プロフェッションの「社会構造」(social structure) という概念は、1975年と1994年～1995年の二度にわたって行われた、アメリカ法曹財団 (American Bar Foundation) (以下では「ABF」と呼ぶ) によるシカゴの弁護士界に関する調査研究で打ち出された概念である¹⁾。1975年の調査において彼らは、シカゴの弁護士のランダム・サンプル約800人に対する面接調査（以下では「シカゴ研究」と呼ぶ）を行い、活動している法分野、弁護士プロフェッション内部での威信、依頼者の類型、活動の類型、所属事務所の規模、出身ロースクール、人種的・社会的背景、経済的・社会的価値観、キャリア・パターン、弁護士会・他組織・政治活動でのネットワーク、弁護士界外部との交友関係など多数の次元を測定して、それらの複数の次元が、依頼者が企業であるか個人であるかを中心的要素として相互に立体的に関連しあっており、シカゴの弁護士界は、企業依頼者に対応する半球 (hemisphere) と個人依頼者に対応する半球に明確に分かれている、ということを発見した。この知見は、1994年～95年の調査においても再確認されており、2つの半球の異質性は20年間にさらに拡大したと報告している。

シカゴ調査の研究者たちは、このような多数の次元が相互に関連しあっており、そのことによって弁護士プロフェッション内部に明確に識別可能なグループが形成されていて、各グループの弁護士プロフェッション内外における地位や影響力が明瞭に異なることを、弁護士プロフェッションの「社会構造」と呼んだのである。

これに対して、我が国の弁護士プロフェッションに関する従来の支配的理解では、「単独経営に圧倒的に重心を置く」という形態が支配的であり、「顕著なかたちでの階層分化は存在していない」と考えられていたと思われるが²⁾、同時に、1980年代にすでに、「弁護士内部の分化や、弁護士のキャリア・パターン・・・についても、実証的な研究の一

1) JOHN P. HEINZ & EDWARD O. LAUMAN, CHICAGO LAWYERS: THE SOCIAL STRUCTURE OF THE BAR (1982; 1994); JOHN P. HEINZ, ROBERT L. NELSON, REBECCA L. SANDEFUR, AND EDWARD O. LAUMANN, URBAN LAWYERS: THE NEW SOCIAL STRUCTURE OF THE BAR (2005)。なお、最後の書物については、我々の研究チームのメンバーを含む多数の分担によって、翻訳出版を準備中である。

2) 六本佳平『法社会学』（有斐閣、1986年）311頁。

層の進展が必要である³⁾。」とも指摘されていた。我々は、司法制度改革の結果、飛躍的に増大し、活動範囲を拡大し、多様化が進むと考えられた我が国の弁護士プロフェッションについて、それらの変化が本格化する直前の状況をとらえて、将来における社会構造の形成・変化を追跡するための、実証的なベースラインを確定したいと考え、調査票の検討を行っていた。

他方、財団は、法科大学院の認証評価機関のひとつとして、2006年度から本評価を開始していた⁴⁾。その評価基準において、財団独自の基準として注目されていたのが、第7分野「法曹に必要な資質・能力の養成」であり、一般に「法曹に必要なマインドとスキル」という表現で知られていたものである。「法曹として社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために、法曹が備えておくべきマインドやスキル」は、それとして「各法科大学院が認識するものをいう」と定義されており、「それが具体的に何であり、教育にどう展開できるかは、各法科大学院が探究し開発するべきテーマであり、各法科大学院の自主性に委ねられる⁵⁾。」とされていたが、同時に、「2つのマインドと7つのスキル」が例示されており⁶⁾、それは、アメリカ法曹協会（American Bar Association）（以下では「ABA」と呼ぶ）のいわゆる『マクレイト・レポート』の「10の技能と4つの価値観」を想起させるものであった⁷⁾。

しかし、我が国の弁護士が全員参加する日本弁護士連合会（以下では「日弁連」と呼ぶ）を基盤とする財団の評価基準である以上、それは、当然、我が国における法曹の役

3) 前注2、六本、312頁。

4) (財)日弁連法務研究財団『法科大学院評価基準（改定版）』（2005年12月）<http://www.jlfr.or.jp/work/dai3sha/kijyun060116.pdf> (2010年7月18日訪問)、同『法科大学院評価基準—解説』（2006年8月）

http://www.jlfr.or.jp/work/dai3sha/kijun-kaisetu_070528.pdf (2010年7月18日訪問)を参照。

5) 前注4、『法科大学院評価基準—解説』67頁。

6) 前注4、『法科大学院評価基準—解説』70-73頁。「2つのマインド」とは、「法曹としての使命・責任の自覚」と「法曹倫理」であり、「7つのスキル」とは、「問題解決能力」「法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）」「事実調査・事実認定能力」「法的分析・推論能力」「創造的・批判的検討能力」「法的議論・表現・説得能力」「コミュニケーション能力」である。

7) AMERICAN BAR ASSOCIATION, SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSION TO THE BAR, LEGAL EDUCATION AND PROFESSIONAL DEVELOPMENT: AN EDUCATIONAL CONTINUUM (1992). 作成したプロジェクト・チームの委員長の名前にちなんで、通称 The MacCrate Report と呼ばれる。邦訳は、アメリカ法曹協会著・日本弁護士連合会編（宮澤節生・大坂恵里訳）『法学教育改革とプロフェッション—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート—』（三省堂、2003年）。「10の技能」とは、「問題解決」「法的分析と法的推論」「法情報調査」「事実調査」「コミュニケーション」「カウンセリング」「交渉」「訴訟および裁判外紛争処理手続」「法律業務の組織化と経営」「倫理上のディレンマの認識と解決」であり、「4つの価値観」とは、「適切な代理活動の提供」「正義、公平、および道徳性を促進するために努力すること」「プロフェッションを向上させるために努力すること」「プロフェッショナルとしての自己開発」であった。邦訳第5章を参照。

割、とくに法曹の圧倒的部分を占める弁護士について、その活動の実態と将来像を踏まえたものであるべきであろう。そして、財団の認証評価がその特色を発揮し、法科大学院の認証評価を通して法曹、とりわけ弁護士の質の向上に貢献するためには、法科大学院に対してどのような「マインドとスキル」に関する教育を要求すべきか、将来に向けて、不断に検討と具体化を進めていかなければならないであろう。

とくに、弁護士が必要とする「マインドとスキル」を検討するにあたっては、我が国においても弁護士活動の多様化が進行している可能性があり、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度による法曹人口、とりわけ弁護士人口の急速な拡大が、その多様化を一層促進する可能性を有すると思われることに、留意すべきである。その多様化は、当然、「複雑な事件を担当する法廷弁護士」「医学や工学や心理学を履修しさらに医療過誤や知財や精神に障害のある者のための相談に特化した弁護士」「大手渉外弁護士事務所の弁護士として複雑な取引の法律問題を処理する弁護士」「消費者問題、相続問題、離婚問題など個人の問題をもっぱら処理する弁護士」「司法書士と競合する多重債務者の相談を処理する弁護士」「企業内弁護士、地方公共団体を含む官庁で働く弁護士、NGO/NPOで活躍する弁護士⁸⁾」など、専門分野、顧客類型、活動環境などの多様化という形で進行すると考えられるが、他方では、我が国における弁護士人口の極端な地域格差を反映して、東京を中心とする大都市での弁護士活動と多数の弁護士過疎地における弁護士活動の違いという形で現れるであろう。したがって、進行する多様化の中で、弁護士自身が重視する「マインドとスキル」に関して、共通に重視される内容はどのようなもので、活動分野や地域によってとくに重視される内容はどのようなものか、定期的に確認し続けることが、前記の「不断の検討と具体化」の基礎を提供することになるはずである。

我々の研究会がこのような問題意識で検討を進めていたところ、財団は、「法科大学院評価・判定基準のあり方の研究—『法曹に要求されるマインドとスキル』とその養成方法」をテーマに掲げて、2007年度大学評価研究委託事業を行うことを決定し、我々の研究会に調査の実施とデータの分析を依頼した。そこで我々は、研究会メンバーの一部によって「マインドとスキル」認証評価研究会（以下では「本研究会」と呼ぶ）を組織し、その依頼に取り組むこととした。そのメンバーは、下記のとおりであった。

（研究者）（代表者以外はいいうえお順）

宮澤 節生（代表・青山学院大学教授）

上石 圭一（新潟大学准教授）

8) 2007年6月9日の法科大学院協会シンポジウムにおける柏木昇教授のレジュメ2頁から。

石田 京子（当時早稲田大学助手・現在早稲田大学助教）

大坂 恵里（当時駿河台大学准教授・現在東洋大学准教授）

神長百合子（専修大学教授）

佐藤 岩夫（東京大学教授）

濱野 亮（立教大学教授）

藤田 政博（当時政策研究大学院大学准教授・現在関西大学准教授）

藤本 亮（静岡大学教授）

武士俣 敦（福岡大学教授）

和田 安弘（大阪府立大学教授）

（弁護士）（あいうえお順）

池永 知樹（埼玉弁護士会）

小原 健（第二東京弁護士会）

櫻井 光政（第二東京弁護士会・大宮法科大学院大学教授）

外山 太志（東京弁護士会）

浜辺陽一郎（第二東京弁護士会・当時早稲田大学教授・現在青山学院大学教授）

我々の研究能力を信頼され、このような大規模調査を実施する機会を提供して下さったことにつき、財団に対して心から感謝したい。この点について、新堂幸司理事長、菊地裕太郎弁護士、山本崇晶弁護士、由岐和広弁護士に対して、とくに深甚の謝意を表したい。

以上の経緯で構成された本研究会の作業が本格化したのは、2007年10月である。我々が意図したのは、以下の構成を有する調査によって、最終的には財団評価の最大の特徴である「マインドとスキル」の再検討と具体化のための実証的基礎を提供することであった。②の類型化を行うために必要なデータの収集については、弁護士プロフェッションの社会構造を調査するために検討中であった項目が利用可能であると考え、調査票全体は、②のための項目に①のための項目を追加することによって作成可能であると考えた。

①弁護士の全国サンプルによって、法科大学院で養成すべき「マインドとスキル」に関する意見を把握する。

②弁護士のあり方の類型化を行う。

③弁護士類型によって、重視される「マインドとスキル」がどの点で共通性を示し、

どの点で特殊性を示すか測定する。

- ④法科大学院が共通に目指すべき「マインドとスキル」と、各法科大学院がとくに重視する弁護士類型に対応して必要とされる「マインドとスキル」を明らかにする。

第1章で説明するように、データ収集は2007年12月14日から2008年1月21日にかけて実施した。回答のほとんどは2008年に入ってから得られたので、以下では本調査を「2008年調査」と呼ぶ。そこで収集したデータのうち、①を中心とする単純集計レベルの報告は、2008年3月29日に弁護士会館2階講堂クレオで開催された法科大学院認証評価シンポジウムの第2部として行われた。本稿は、それに基づいて作成された、財団法人日弁連法務研究財団『調査研究報告書—法科大学院の認証評価のあり方—「法曹に要求されるマインドとスキル」とその養成方法』(2008年3月)(以下では『2008年調査報告書』と呼ぶ)の第2部「弁護士に要求される『マインドとスキル』の養成方法—弁護士全国アンケートの中間集計結果の報告を中心に—」の本文を中心に、再構成したものである。財団の紀要である『法と実務』ではなく、研究代表者の本務校の紀要に掲載することを承諾されたことについても、財団に対して謝意を表したい。上記調査計画のうち、②の部分は現在分析を取りまとめ中であり、第2報告・第3報告として本誌次号・次々号に掲載する予定であるし、③④の部分に関する分析にも引き続き取り組み、追って本誌に掲載したいと考えている。

第1章 本調査の目的と調査票の構成

宮澤 節生

1. 調査期間と本報告書の目的

本調査の調査依頼状と調査票は、付録1・付録2に掲載してある。調査期間は下記のとおりであった。調査票の構成を決定したのは調査に協力した研究者チームを含む本調査研究の担当者であるが、調査票の発送・回収と単純集計は、(株)中央調査社に委託した。

調査票発送： 2007年12月14日

第一次締切： 2008年1月7日

督促状発送： 2008年1月11日

第二次締切： 2008年1月21日

単純集計終了：2008年2月22日

本報告書は、単純集計結果を中心とする「第一報」である。その主たる目的は、①国内ではもちろん、国際的に見ても前例のない調査が実施されたこと自体の報告であり、②データの概要を報告して、③今後の分析課題を概観することである。

2. 本調査の目的

本調査の目的は、抽象的に言えば認証評価基準の改善に資する実証研究を実施することであるが、より具体的には、財団独自の評価基準である第7分野「マインドとスキル」の改善に資する実証研究をめざしている。そのためには、第7分野の評価基準としての特異性を認識するとともに、法科大学院教育の発展を促す可能性を追求するという観点が不可欠である。

3. 「マインドとスキル」評価基準の特異性

認証評価事業に関する財団の評価基準は9つの分野から構成されている⁹⁾。そのうち、第1分野「運営と自己改革」、第2分野「入学者選抜」、第3分野「教育体制」、第4分野「教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み」、第5分野「カリキュラム」、第6分野「授業」、第8分野「学習環境」、及び第9分野「成績評価・修了認定」は、それぞれ基準自体の細分化・具体化の努力がなされていて、法科大学院に対する行為規範

9) 前注4、『法科大学院評価基準（改定版）』『法科大学院評価基準－解説』を参照。

として機能しやすいと思われる。

それに対して、第7分野「法曹に必要な資質・能力の養成」は、「法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。」という1項目のみで構成されている。しかも「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために法曹が備えるべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。」として、評価基準の実質的内容を、評価される側の定義に委ねている。それにもかかわらず多段階評価とされており、きわめて重要な地位を占めているが、このままでは、法科大学院教育の一定の方向での高度化を促す基準、あるいはインセンティブとして機能するかどうか、不明確であると思われる。

もっとも、財団が作成している「法科大学院評価基準—解説 別紙¹⁰⁾」では、より細分化・具体化された「評価指針」が提示されている。以下のとおりである。

マインド① 法曹としての使命・責任の自覚

マインド② 法曹倫理

スキル① 問題解決能力

スキル② 法的知識（基礎的、専門的、法情報調査）

スキル③ 事実調査・事実認定能力

スキル④ 法的分析・推論能力

スキル⑤ 創造的・批判的検討能力

スキル⑥ 法的推論・表現・説得能力

スキル⑦ コミュニケーション能力

これらの「評価指針」も「あくまでも一つの例」とされている。しかし認証評価作業では、しばしば拠り所とされていると思われるし、法科大学院側でも、カリキュラム編成において参照されることが多いと思われる。そうであるとすれば、これらの「評価指針」をベースとして第7分野評価基準の改善を図ることが考えられてよいであろう。本調査における調査票の構成は、このような判断に基づくものである。

4. ABA 認証基準の場合

アメリカのロースクールに関して「2つのマインドと7つのスキル」に対応するものとして、すでに述べた『マクレイト・レポート』の「10の技能と4つの価値観」がある。

10) 前注4、『法科大学院評価基準—解説』69-73頁。

これらは、アメリカで唯一の全国的ロースクール認証評価機関である ABA が認証基準に反映させ、その普及に努めることによって、アメリカのロースクールにおける教育内容の高度化を導いてきた¹¹⁾。ロースクール側からは当初、コストその他の理由によって相当な抵抗が示されたのであるが、現在では、シミュレーション科目・臨床科目、法曹倫理科目、プロボノ義務の増加・必修化などとして結実している。また一部の州での司法試験におけるパフォーマンス・テストの導入にも影響があったと考えることができる。

5. 現実的な改善目標と調査対象

以上の検討から、第7分野の現実的な改善目標としては、「2つのマインドと7つのスキル」をベースとして、ABA 認証基準のように教育内容の高度化を実際に導く機能を果たすような基準へと改善することが考えられる。そして、そのための実証研究を行う場合、少なくとも2つの調査対象が考えられる。法曹と法科大学院である。

第1の調査対象である法曹については、「2つのマインドと7つのスキル」は法曹が現実に必要としているマインドとスキルに対応しているか、どのように改善すべきか、法曹自身の認識を調査することが考えられる。ただし、そのデータの活用にあたっては、少なくとも3点の留意事項がある。以下のとおりである。

- (1) 法曹の生涯にわたる成長の最初の時点で必要とされる「マインドとスキル」とは何であるかを解明すること。
- (2) 評価する法曹自身の属性・担当分野などによる差異がありうること。
- (3) 法曹の職務自体が変化する可能性・必要性を考慮した改善案を検討すること。

第2の調査対象である法科大学院については、「2つのマインドと7つのスキル」の規範性を認識しているかどうかと、それにどのように対応しているかを調査することが考えられる。そして、法科大学院調査については、少なくとも2点の留意事項がある。以下のとおりである。

- (1) 現時点では規範性の認識が低いからといって、「マインドとスキル」に関する基準が規範性を持ちえないことを意味しないこと。

11) 大坂恵里「アメリカの法学教育におけるマクレイト・レポートの影響」比較法学40巻2号(2007年)、同「アメリカにおける臨床法学教育」法曹養成と臨床教育2号(2009年)162-163頁を参照。

(2) 認証評価の一環として誤解されることを避けるために、調査時期は認証評価の一巡後が適切であること。

(2)の考慮から、今回は、法曹の最大グループである弁護士を対象とする調査に限定した。

6. アメリカにおける類似調査

アメリカにおいては、上記『マクレイト・レポート』の「10の技能と4つの価値観」の検討過程で、アメリカ法曹財団 (American Bar Foundation) が実施した調査がある。結果は、ブライアント・G・ガース (Bryant G. Garth) とジョーアン・マーティン (Joanne Martin) の1993年の論文¹²⁾で報告されており、付録4に収録した石田京子作成のレジュメは、その要旨である。①実施時期は『マクレイト・レポート』策定過程の1991年～92年で、②調査対象は大都市 (シカゴ)、小都市、地方の若手弁護士と、シカゴの採用担当パートナーであり、③調査方法は郵送と電話で、④16のスキルを示して重要性を評価させるとともに、各スキルが習得される場 (ロースクールか、法律事務所か) に関する認識も尋ねた。さらに、⑤専門職責任に関する設問への自由回答があり、⑥弁護士自身について、現在の地位、担当分野、稼働時間、法廷活動の程度、経歴、出身ロースクール・成績、その他の属性を尋ねている。

付録4には、原論文から2つの表を収録した。Table 1は、若手がコミュニケーション・スキルを最重視しており、法知識には中程度の重要性を与えているにすぎないことを示す。Table 11では、パートナーが、リサーチ能力とコミュニケーション能力の教育をロースクールに期待しており、法知識の習得は就職後でよいとしている。これらは、後で報告する日本の弁護士の回答ときわめて異なっている。ガースらの調査結果は、法廷や交渉におけるアメリカの弁護士業務でのコミュニケーション能力の高度の必要性、州ごとに法律が異なる状況においてリサーチ能力が不可欠であるとともに、全国的に学生を集める有力ロースクールほど州法の個別的内容に対する関心が乏しいこと、などが背景要因にあるのかもしれない。後で報告する日本の弁護士の回答も、日本の弁護士の現在の実務状況を踏まえて理解し、変化の可能性・必要性を踏まえて相対化する発想が必要とされるであろう。

12) Bryant G. Garth and Joanne Martin, *Law Schools and the Construction of Competence*, 43 J. LEGAL EDUC. 469 (1993).

7. 本調査の具体的目標と方法論的特色

以上の検討の結果、本調査の具体的目標として、以下の3項目が設定された。

- (1) 弁護士の全国サンプルによって、「2つのマインドと7つのスキル」の重要性に関する評価、指針を生かした教育内容に関する意見、改善すべき点に関する意見などを調査する。
- (2) 職場・担当分野等によって弁護士の類型化を行う
- (3) 異なる弁護士類型の間での評価・意見の異同を解明する

類似目的の先行調査であるガスらの調査と比較すると、以下の共通点と優れている点が存在する。

(1) 共通点

- ①法科大学院（ロースクール）で教育すべきマインド（価値観）とスキルの評価を求めている。
- ②回答弁護士自身の属性に関するデータを収集している。

(2) 優れている点

- ①ガスらが地方サンプルのみであるのに対して全国サンプルであり、しかも地域別分析も可能である。
- ②ガスらが新人とパートナーという弁護士経験で断続的なサンプルを対象としているのに対して、弁護士経験の全段階を含む連続的サンプルを対象としている。
- ③全国一律の抽出比率を使うのではなく、小規模会のサンプルを確保するために、単位会の規模を3段階に分けて抽出比率を変えている。

8. 調査票の構成

調査票は付録2に全文掲載してある。構成は以下のとおりである。ガスらの調査と比較すると、出身ロースクールや両親の職業などは把握していないが、日本の弁護士の属性として把握すべき基本的事項は把握しえたと思われる。また、法科大学院教育の内容がテーマであることから、何らかの形で法科大学院教育や修習生指導に関与した経験も尋ねている。

(1) 現在の認証評価基準に関する意見 (問1) :

質問の文言は、上記「法科大学院評価基準—解説 別紙」の文言をそのまま使用している。

→相対的重要性と対応する教育内容 (問2-1)

→全体的評価と改善方策 (問2-2)

→追加すべき指針と対応する教育内容 (問2-3)

これらにはすべて自由回答欄が設けられている。自由回答の内容は、とくに改善の方向を考えるうえで有意義であると考えられる。

(2) 業務環境 (問3～問6)

(3) 業務内容 (問7～問11), 担当分野の評価 (問17)

(4) 経歴・動機 (問13～15)

(5) フェイスシート事項 (F1～F6, 問12)

(6) 法科大学院, 司法修習生指導, 認証評価の経験 (F7)

以下, サンプルングと代表性の検討を経て, 知見の報告へと進む。なお, 『2008年調査報告書』には, 調査票の全項目に関するウェイトなしとウェイト付き¹³⁾の単純集計を添付した (本稿の付録6・付録7) はか, 自由回答のすべてを収録したが, 本稿では自由回答は割愛する。希望される方は筆者に連絡されたい。ただし, 自由回答の意義を説明するため, 付録3として一部を引用する。

13) その意味については本稿第2章の藤本報告を参照。

第2章 サンプルングと回収状況

藤本 亮

1. はじめに

本章においては本調査（以下においては「マインド・スキル調査」と略する場合がある）におけるサンプルング方法について説明し、あわせて回収状況についてまとめる。社会調査（survey research）におけるサンプルングは、無作為抽出法により行うことが通例である。調査対象地が広範囲にわたる場合は、調査コストとの兼ね合いから、層化多段階の抽出法を取る。母集団に含まれる調査単位の各々がサンプルとして選ばれる確率が等しいことが母集団統計の推定値を計算する場合に必要であるが、こうした層化多段階のサンプルングを行ってもこの原則は維持される。日本において行われている社会調査本調査においても基本的にこの手順に従っている。しかし、弁護士が過度に都市部に集中していることから、地方サンプルは極少になる。その結果、都市部のサンプルと地方サンプルとの間で比較を行おうとするとサンプル数が極端に異なるため、統計学的な比較が十分にできない。そこで、本調査においては、ウェイト付（重み付）サンプルングを行うことで、母集団統計値の推定に加え、推定層間比較も可能となるようなサンプルング設計を行った。

全国の弁護士を母集団として、この方法で選ばれたサンプル数は3000、有効実回答数は本調査における回収率は全体として10.1%である。社会調査において回収率が低すぎることは回答におけるバイアスをもたらす原因の一つである。一般に少なくとも60%の回収率が望ましいとされているが、本調査の回収率はかなり低い。社会調査全般において回収率が低くなっている傾向は、本調査に限らず、広くみられる。特に個人情報保護の条例が全国に広がる一方で、2005年には「個人情報の保護に関する法律」が成立し、それらに対する過剰な反応もあり、たとえば個人情報保護法の適用除外にあたる法定の各種調査においても回答拒否がみられることもめずらしくない¹⁴⁾。また、弁護士事務所には、弁護士会を始めとする関係諸団体や学術的調査の依頼がひっきりなしに送られてくる。これも回収率を下げる要因となっている。また、調査する側からするとせっかくの調査だからということで、「あれもこれも」調査票に含めてしまい、結果として質問数が増え、数十頁におよぶものめずらしくない。これも回収率を下げ、また回答がされた場合でも個々の回答における信頼性をさげる要因となる。本調査では調査票設計段

14) 2005年国勢調査においては調査票未提出世帯が4.4%にのぼり、1995年同0.5%、2000年1.7%から急増している（読売新聞2006年5月31日付）。

階で設問数を原案よりもかなり大胆に絞り込んだが、なお工夫の余地がある。今後同様の調査において回収率をあげ、また信頼度の高いデータを収集するためにはかなりの工夫が必要であろう。

2. 本調査におけるサンプリング

本調査でのサンプリングにかかわる分類は、大規模会（東京／第二東京／第一東京／大阪）中規模会（愛知県／横浜／福岡県／兵庫県／札幌／京都／埼玉／千葉県／広島／仙台／静岡県／岡山）小規模会（上記以外）である。この3分類がサンプリングにおける「層」である。大規模会には弁護士が集中しているのだから抽出比率を相対的に下げ、小規模会はそれを相対的にあげ、それによって、層間のサンプル数の違いをできるだけ小さくして、弁護士会規模別の比較も可能になるようにしている。

表2-1 弁護士会規模別のサンプリング

	弁護士会規模	大	中	小	合計
A	サンプリング時の弁護士数	14901	6099	3306	24306
B	サンプルサイズ3000での同一抽出率	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%
C	サンプルサイズ理論値	1839.2	752.8	408.0	3000
D	重み付けの比	1	1.5	2	
E	重み付き抽出率	12.3%	18.5%	24.7%	15.6%
F	重み付きサンプルサイズ理論値	1839.2	1129.2	816.1	3784.4
G	サンプルサイズ3000となるように調整した重み付きの抽出率	9.8%	14.7%	19.6%	12.3%
H	サンプルサイズ3000に調整した重み付きサンプルサイズ理論値	1458.0	895.1	646.9	3000
I	単位会ごとに整数値となるように調整したサンプルサイズ	1458	895	647	3000

表2-1は、弁護士会規模別にサンプル数をまとめたものである。表中Aはサンプリング時点（2007年10月）の弁護士会規模別の弁護士数である。サンプルサイズを3000としたときに規模別ではなく一律の抽出比率（表中B）を適用した場合のサンプル数は大規模会約1839、中規模会約752、小規模会約408である（表中C）。大規模会と小規模会のサンプル数比は約4.5対1となる。

層間比較における推定誤差を最小とするためには、サンプル数は等しい方が望ましい。他方で、ある層に対するサンプリング上の重み（ウェイト）が大きいとウェイトバック（ウェイトを勘案した重み付集計）した際に生ずる歪みが大きくなるというトレード

オフの関係にある¹⁵⁾。本調査においては重み付けの比（表中D）を1:1.5:2とし、まずそれをベースに重み付抽出比率（表中E）を計算した。その抽出比率に基づいたサンプルサイズは表中Fのとおりであるが、その合計は約3784となり、計画したサンプルサイズの3000を越える。そこで、総サンプル数が3000となるように調整した重み付き抽出率を計算し（表中G）、それをもとに計画サンプル数を定めた（表中H）。単位会ごとにサンプル数が整数となるように調整したものが最終的なサンプルサイズである（表中I）。

3. 回収率

前節の計画サンプルをもとに返信用封筒を同封の上郵送にて調査票を配布した。回収率は表2-2のとおりである。抽出比率（表中E）をベースにしたウェイト比（表中F）を乗じたウェイト付回収数は大規模会で780、中規模会で392、小規模会で228の合計1400である（表中G）。これは実回収数304（表中C）と異なるので、ウェイト付集計をした場合、直感的にわかりにくい。そのため、実回収数とウェイト付回収数の比（表中H）をもってウェイト値を計算した（表中I）。このウェイト値を乗じた弁護士会規模別の規正標本数は表中Jのとおりである。

15) この他、各種の誤差についての注意点については、本多則恵・本川明（2005）「インターネット調査は社会調査に利用できるか—実験調査による検証結果—」（労働政策研究報告書 No.17）労働政策研究・研修機構等を参照。

表2-2 回収状況

A	単位会規模	大	中	小	合計
B	サンプル数	1458	895	647	3000
C	実回収数	130	98	76	304
D	回収率	8.9%	10.9%	11.7%	10.1%
E	抽出比率	(1)	(1.5)	(2)	
F	比	6	4	3	
G	ウェイト付き回収数	780	392	228	1400
H	係数				0.217
I	ウェイト値	1.30	0.87	0.65	
J	規正標本数	169.37	85.12	49.51	304

1. 「実回収数」に対して、サンプリング比に応じて大規模で6、中規模で4、小規模で3をかけて、「ウェイト付き回収数」を算出
2. 「実回収数」と「ウェイト付き回収数」から係数0.21714...を算出
3. 係数0.21714...と「抽出比率の逆数」から、「ウェイト値」を算出
4. 「実回収数」と「ウェイト値」を掛け合わせ、「規正標本数」を決定
5. こうすることで「ウェイトなし」と「ウェイトあり」の総ケース数がほぼそろうので、分析しやすくなる。

先にも触れたように、設計されたサンプルに対する有効回答率は全体で10.1%であり、けっして高くない点については十分な留意が必要である。弁護士調査に限らず、社会調査における回収率が低い傾向は、プライバシー意識の高まりや個人情報保護法施行に伴う過剰ともいえるべき反応などから説明されているが、調査の質という点で大きな問題をはらんでいる。督促は当初の締切り後に1回行ったが、高頻度で調査依頼が舞い込む弁護士事務所に対する過度の督促は却って調査自体に対する反感を招く結果だけに帰結する可能性も高いため、やみくもに回収率をあげることだけにリソースをつぎ込むことは避けた。これについては本調査の目的が、法科大学院評価にあたっての基準改善のための意見聴取であるという点も考慮された。

しかし、回収率が低いことから、回収されたサンプルが母集団と大きくずれていないかどうかを確認する必要がある。以下に、入手できた限りの類似の弁護士対象調査における回答者属性や弁護士数統計と本調査のそれとを比較してその点を確認していく。

4. 回収サンプルの属性比較

表2-3 弁護士会規模別のサンプル数比較

	所属弁護士会	マインドスキル調査		マインドスキル調査		弁護士センサス (2006/5)			母集団		
		ウェイトなし	ウェイト付	ウェイトなし	ウェイト付	所属弁護士会	回答数	%	弁護士数	%	
大規模会	東京三会 / 大阪	130	42.6%	169	55.6%	東京三会	1,923	41.1%	53.8%	11725	48.2%
						大阪	595	12.7%		3176	13.1%
中規模会	横浜・愛知県・福岡県・札幌・仙台・埼玉・千葉県・静岡県・京都・兵庫県・広島・岡山	98	32.1%	85	28.0%	横浜・愛知県・福岡県	572	12.2%	27.2%	2798	11.5%
						札幌・仙台・埼玉・千葉県・静岡県・京都・兵庫県・広島	700	15.0%		2543	10.5%
小規模会	上記以外	76	24.9%	49	16.1%	上記以外	882	18.9%		4064	16.7%
	無回答	1	0.3%	1	0.3%	無回答	5	0.1%			
	合計	305	100.0%	304	99.9%		4,677	100.0%		24306	100.0%

表2-3は、弁護士会別のサンプル数の構成について、マインド・スキル調査の実回収数、ウェイト付回収数（重み付規正回収数）、弁護士センサス¹⁶⁾、サンプリングに用いた母集団の比較をしたものである。

表中囲みの部分を比較すると、母集団に対して、大規模会サンプルは、母集団が61.3%に対してマインド・スキル調査（ウェイト付）は55.6%、弁護士センサスは53.8%とややアンダーサンプリングされ、中規模会サンプルは、母集団が22.0%、マインド・スキル調査が28.0%、弁護士センサスが27.2%とややオーバーサンプリングされていることがわかる。本マインド・スキル調査と弁護士センサスデータの弁護士会規模別サンプル構成はほぼ同じである。

次に、表2-4で年代構成別に比較をしてみよう。弁護士センサスとの比較のみになるが、特徴的なところを拾ってみると、本マインド・スキル調査（ウェイト付）では20代が24.9%であるのに対し、弁護士センサスでは19.5%であり、ややオーバーサンプリングの傾向がみられる。逆に、50代では、マインド・スキル調査15.7%に対し弁護士センサス22.4%とアンダーサンプリングの傾向がみられる。

16) 弁護士実勢（弁護士センサス）調査（2006年5月実施）の数値は日弁連ウェブページに公表されている集計結果から計算した。

表2-4 年代構成別のサンプル数比較

	マインドスキル調査		マインドスキル調査			
	ウェイトなし		ウェイト付		弁護士センサス（2006/5）	
年代	度数	（％）	度数	（％）	度数	
20代	19	6.2％	20	6.6％	336	7.2％
30代	79	25.9％	76	24.9％	911	19.5％
40代	42	13.8％	45	14.8％	769	16.4％
50代	51	16.7％	48	15.7％	1047	22.4％
60代	43	14.1％	42	13.8％	795	17.0％
70歳以上	70	23.0％	72	23.6％	808	17.3％
無回答	1	0.3％	1	0.3％	11	0.2％
総数	305	100.0％	304	99.7％	4677	100.0％

表2-5 所属事務所弁護士数別のサンプル数比較

事務所 弁護士数	マインドスキル調査					弁護士センサス (2006/5)		
	ウェイトなし		ウェイト付					
	度数	(%)	度数	(%)			度数	
1人	101	33.1%	90	29.5%		1人	1882	40.2%
2人	46	15.1%	42	13.8%	40.7%	2～5人	1796	38.4%
3人	48	15.7%	49	16.1%				
4人	20	6.6%	20	6.6%				
5人	10	3.3%	9	3.0%				
6～9人	33	10.8%	37	12.1%		6～10人	463	9.9%
10人以上	31	10.2%	40	13.1%		11人以上	518	11.1%
無回答	16	5.2%	16	5.2%			18	0.4%
	305	100.0%	303	99.3%			4677	100.0%

続いて、表2-5で所属する事務所の弁護士数のデータを比較してみよう。マインド・スキル調査（ウェイト付）は、1人事務所が29.5%、弁護士センサスでは40.2%とアンダーサンプリングされているが、その他の区分ではほぼ等しい構成比率となっている。

ここで比較した属性の限りでは、属性区分によっては弁護士センサスとやや異なる部分もあるが、回収率を考えれば、弁護士全員を母集団とする調査として、大きくサンプル構成が歪んでいることは観察されない。

5. ウェイトなし集計とウェイト付集計の比較

表2-6 ウェイトなし集計とウェイト付集計の比較例

重み付けしていないと重み付けした度数分布集計の比較例

ウェイトなし集計	総数	特に力を入れて	ある程度力を入れて	ひとつとおり全体を説明する程度	主要な要点のみを説明する程度	不要である	無回答
(1)問題解決能力	305	113	101	62	21	3	5
	%	37	33.1	20.3	6.9	1	1.6
(2)法的知識	305	165	98	36	3	0	3
	%	54.1	32.1	11.8	1	0	1
(3)法曹としての使命・責任の自覚	305	119	85	70	24	4	3
	%	39	27.9	23	7.9	1.3	1

ウェイト付集計	総数	特に力を入れて	ある程度力を入れて	ひとつとおり全体を説明する程度	主要な要点のみを説明する程度	不要である	無回答
(1)問題解決能力	304	113	103	59	20	3	5
	%	37.1	33.9	19.5	6.7	1	1.8
(2)法的知識	304	166	97	34	3	0	3
	%	54.6	31.9	11.2	1.1	0	1.1
(3)法曹としての使命・責任の自覚	304	116	83	71	27	3	3
	%	38.3	27.2	23.4	8.8	1.1	1.1

ウェイト付集計は実回収データの集計結果とどう変わってくるのかを表2-6を例にして示しておこう。これはマインドとスキル養成の9項目ごとにどの程度法科大学院で教育することが望ましいかを尋ねた質問の一部である。重ねての説明になるがウェイトは、サンプリング設計において抽出率の低い層から抽出されたサンプルにウェイト係数を乗じることとなる。実際には分析結果をみる際に実回収数の合計とウェイト付集計の合計がそろうようにウェイト係数を計算するので、合計数はわからない。表2-6では総数がウェイトなしで305、ウェイト付で304となっているが、これは回収したサンプルのひとつの所属弁護士会が不明であったため、層化した際の弁護士会規模がわからず、ウェイト係数を乗じた集計をする際には省かれるためである。

枠線で囲った部分で比較をすると、どの区分もそれほど大きく集計法による違いはみられない。弁護士会規模ごとのウェイト値の差が（つまり抽出率の差が）全体集計をする際の歪みを少なくするようにそれほど大きくなっていないことも原因の一つであろう。

6. 本報告書での記述統計報告

ここまでみてきたように、調査ではウェイト付のサンプリング設計をしているが、本報告書の報告は、調査直後の報告であることと、最終的には個々の回答者に注目する分析を行うことになったところから、単純にウェイトを乗じていない実回収データベースの記述統計によることとする。

他方、重ねての言及になるが、回収率が低いことについては十分な留意が必要である。属性変数の構成は弁護士センサスデータ等と比較すると属性ごとにややオーバーサンプリングやアンダーサンプリングはみられるが、それほど大きく異なっているわけではない。後の分析で紹介するように法科大学院関係や修習生の指導にあたった経験のある弁護士の比率がかなり高い。その限りではあるが、法科大学院認証評価にあたっての評価基準についての意見聴取という本調査の目的からすると、経験に基づいた意見も多く含まれていることから、深い分析を今後加えていく価値が十分あると考えられる。

調査方法の点からは、社会調査を取り巻く環境が（回収率に限らず）調査主体にとってより困難なものになっていることを考えれば、全体を推定するためのサンプルと層間比較をするためのサンプルを別々にサンプリングする、あるいは単一の調査プロジェクトではいずれかしか行わないようなサンプリング設計をするというのはリソースの有効な活用とはいえないであろう。日本の社会調査ではウェイト付分析はあまり好まれない傾向もみられるが、本マインド・スキル調査のように、重み付サンプリングも利用し、全体集計と層間比較を単一の調査で可能とするような、貴重な調査機会を最大限活用する調査設計の方向性を示すことの意義は小さくないと考えられる。

第3章 認証評価指針に対する意見の分布と構造

武士俣 敦

1. 認証評価指針に対する意見の分布

ここでは、最初に、財団の法科大学院評価基準第7分野で「2つのマインドと7つのスキル」という標語のもとに認証評価指針として特定された法曹の資質・能力の諸要素の法科大学院教育における相対的重要性について弁護士がどのような意見を持っているかについて、ウェイトなしの単純集計レベルでデータの分析をおこなった結果を報告する。意見の測定は、調査票の問1において、評価指針が挙げる法曹の資質・能力の9つの要素、すなわち、「法曹としての使命・責任の自覚」、「法曹倫理」、「問題解決能力」、「法的知識」、「事実調査・事実認定能力」、「法的分析・推論能力」、「創造的・批判的検討能力」、「法的議論・表現・説得能力」、及び「コミュニケーション能力」、のそれぞれに対する法科大学院での教育の必要性の程度を問うことによっておこなった。その程度とは、「特に力を入れて教育すべき」、「ある程度力を入れて教育すべき」、「ひととおり全体を説明する程度」、「主要な要点のみを説明する程度」、そして「不要である」の5段階である。

結果は法科大学院教育における各要素の重要性の評価において弁護士の間で一定のばらつきを見せた。では、意見の分布をみてみよう。表3-1がそれを示している。「特に力を入れて教育すべき」資質・能力の要素としてもっとも顕著なのが法的知識である。これを挙げた回答者の比率は54.6%ともっとも高い値を示している。その他で「特に力を入れて教育すべき」要素として回答された比率が第1位の要素は、法的分析・推論能力(41.1%)、法曹倫理(40.3%)、法曹としての使命責任(39.4%)、及び問題解決能力(37.7%)である。

つぎに、重要性の程度が一段下がって、「ある程度力を入れて教育すべき」というレベルでの反応の比率がもっとも大きかった要素は、事実調査・事実認定能力(43.3%)、及び法的議論・表現・説得能力(40.9%)である。さらにもう一段程度が下がって、「ひととおり全体を説明する程度でよい」というレベルに反応する比率がもっとも大きい要素は、創造的批判的能力(40.1%)とコミュニケーション能力(37.4%)である。これよりさらに重要性評価の低い段階、すなわち、「主要な要点のみ説明する程度」、及び「不要である」のレベルでは総じて反応が少なく、すべての要素にわたって比率の値は小さいが、その中では創造的批判的能力とコミュニケーション能力が相対的には大きい値を示している。

以上が「2つのマインドと7つのスキル」に関する現在の日本の弁護士たちの意見の分布である。これを法曹の資質・能力の諸要素の法科大学院教育におけるプライオリティという観点から要約すればつぎのようにいえるであろう。まず、もっとも重視される要素は法的知識、法的分析・推論能力、法曹倫理、法曹としての使命・責任の自覚、及び問題解決能力である。その中でもとくに法的知識が重要な教育内容と考えられている。他方で、あまり重視されない要素は、創造的批判的能力とコミュニケーション能力である。これらは法科大学院で教育すべきものとはあまり考えられていないということである。そして、以上の重視される要素群と重視されない要素群の間の中間的な位置にあるのが事実調査・事実認定能力と法的議論・表現・説得能力であるといえる。

表3-1 「2つのマインドと7つのスキル」に対する重要性評価

	問題解決 能力	法的知識	法曹としての 使命・責任の 自覚	事実調査・事 実認定能力	法的分析・ 推論能力
1：特に力を入れて	37.7	54.6	39.4	30.0	41.1
2：ある程度力を入れて	33.7	32.5	28.1	43.3	39.1
3：ひととおり全体を説明する程度	20.7	11.9	23.2	22.7	17.4
4：主要な要点のみ説明する程度	7.0	1.0	7.9	4.0	2.3
5：不要である	1.0	0.0	1.3	0.0	0.0
合計 (%)	100.0 (N = 300)	100.0 (N = 302)	100.0 (N = 302)	100.0 (N = 300)	100.0 (N = 299)
	創造的批判 的検討能力	法曹倫理	法的議論・ 表現・説得 能力	コミュニ ケーション 能力	
1：特に力を入れて	10.1	40.3	24.9	14.2	
2：ある程度力を入れて	27.3	27.1	40.9	32.5	
3：ひととおり全体を説明する程度	40.1	25.4	26.6	37.4	
4：主要な要点のみ説明する程度	18.9	6.9	7.3	13.6	
5：不要である	3.7	0.3	0.3	2.3	
合計 (%)	100.0 (N = 297)	100.0 (N = 303)	100.0 (N = 301)	100.0 (N = 302)	

このような結果から、若干の課題ないし問題が提起される。第1に、法的知識の重要性の評価が高いことである。これは一見すると自明のことも思えるが、アメリカにおける類似の調査研究では、ロースクールにおける法的知識の教育のプライオリティはそれほど高くないという知見が得られている¹⁷⁾。すなわち、比較法的な観点からは決して自明ではないのであり、この点についてのさらなる検討が求められる。

第2に、問題解決能力に関することである。これは、財団評価基準の解説によれば、他の6つのスキルを手段とする目的として位置づけられる能力であるが、弁護士一般の認識においてはそのような位置づけが与えられているとは思われない。つまり、これを「特に力を入れて教育すべき」という回答の比率は37.7%で、5段階評価の中でもっとも値が大きいものの、資質・能力の他の要素との対比でみると決して大きくないからである。もし、解説通りの位置づけが認識されているのならば、法的知識の54.6%よりも大きい値を示してしかるべきなのではないかと思われる。

第3は、法科大学院での教育にはあまり必要性が認められていない創造的批判的能力とコミュニケーション能力に関しての問題である。コミュニケーション能力の習得が法科大学院での教育によってよりも、事実上、あるいは理論上、その後の研修やOJTに委ねられる部分が大きいことは考えられるが、先にふれたアメリカでの知見によれば、アメリカの弁護士がもっともロースクールに期待しているのはコミュニケーション能力である。この彼我の差異の意味するものは何であろうか。さらなる検討を要する。また、創造的批判的能力が法曹の資質・能力として必須のものであるということは、一般論としておそらく異論のないところであろう。だが、過去の法曹養成教育の批判的検討をふまえて法科大学院制度が創設されるにあたっては、創造的批判的検討能力は法科大学院の役割をめぐる議論の焦点の一つであったはずである¹⁸⁾。弁護士一般の認識において、法科大学院教育における創造的批判的能力のプライオリティが低いという現実はどのように理解できるだろうか。教育の場が法科大学院以外であるべきだとしたら、どこでなされるべきものであろうか。

2. 「マインドとスキル」認証評価指針に対する意見の構造

つぎに、意見の分布から意見の構造の分析に移りたい。ここで意見の構造とは、「マインドとスキル」の各個別要素に潜在する基本的な次元（因子）のことである。認証評価指針に対する弁護士の意見のなかに何らかの構造が存在するかどうかをみるために、量的データにもとづいた意見の構造を探るための統計的な手法である因子分析をおこ

17) 前注12, Garth and Martin, 本稿付録4。

18) 例えば、須網隆夫『グローバル社会の法律家論』（現代人文社、2002年）第3部を参照。

なった。以下では、その結果を記述した上で、見いだされた構造の意味について分析を試みる。

因子分析とは、複数の変数間に相関係数で表現できる関係がみられるとき、その関係を成り立たせている未知の共通因子があると仮定し、それを発見することにより、変数間の関係を因子と変数の関係で説明しようとするものである。ここでは変数は2つのマインドと7つのスキルの9変数である。これら相互の相関係数が分析のベースとなる。

因子分析の結果、3つの因子が析出された。表3-2の3つの列がそれを示している。左から第1因子、第2因子、そして第3因子である。各列に表示されている数字は因子負荷量といい、その絶対値の大きさが各因子と各要素との関係の強さを表わしている。因子分析では、この因子負荷量の数値を見て、因子の解釈をおこない、実体的意味を含めた適切なネーミングをする。ここでは因子負荷量の絶対値が0.30以下のものは誤差とみなし、無視することとした。

表3-2 「2つのマインドと7つのスキル」と因子構造

	因 子			意見の平均値
	1：マインド	2：パフォーマンス・スキル	3：セオリー・スキル	
法曹としての使命・責任の自覚	0.915	0.120	-0.071	2.08
法曹倫理	0.757	0.161	-0.067	2.03
法的分析・推論能力	0.011	0.127	0.923	1.81
法的知識	-0.106	0.074	0.390	1.58
事実調査・事実認定能力	0.248	0.283	0.363	2.02
コミュニケーション能力	0.218	0.841	-0.067	2.57
法的議論・表現・説得能力	0.067	0.600	0.198	2.15
問題解決能力	0.035	0.401	0.136	2.00
創造的批判的検討能力	0.318	0.382	0.156	2.82
累積寄与率 (%)	18.201	35.063	48.757	

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

表3-2から各因子と各要素との関連のあり方がどうなっているかを見ると、第1因子は、法曹の資質・能力の諸要素のなかで、法曹としての使命・責任の自覚と法曹倫理の2つの要素に強く関係している。第2因子は、コミュニケーション能力、法的議論・表現・説得能力と強く関係しており、それに加えて、やや弱いですが、問題解決能力が関係

している。第3因子は、法的分析・推論能力ときわめて強い関係を有しており、それ以外には法的知識、及び事実調査・事実認定能力とも関係している。そして、弱いながらも第1因子と第2因子の両方に関係をもっているのが創造的批判的検討能力である。

さて、各因子はどのように解釈できるだろうか。まず、第1因子である。これは法曹としての使命・責任の自覚と法曹倫理の2つの要素に関係していることからして、「マインドとスキル」という標語の「マインド」として定義されたものが、単一の因子として抽出されたと考えていいだろう。よってマインド因子と名づけたい。

次に、第2因子である。これは「マインドとスキル」という標語に即していえば、「スキル」に関する因子であるが、関係する要素に照らして考えると、その内容は、具体的な当事者と問題について最終的に問題解決に至るためのスキルと考えられることから、パフォーマンス・スキルと名づけたい。

最後に第3因子であるが、これは法に関する基礎的、理論的知識を獲得・動員するスキルと考えられる。よって、セオリー・スキルと名づけたい。

ただ、細かく見ると、留意すべき点がある。それは創造的批判的検討能力という要素である。これは、パフォーマンス・スキル因子とマインド因子の両方に一定の関係を持っているということになるが、そのような解釈が妥当であるかはなお慎重に検討する必要がある。したがって上述の3つの因子の解釈にあたってはこの要素は考慮されていない。

以上をふまえて、弁護士の意見の構造について要約し、若干の考察を加えたい。第1に、「マインドとスキル」に関する意見の構造は三次元からなっていることがわかった。空間的なイメージとしては直交する3次元の空間における3本の座標軸がマインド因子、パフォーマンス因子、そしてセオリー因子である。

第2に、財団が提唱する2つのマインドと7つのスキルは、実証的な研究にもとづいて作成されたものではないが、マインド因子の存在は、指針策定時の想定が弁護士一般の認識と合致していることを意味する。これは、策定準備段階においてあらかじめ綿密な検討がなされ、各個別要素の厳密な定義づけと体系化が試みられたことの反映であろう。

第3に、スキルについては単一の次元ではなく、2つの独立した次元に分かれることがわかった。弁護士一般の認識においては、スキルはセオリー・スキルとパフォーマンス・スキルという2種の区別されたスキルとして存在している。この点は、指針策定時の想定と現実とが一致していないことを示しているように思われる。指針策定時の想定とはどのようなものであったか。その手がかりとして、評価基準第7分野「法曹に必要な資質・能力の養成」についての解説中、問題解決能力の項に、つぎのように述べられ

ている¹⁹⁾。

社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力。他のスキル（法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）を駆使して、アウトプットをもたらすことのできる総合力である。他のスキルはあくまで問題解決という目的に向けられてこそ意味をもつということを認識することが必要である。

ここには理念として構成されたスキルの構造が示されているといっていよう。このようなスキル間の連関の構造が実際にも弁護士の実感であるならば、どのような因子構造になるであろうか。おそらく、データ分析の結果見いだされた因子構造とは異なるものになると思われる。すなわち、2因子構造になるか、あるいは3因子構造になるにしても異なる意味を持ったものになると思われる。上記のわれわれの三次元の構造理解が経験的妥当性をもっているのであれば、このことは理念と現実のズレを指し示していることになる。このズレをどう評価するかは重要な問題であるが、ここでは立ち入らない。ともかく、現実に存在するマインド因子、パフォーマンス因子、それにセオリー因子という3つの次元を相対的にどのような重みで要求するかによって、法科大学院教育に対する期待が変わってくることになるだろう。

最後に、創造的・批判的検討能力というスキルの位置づけが問題として残された。このスキルは上述の三次元の構造理解とはうまく適合しないからである。われわれの構造理解に妥当性があるとすれば、このスキルは、理念としてはともかく、弁護士の現実認識においては不明確なものとなっていると考えられる。このことは、このスキルの指針としての適切性に若干の疑問を投げかけるものであるが、このスキルのコンセプト自体の問題というより、定義づけの仕方の問題といえるかもしれない。いずれにせよ、さらなる検討の余地を示唆している。

19) 前注4、『法科大学院評価基準—解説』71頁。

第4章 認証評価指針に対する意見と弁護士の属性

神長百合子・上石 圭一

1. 本報告の趣旨

本章は、調査票の間1「現在の認証評価基準に関する意見」²⁰⁾について、回答者弁護士の属性との関連で得られた知見をまとめるものである。この間は、財団が掲げる9つの評価基準に関して、法科大学院教育に対する期待として、会員弁護士がどの程度重要視しているかを項目ごとに見るものである。

弁護士の属性は、ここでは、フェイスシートで聞いているものに限定し、所属単位会の規模（会員数で大・中・小に分類した）、性別、年齢、司法修習の期、弁護士登録年、法曹養成との関わりを独立変数として扱った。法曹養成との関わりは、問F7で提示された6類型、すなわち法科大学院教員から、弁護士会の法科大学院関係の委員、旧司法試験に合格した司法修習生の指導、新司法試験に合格した司法修習生の指導、弁護士会の司法修習関係の委員、法科大学院の認証評価まで、を合算したものである。

調査票の上では、5段階での評価（「特に力を入れて」＝1、「ある程度力を入れて」＝2、「ひととおり全体を説明する程度」＝3、「主要な要点のみを説明する程度」＝4、「不要である」＝5）を依頼したのであるが、回答を集計した結果、分布度数に偏りがある（上位3つに集中）²¹⁾ことが判明した。そのため、「特に力を入れて」、「ある程度力を入れて」、及び「それ以下」（下位の3段階をまとめたもの）、という3段階で分析を行った。

この3段階評価とフェイスシート上の属性をクロス集計して得られたものが、以下の知見である。ここでは、各属性におけるカテゴリー間に差異が見られたもののみを報告する。差異があるという知見が外れる可能性を最小にするため、本報告においては、統計上の危険率を1%にとり、ほとんど完全に有意なもののみを見ていく²²⁾。

2. 問1においてカテゴリー間に統計的に有意な差の見られるもの

問1の「現在の認証評価基準に関する意見」において、法科大学院教育への期待について、各属性のカテゴリー間に統計的に有意な差が見られたのは、法的知識（基礎的法

20) この間は(1)から(9)までの項目からなる。各項目の内容については、本稿の付録2を参照。

21) 本稿第3章の武士俣報告を参照。

22) 危険率を若干上げると差異が出てくる属性もあるが、それについては今後の詳細な分析にかけられる予定である。また、フェイスシート上のもの以外の属性、たとえば事務所規模、事務所内の地位、専門性などで差異が見られるものがあるが、本報告では割愛する。

的知識，専門的法的知識，法情報調査），法曹としての使命・責任の自覚，創造的・批判的検討能力，法曹倫理，コミュニケーション能力であった。それ以外の4つの評価基準（問題解決能力，事実調査・事実認定能力，法的分析・推論能力，法的議論・表現・説得能力）に関しては，属性からする差異は見られなかった。

もちろん，単純集計についての武士俣報告（本稿第3章）の示すように，各評価項目は法科大学院教育への期待度そのものが均一でないで，この結果の解釈についてはより深い分析を要する。ただ，属性に対応して，弁護士の期待レベルに差異が生じるということは調査によって明らかになったということ是可以する。以下に，期待の程度に属性による差異が見いだされた項目を，個々に提示する。

3. 法的知識（基礎的法的知識，専門的法的知識，法情報調査）

この評価項目について，カテゴリー間に法科大学院教育への期待に差異が現れた属性は，年齢，司法修習期，弁護士登録年である。本報告で使用する有意水準においては，明白に関連があるのは年齢（表4-1），司法修習期（表4-2），弁護士登録年（表4-3）である。少し危険度を上げると，法科大学院教員等法曹養成経験（表4-4）も関連が見られる。

表4-1 法的知識と年齢のクロス表

			法的知識			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
年 齢	30代	度数	72	18	7	97
	以下	%	74.2%	18.6%	7.2%	100.0%
	40代・	度数	42	42	8	92
	50代	%	45.7%	45.7%	8.7%	100.0%
	60代	度数	51	37	24	112
	以上	%	45.5%	33.0%	21.4%	100.0%
合計		度数	165	97	39	301
		%	54.8%	32.2%	13.0%	100.0%

$$\chi^2 = 30.589, df = 4, p < 0.01$$

表 4-2 法的知識と司法修習期のクロス表

			法的知識			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
修習期	20期台	度数	48	39	23	110
	以前	%	43.6%	35.5%	20.9%	100.0%
	30期台・	度数	37	32	7	76
	40期台	%	48.7%	42.1%	9.2%	100.0%
	50期台	度数	75	25	7	107
	以降	%	70.1%	23.4%	6.5%	100.0%
合計		度数	160	96	37	293
		%	54.6%	32.8%	12.6%	100.0%

$$\chi^2 = 22.579, \text{ df} = 4, p < 0.01$$

表 4-3 法的知識と弁護士登録年のクロス表

			法的知識			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
登録年	1977	度数	36	30	18	84
	以前	%	42.9%	35.7%	21.4%	100.0%
	1978～	度数	42	36	9	87
	1997	%	48.3%	41.4%	10.3%	100.0%
	1998	度数	87	32	12	131
	以降	%	66.4%	24.4%	9.2%	100.0%
合計		度数	165	98	39	302
		%	54.6%	32.5%	12.9%	100.0%

$$\chi^2 = 17.704, \text{ df} = 4, p < 0.01$$

法的知識については、表 4-1 から表 4-3 を見るならば、年齢、司法修習期、弁護士登録年の 3 つがともに関連しているように見える。しかしながら、これらの要因については疑似相関の可能性があるのでさらに分析が必要であり、そのどれが真の要因であるかを確定することは次の課題である。とはいえ、現段階では、もっとも根底にある要因は年齢であると考えられる。年齢が若いほど、自己の法的知識の蓄積が途上であることもあり、法曹養成教育を受けた時点からも近いために、法的知識の必要性を特に感じてそれを法科大学院教育に期待しているということであろうか。

次の法曹養成に携わった経験とのクロス集計においては、前述したように統計上の有意さのレベルは少し下がるが、カテゴリー間（F 7 で掲げた 6 類型に当てはまる経験の

有／無)に差が見られた。有意さのレベルが下がるにも関わらずここで言及する理由は、教育する側が、当財団の掲げるマインドとスキルの法科大学院教育における重要性をどのように見ているかについての関心からである。後に見るように、他の評価項目の中には、法曹養成に携わった経験の有／無が有意な差を示しているものがあるので、この属性はより深い分析の対象となろう。

表4-4 法的知識と法曹養成経験のクロス表

			法的知識			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
法科大学院教員等法曹養成経験	あり	度数 %	72 53.7%	52 38.8%	10 7.5%	134 100.0%
	なし	度数 %	93 55.4%	46 27.4%	29 17.3%	168 100.0%
合計		度数 %	165 54.6%	98 32.5%	39 12.9%	302 100.0%

$$\chi^2=8.577, df=2, p<0.05$$

4. 法曹としての使命・責任の自覚

次に有意な相関が属性との関係で見いだされた評価項目は、「法曹としての使命・責任の自覚」である。ここでも、以下の表に示されるように、年齢、弁護士登録年について明らかであるが、修習期との関連は弱くなった。前2者と、後者との何らかのずれが存在するのかという点については、今後の分析にける予定である。

表4-5 法曹としての使命・責任の自覚と年齢のクロス表

		使命・責任の自覚			合計
		特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
年齢	30代 以下	度数 25 25.5%	25 25.5%	48 49.0%	98 100.0%
	40代・ 50代	度数 33 36.3%	27 29.7%	31 34.1%	91 100.0%
	60代 以上	度数 60 53.6%	33 29.5%	19 17.0%	112 100.0%
合計		度数 118 39.2%	85 28.2%	98 32.6%	301 100.0%

$$\chi^2 = 27.715, df = 4, p < 0.01$$

表4-6 法曹としての使命・責任の自覚と登録年のクロス表

		使命・責任の自覚			合計
		特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
登録年	1977 以前	度数 50 59.5%	22 26.2%	12 14.3%	84 100.0%
	1978～ 1997	度数 33 38.4%	24 27.9%	29 33.7%	86 100.0%
	1998 以降	度数 36 27.3%	39 29.5%	57 43.2%	132 100.0%
合計		度数 119 39.4%	85 28.1%	98 32.5%	302 100.0%

$$\chi^2 = 27.059, df = 4, p < 0.01$$

この評価項目については、法曹養成の経験が関わっているという結果が出た。表4-7に見るように、法科大学院教員などとして法曹養成に携わる経験を有する弁護士のうち、法科大学院で「法曹としての使命・責任の自覚」を教育すべきだと考える者は、「特に力を入れて」教えるべきだとする者46.6%、「ある程度力を入れて」教えるべきだとする者30.8%であるのに対して、法曹養成に携わった経験のない弁護士は、それぞれ33.7%と26.0%であり、かなりの差異が存在する。

これは、法曹養成経験者が、そうでない弁護士と年齢の分布が異なることの影響であるのか、それ以上の法曹養成経験者に特有な性質を示しているのかについては、今回の分析ではわからない。しかしながら、そもそも法科大学院開設の目的が、「点からプロ

セスへ」という教育改革であり、司法研修所の前期修習に替わる場所にあることに鑑みるならば、弁護士会の中心的存在として後継者養成を担うレベルの弁護士が、この項目に関心を持ち、さらには、現実の教育課程で実践しているという理解も可能であろう。

表4-7 法曹としての使命・責任の自覚と法曹養成経験のクロス表

			使命・責任の自覚			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
法科大学院教員等法曹養成経験	あり	度数 %	62 46.6%	41 30.8%	30 22.6%	133 100.0%
	なし	度数 %	57 33.7%	44 26.0%	68 40.2%	169 100.0%
合計		度数 %	119 39.4%	85 28.1%	98 32.5%	302 100.0%

$$\chi^2 = 10.914, \text{ df} = 2, p < 0.01$$

5. 創造的・批判的検討能力

この評価項目は、単純集計の上では、あまり重要性を認められていないものの、以下のような興味深い、法科大学院教育に対する深遠な示唆に富むものであることがわかった。この項目と関連することが判明した弁護士の属性は、年齢、司法修習期、弁護士登録年、法科大学院教員等法曹養成経験である。

表4-8 創造的・批判的検討能力と年齢のクロス表

			創造的・批判的検討能力			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
年齢	30代以下	度数 %	5 5.2%	17 17.5%	75 77.3%	97 100.0%
	40代・50代	度数 %	7 7.7%	32 35.2%	52 57.1%	91 100.0%
	60代以上	度数 %	18 16.7%	31 28.7%	59 54.6%	108 100.0%
	合計	度数 %	30 10.1%	80 27.0%	186 62.8%	296 100.0%

$$\chi^2 = 17.903, \text{ df} = 4, p < 0.01$$

表4-9 創造的・批判的検討能力と司法修習期のクロス表

			創造的・批判的検討能力			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
修習期	20期台 以前	度数 %	18 16.8%	29 27.1%	60 56.1%	107 100.0%
	30期台・ 40期台	度数 %	6 8.1%	27 36.5%	41 55.4%	74 100.0%
	50期台 以降	度数 %	5 4.7%	22 20.6%	80 74.8%	107 100.0%
合計		度数 %	29 10.1%	78 27.1%	181 62.8%	288 100.0%

$$\chi^2 = 16.172, df = 4, p < 0.01$$

表4-10 創造的・批判的検討能力と登録年のクロス表

			創造的・批判的検討能力			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
登録年	1977 以前	度数 %	7 5.6%	25 20.2%	92 74.2%	124 100.0%
	1978～ 1997	度数 %	6 7.1%	31 36.5%	48 56.5%	85 100.0%
	1998 以降	度数 %	15 18.5%	24 29.6%	42 51.9%	81 100.0%
合計		度数 %	28 9.7%	80 27.6%	182 62.8%	290 100.0%

$$\chi^2 = 18.936, df = 4, p < 0.01$$

表4-11 創造的・批判的検討能力と法曹養成経験のクロス表

			創造的・批判的検討能力			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
法科大学院教 員等法曹養成 経験	あり	度数 %	20 15.3%	42 32.1%	69 52.7%	131 100.0%
	なし	度数 %	10 6.0%	39 23.5%	117 70.5%	166 100.0%
合計		度数 %	30 10.1%	81 27.3%	186 62.6%	297 100.0%

$$\chi^2 = 11.872, df = 2, p < 0.01$$

6. 法曹倫理

法曹倫理は、弁護士業の脊椎ともいえるものであり、弁護士の側では弁護士自治を主張する根拠となるばかりか、そこには社会の側からの信頼がかかっているにもかかわらず、従来の法曹資格取得制度においては、司法研修所の段階まで全くふれられることがなかった。それゆえ、弁護士は司法修習や弁護士会の継続教育などを通じて大筋を知る以外には、実務の中で学ぶことになるのが一般的であった。

それに対して、法科大学院ではプロセスとしての法曹養成をめざすため、その入り口においてこの問題を認識させることに主眼をおいている。今回の調査では、旧制度での養成後実務に携わっている弁護士が法科大学院の法曹倫理教育にどのような期待をもっているかを見たのであるが、弁護士の属性のうちで、この評価項目について統計的に有意な差が出たのは年齢、司法修習期、弁護士登録年である。

年齢、司法修習期、弁護士登録年のいずれについても、年齢が60歳代以上、司法修習期が20期以前、登録年が1977年以前の層の過半数がこの項目について「特に力を入れて」法科大学院で教育してほしいと考えている。逆に、年齢、司法修習期、弁護士登録年のいずれをとっても、弁護士開業期間が短いほど法曹倫理への関心は相対的に弱くなる傾向にある。

この評価項目で現れた上記の傾向は、第一の評価項目である「法的知識」についての重要性判断における傾向と正反対の方向性を示した。このデータの解釈としては、弁護士実務経験の長さとの関連で、弁護士として現在の地位や業務の内容の要求するものが

表4-12 法曹倫理と年齢のクロス表

		法曹倫理			合計
		特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
年齢	30代 以下	度数 26 26.5%	21 21.4%	51 52.0%	98 100.0%
	40代・ 50代	度数 36 39.1%	30 32.6%	26 28.3%	92 100.0%
	60代 以上	度数 59 52.7%	31 27.7%	22 19.6%	112 100.0%
合計		度数 121 40.1%	82 27.2%	99 32.8%	302 100.0%

$$\chi^2 = 28.711, \text{ df} = 4, p < 0.01$$

表4-13 法曹倫理と司法修習期のクロス表

			法曹倫理			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
修習期	20期台 以前	度数 %	59 53.6%	32 29.1%	19 17.3%	110 100.0%
	30期台・ 40期台	度数 %	27 35.5%	28 36.8%	21 27.6%	76 100.0%
	50期台 以降	度数 %	31 28.7%	21 19.4%	56 51.9%	108 100.0%
合計		度数 %	117 39.8%	81 27.6%	96 32.7%	294 100.0%

$$\chi^2 = 34.781, df = 4, p < 0.01$$

表4-14 法曹倫理と弁護士登録年のクロス表

			法曹倫理			合計
			特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
登録年	1977 以前	度数 %	50 59.5%	22 26.2%	12 14.3%	84 100.0%
	1978～ 1997	度数 %	32 36.8%	31 35.6%	24 27.6%	87 100.0%
	1998 以降	度数 %	40 30.3%	29 22.0%	63 47.7%	132 100.0%
合計		度数 %	122 40.3%	82 27.1%	99 32.7%	303 100.0%

$$\chi^2 = 33.440, df = 4, p < 0.01$$

異なるのかもしれない、あるいは各世代が法曹教育を受けた時代を反映しているのかもしれない等が可能であるが、ここでは特定することができない。

7. コミュニケーション能力

評価項目の最後のものは、コミュニケーション能力の教育である。これまでの法曹養成においては、このような教育が行われる機会はなく、実務の中で取得していかなるをえなかったものである。これがマインドとスキルに加えられたのは、当財団において評価項目作成に携わった弁護士が実務体験から教育の必要性を感じており、それが法科大学院教育への期待として反映されたと推察される。

表4-15 コミュニケーション能力と年齢のクロス表

		コミュニケーション能力			合計
		特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
年齢	30代 以下	度数 13 13.3%	21 21.4%	64 65.3%	98 100.0%
	40代・ 50代	度数 16 17.4%	42 45.7%	34 37.0%	92 100.0%
	60代 以上	度数 14 12.6%	35 31.5%	62 55.9%	111 100.0%
合計		度数 43 14.3%	98 32.6%	160 53.2%	301 100.0%

$$\chi^2 = 16.935, df = 4, p < 0.01$$

表4-16 コミュニケーション能力と登録年のクロス表

		コミュニケーション能力			合計
		特に 力を入れて	ある程度 力を入れて	それ以下	
登録年	1977 以前	度数 14 16.9%	22 26.5%	47 56.6%	83 100.0%
	1978～ 1997	度数 12 13.8%	44 50.6%	31 35.6%	87 100.0%
	1998 以降	度数 17 12.9%	32 24.2%	83 62.9%	132 100.0%
合計		度数 43 14.2%	98 32.5%	161 53.3%	302 100.0%

$$\chi^2 = 20.576, df = 4, p < 0.01$$

この項目については、属性カテゴリー間に統計的に有意な差が現れたものは、年齢、弁護士登録年、法科大学院教員等弁護士養成経験であった。年齢については独特の傾向がみられることは表4-15の通りであり、40歳代・50歳代というカテゴリーで最も高い支持がある。最も弁護士業務に多忙な年齢層が、コミュニケーション能力の必要性を実感しているということなのかもしれない。

ここで年齢と登録年が別の傾向を示していることは、今後の分析を要する。すなわち、登録年で見ると、この評価項目について法科大学院への期待が最も多いのは、登録年が1977年以前のカテゴリーであり、以下登録年が若くなるほど少なくなっている。推測するならば、最初から弁護士として登録した層において、もっともこの能力への関心が深

いということかもしれない。この属性については、カテゴリー編成を再考した分析を試みる必要があろう。

また、コミュニケーション能力の教育への期待は、法科大学院教員等の法曹養成経験との関わりが明らかである。「特に力を入れて」教育すべきというセルにおいては差が小さいが、「ある程度力を入れて」という回答では、経験のない弁護士が4分の1にすぎないのに対し経験のある弁護士では4割を占める。法科大学院教員のみならず法曹養成経験をもつ弁護士が、そうした背景から新たに始まった法科大学院教育に希望をかけていることが垣間見られる。

表4-17 コミュニケーション能力と法曹養成経験のクロス表

		コミュニケーション能力			合計
		特に力を入れて	ある程度力を入れて	それ以下	
法科大学院教員等法曹養成経験	あり	度数 19 14.3%	55 41.4%	59 44.4%	133 100.0%
	なし	24 14.2%	43 25.4%	102 60.4%	169 100.0%
合計		43 14.2%	98 32.5%	161 53.3%	302 100.0%

$$\chi^2=9.377, df=4, p<0.01$$

8. 「認証評価基準に対する意見と弁護士の属性」分析からの若干の知見のまとめ

以上の第一次報告をまとめるならば、以下のような知見を示すことができる。

- (1) 評価基準の9項目のうち、なんらかの属性による差が出るものは5つのみである。
- (2) 差を示す属性は、主として、年齢であった。それに関連する属性として、修習期及び登録年があるが、主たる因子は年齢であると考えられる。
- (3) 差を示すもう一つの因子として、「弁護士養成に関わった経験」がある。これは、フェイスシートのF7をすべて合算した概念として構成したものであるが、法曹養成の業務に携わる弁護士が持つもとの特性なのか、こうした業務そのものから来る特性なのか、興味深い点である。
- (4) 弁護士会の規模別では、法曹倫理に関してのみ弱い相関が見られた以外に、差がない。

- (5) フェイスシート上の属性のうち、性別については、この有意水準で見た場合には
カテゴリー（男性／女性）間に差が見られない。

第5章 認証評価指針に対する意見と業務分野

武士俣 敦

1. 業務分野のカテゴリーとその測定

ここでは、2つのマインドと7つのスキルの法科大学院教育における重要性についての意見と関連する諸要因の探求作業の中で、弁護士が取り扱っている業務内容の差異が重要性評価と関係があるかどうか、あるとすればどのような関係があるかを分析した結果を述べる。

われわれの調査では、日本の弁護士の業務分野カテゴリーとして37分野を用意した。それらはつぎのようである（調査票の問10）。

刑事	(チ) 被告側
(ア) 刑事弁護	(ツ) 保険会社代理
(イ) 少年事件	医療事故
(ウ) 犯罪被害者支援	(テ) 原告側
民事一般	(ト) 被告側
(エ) 個人破産・消費者破産	家族・親族
(オ) 遺言・相続	(ナ) 国内事件
(カ) 近隣関係問題	(ニ) 国際事件
(キ) 不動産売買	不動産賃貸借
(ク) 建築紛争	(ヌ) 貸し主側
(ケ) 債権回収	(ネ) 借り手側
(コ) 外国人問題	労使問題
(サ) 労働災害	(ノ) 労働者側
消費者問題	(ハ) 使用者側
(シ) 原告側	行政事件
(ス) 被告側	(ヒ) 個人代理
環境・公害問題	(フ) 企業代理
(セ) 原告側	(ヘ) 行政機関代理
(ソ) 被告側	税金問題
交通事故	(ホ) 個人・零細企業代理
(タ) 原告側	(マ) その他企業代理

企業法務

(ミ) 企業倒産・整理・再生

(ム) 企業合併・買収

(メ) 独占禁止・不正競争

(モ) 知的財産

(ヤ) 渉外・国際取引

(ユ) その他の企業法務

これらの業務分野は弁護士のすべての業務内容をできるだけ網羅することを目指した分類基準ではない。そうではなく、現在の日本の弁護士の分化ないし専門化を業務面から捉えようという観点から設定したものである。いいかえれば、今の日本のコンテキストにおいて、ある弁護士がどんな仕事をやっている弁護士であるかを特徴的に析出できるような業務カテゴリーを意図したということである。法分野のみならず、社会的な問題領域、クライアントのタイプなど複数の次元を総合的に考慮して設定された。

つぎに、個々の弁護士による各業務分野の取扱いの度合の測定をどうするかである。われわれは実際に使われたエネルギーの投入量を測ることが適切と考え、取り扱い事件数ではなく、仕事に費やした時間を指標とした。ただ、絶対時間数の回答を求めることは調査実施上の種々の制約の中で实际的ではないと判断し、大まかな段階区分とした。すなわち、「ほとんどの時間を使った」、「かなりの時間を使った」、「ある程度の時間を使った」、「あまり時間を使わなかった」、そして「まったく時間を使わなかった」の5段階回答カテゴリーを用いた。

以下、この各業務分野への投下時間を独立変数とし、2つのマインドと7つのスキルについての意見を従属変数として相関関係を分析する。分析にあたって、独立変数も従属変数ともに間隔尺度のまま扱うことも可能であるが、ここでは独立変数を名義尺度に変換して分析する方法を採った。すなわち、各業務分野への回答カテゴリーにもとづいて、当該分野の業務を取り扱っている弁護士と取り扱っていない弁護士をあらかじめ2群に分けたのである。取り扱っている弁護士は、取扱い時間カテゴリー中の「ほとんどの時間」、「かなりの時間」、及び「ある程度の時間」を使った弁護士とし、取り扱っていない弁護士は、当該業務分野に「あまり」、及び「まったく」時間を使わなかった弁護士とした。この「取扱い弁護士」に着目し、特定の業務分野を取り扱っていることが「マインドとスキル」についての意見のあり方と関係しているかどうかを確かめようというのである。

2. 取扱い業務と認証評価指針についての意見

業務分野と意見の関係を分析するにあたっては、その取扱いの有無が意見に統計的に有意な違いをもたらしているかどうかを、37の業務分野と9つのマインドとスキルの一

組ごとに二変量解析を行った。そのための統計的手法としては一元配置の分散分析を用いた。これにより、業務分野ごとに取扱いの有無で分けた2群の弁護士についてそれぞれマインドとスキルの各要素に対する意見の平均値を計算し、その差が統計的に有意であるかどうかを検定した。有意な差がみられた場合には、その業務取扱いは認証指針の評価に何らかの影響を及ぼしていると一応判断することができる。

つごう337個の分散分析の結果、有意な差が見いだされたものは表5-1から表5-9に示されている。以下、それぞれについて見ていく。

表5-1は、法曹としての使命・責任の自覚と関連のある業務分野を示している。この表からわかることは、まず、公害環境問題での原告側代理業務と医療事故での被告側代理業務の2つの分野が関連しているということである。そして、環境公害問題の原告側代理業務分野についてみると、その分野を取り扱っている弁護士が20人で、取り扱っていない弁護士が241人になっている。それぞれの「法曹としての使命・責任の自覚」に対する重要性評価の平均値は1.50と2.15である。ここで注意すべきは、値が小さいほうが法科大学院教育での重要性を強く評価しているということである。この平均値の差が偶然ではなく統計的に有意であることを示しているのが有意確率で、ここでは0.007となっている。分析全体を通して、統計的検定で一般的に使用される0.05を基準として、有意確率がそれ以下の場合を有意差があると判断した。

表5-1 法曹としての使命・責任の自覚

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
環境公害問題（原告側）	1：取り扱っている	20	1.50	0.761	0.007
	2：取り扱っていない	241	2.15	1.038	
医療事故（被告側）	1：取り扱っている	25	1.64	0.952	0.023
	2：取り扱っていない	237	2.14	1.033	

表5-2に示されているのは、法曹倫理と関連する業務分野である。ここでは、遺言・相続、建築紛争、債権回収、そして環境公害問題での原告側代理業務の4分野で関連性が認められた。評価の平均値をみるとどの分野でも取扱い弁護士が1点台であるのに対し、取り扱っていない弁護士は2点台で、この4分野の取扱い弁護士は取り扱っていない弁護士と比べて法曹倫理の教育を重要視していることがわかる。とくに、環境公害問題での原告側代理業務にその傾向が強いといえる。

表5-2 法曹倫理

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
遺言・相続	1: 取り扱っている	174	1.91	0.951	0.013
	2: 取り扱っていない	105	2.21	1.016	
建築紛争	1: 取り扱っている	98	1.84	0.981	0.014
	2: 取り扱っていない	173	2.14	0.960	
債権回収	1: 取り扱っている	152	1.91	0.983	0.036
	2: 取り扱っていない	123	2.16	0.961	
環境公害問題（原告側）	1: 取り扱っている	20	1.55	0.887	0.019
	2: 取り扱っていない	243	2.08	0.980	

表5-3はコミュニケーション能力と関連する業務分野を示している。ここでは、犯罪被害者支援、医療事故での被告側代理業務、家族・親族問題の国内事件、及び家族親族問題の国際事件の4分野である。いずれの分野においても、取扱い弁護士のほうが取り扱わない弁護士よりもコミュニケーション能力の教育を重要視している。ただ、家族親族問題の国際事件を除いては、取扱い弁護士でも平均値は2点台であり、評価の絶対レベルは高くないといえる。

表5-3 コミュニケーション能力

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
犯罪被害者支援	1: 取り扱っている	15	2.00	0.845	0.021
	2: 取り扱っていない	231	2.59	0.955	
医療事故（被告側）	1: 取り扱っている	26	2.19	0.895	0.043
	2: 取り扱っていない	238	2.59	0.945	
家族・親族（国内事件）	1: 取り扱っている	198	2.49	0.922	0.018
	2: 取り扱っていない	77	2.79	1.004	
家族・親族（国際事件）	1: 取り扱っている	15	1.67	0.724	0.000
	2: 取り扱っていない	243	2.60	0.937	

表5-4は、法的議論・表現・説得能力と関連する業務分野を示している。ここでは、家族・親族問題の国際事件分野のみが関連性をみせた。この分野の取扱い弁護士の平均値が1.47となっており、この能力の重要性をかなり強く評価しているようである。

表5-4 法的議論・表現・説得能力

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
家族・親族（国際事件）	1：取り扱っている	15	1.47	0.640	0.002
	2：取り扱っていない	243	2.17	0.867	

表5-5は、問題解決能力と関連する業務分野を示している。不動産売買、交通事故での被告側代理業務、行政事件での行政機関代理業務、及び独占禁止・不正競争の4分野が見いだされた。いずれの分野でも取扱い弁護士は取り扱わない弁護士に比べ、この能力の重要性を強く評価している。ただ、意見の平均値から見て不動産売買と交通事故での被告側代理業務の2分野は、行政事件での行政機関代理業務や独占禁止・不正競争に比べると評価の水準は高くない。

表5-5 問題解決能力

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
不動産売買	1：取り扱っている	108	1.81	0.848	0.011
	2：取り扱っていない	163	2.11	1.024	
交通事故（被告側）	1：取り扱っている	50	1.70	0.886	0.021
	2：取り扱っていない	207	2.05	0.964	
行政事件(行政機関代理)	1：取り扱っている	21	1.48	0.602	0.012
	2：取り扱っていない	236	2.02	0.965	
独占禁止・不正競争	1：取り扱っている	36	1.58	0.732	0.006
	2：取り扱っていない	219	2.05	0.980	

表5-6は、法的分析・推論能力と関連する業務分野を示している。ここにあるのは近隣関係問題業務と不動産賃貸借での借り手側代理業務の2分野である。このうち、近隣関係問題の分野では取扱い弁護士の平均値が1.97であるのに対し、取り扱わない弁護士の平均値が1.75となっており、取り扱わない弁護士のほうが重要性を強く評価していることが、他の多くの場合と異なり、注目される。

表5-6 法的分析・推論能力

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
近隣関係問題	1: 取り扱っている	69	1.97	0.840	0.050
	2: 取り扱っていない	198	1.75	0.777	
不動産賃貸借(借り手側)	1: 取り扱っている	70	1.57	0.734	0.008
	2: 取り扱っていない	192	1.86	0.801	

表5-7は、法的知識と関連する業務分野を示している。ここでは、近隣関係問題業務、建築紛争業務、不動産賃貸借での借り手側代理業務、行政事件での行政機関代理業務、及び税金問題での企業代理業務の5分野が見いだされた。この5分野のうち、近隣関係問題業務、建築紛争業務、行政事件での行政機関代理業務、及び税金問題での企業代理業務の4分野で、取り扱わない弁護士のほうが取扱い弁護士よりも法的知識の重要性を強く評価していることがわかる。しかも、取り扱わない弁護士の平均値はすべて1.50前後で評価の程度も高い。他方、不動産賃貸借での借り手側代理業務のみで、取扱い弁護士のほうが強く評価し、その程度も平均値が1.40と高い。

表5-7 法的知識

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
近隣関係問題	1: 取り扱っている	70	1.74	0.755	0.023
	2: 取り扱っていない	197	1.51	0.711	
建築紛争	1: 取り扱っている	99	1.70	0.775	0.017
	2: 取り扱っていない	172	1.48	0.671	
不動産賃貸借(借り手側)	1: 取り扱っている	70	1.40	0.646	0.037
	2: 取り扱っていない	192	1.61	0.737	
行政事件(行政機関代理)	1: 取り扱っている	21	1.90	0.768	0.017
	2: 取り扱っていない	238	1.52	0.704	
税金問題(企業代理)	1: 取り扱っている	13	2.31	0.751	0.000
	2: 取り扱っていない	251	1.52	0.700	

表5-8は、事実調査・事実認定能力における関連分野を示している。ここでは、遺言・相続業務と外国人問題の業務の2分野が関係している。いずれにおいても、取扱い弁護士のほうが取り扱わない弁護士よりも法科大学院における事実調査・事実認定能力の教育を重視している。ただ、その評価の程度は外国人問題業務のほうが遺言・相続業務よりも高い。

表5-8 事実調査・事実認定能力

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
遺言・相続	1：取り扱っている	173	1.94	0.805	0.036
	2：取り扱っていない	104	2.15	0.822	
外国人問題	1：取り扱っている	14	1.50	0.650	0.017
	2：取り扱っていない	249	2.04	0.820	

最後に、創造的・批判的検討能力と関連する分野を表5-9に示している。ここに現れているのは、少年事件、消費者問題、医療事故での被告側代理業務、そして家族・親族問題の国内事件業務の4分野である。このうち、少年事件の分野のみで取り扱わない弁護士のほうが取り扱い弁護士よりもこの能力の重要性を強く評価していて、その他の3分野では逆になっている。ただ、ここでのすべての分野を通じて、意見の平均値は2点台から3点台となっており、取り扱っているにしろ、取り扱っていないにしろ、重要性評価の絶対水準は低いといえる。

表5-9 創造的・批判的検討能力

業務分野		度数	平均値	標準偏差	分散分析の 有意確率
少年事件	1：取り扱っている	43	3.12	1.096	0.044
	2：取り扱っていない	208	2.78	0.956	
消費者問題（原告側）	1：取り扱っている	85	2.64	0.911	0.030
	2：取り扱っていない	177	2.92	0.999	
医療事故（被告側）	1：取り扱っている	25	2.40	1.000	0.033
	2：取り扱っていない	235	2.84	0.977	
家族・親族（国内事件）	1：取り扱っている	195	2.72	0.973	0.027
	2：取り扱っていない	76	3.01	1.000	

3. 要約と若干の考察

以上の分散分析の結果を一覧して、結局のところ、取り扱い業務内容と認証評価指針との関係について何かしら明快な知見が得られたとはいえないといわざるをえない。とはいえ、もう少し立ち入って特徴の分析をしてみたい。上述の分散分析において認証評価指針に対する意見と業務分野の取り扱いとの間に関係がみられるといっても、それは当該業務を扱っている弁護士と扱っていない弁護士の間の評価の程度（平均値）の差に着目しているだけであって、評価の程度（平均値）の絶対水準は無関係である。おそらく関

連性に実質的な意味があるのは、平均値の水準がおよそ1.50前後より小さい値をもつ分野に限られてくるであろう。その観点から、特徴的な業務分野を拾い上げてみよう。

まず、環境・公害問題での原告側代理業務の分野が注目される。この分野の取扱い弁護士は、法曹としての使命・責任の自覚、及び法曹倫理の重要性を強く評価している。先に意見の構造のところで述べた因子構造と関連づければ、マインド因子を強く持っているのがこのカテゴリーの弁護士といえようか。

つぎにパフォーマンス・スキル因子の見地からみると、家族・親族問題の国際事件業務がある。この取扱いが法的議論・表現・説得能力、及びコミュニケーション能力の重要性評価と関連しており、また、行政事件での行政機関代理業務、及び独占禁止・不正競争事件業務が問題解決能力の重要性評価としている。これらの結果が何を意味するかについてはさらなる検討を要する。

セオリー・スキル因子の見地からは、不動産賃貸借での借り手側代理業務が挙げられる。この事件を扱う弁護士は法的分析・推論能力、及び法的知識の重要性を強く評価している。この関係の意味も明瞭とはいえず、さらに立ち入った検討が必要である。また、近隣関係問題も挙げておきたい。この分野を取り扱っている弁護士は、法的分析・推論能力、及び法的知識の双方においてその教育の重要性を低くみていて、取り扱っていない弁護士が重要性を高くみているのである。当該分野の紛争の性格に鑑みると、一般的に法側面よりも非法的側面のウェイトが大きいように思われることから、その意味では了解可能な結果である。よって、セオリー因子に乏しいのがこのカテゴリーの弁護士といえるかもしれない。

以上が分析の現段階での知見である。これ自体が評価指針の具体化に資するというにはほど遠いが、ここでの二変量分析の限界をこえて、今後多変量分析へと更なる分析を進めることにより、有益な知見の獲得を目指したい。

第6章 知見の要約と今後の分析課題

宮澤 節生

1. はじめに

本報告を閉じるにあたって、①現時点での知見を要約し、それに引き続いてただちに取り組むべき分析課題（「直接的分析課題」と呼ぶ）を検討するとともに、②本調査研究全体との関係において将来取り組むべき分析課題（「将来的分析課題」と呼ぶ）を検討しておきたい。

2. 知見の要約と直接的分析課題

(1) 主要な知見

現時点での実質的知見は、2点あげることができる。第1は、「2つのマインドと7つのスキル」に対する基本的な支持が認められることである。弁護士自身が認識する「法科大学院における弁護士養成教育」という点では、「2つのマインドと7つのスキル」を基本として改善を検討していくことには、十分な根拠があると思われる。

しかし、実質的知見の第2としては、「法的知識」が最も重視されており、「コミュニケーション能力」がきわめて低く評価されていることをあげなければならない。これは、アメリカにおけるガースらの調査と最も異なる点である。この結果は、回答者全員が旧試験合格者であるために、法科大学院教育の目標が弁護士実務ではなく司法試験合格として理解されているためであるかもしれないし、日本の弁護士実務においてはこれまでのところ「コミュニケーション能力」は現実重要性をもたず、「法知識」の重要性が相対的に目立つ結果となったのかもしれない。いずれにしても、その背景要因を解明すべき知見であることは明らかである。そして、「2つのマインドと7つのスキル」を基本として第7分野の評価基準の改善を検討していく場合、そこで問題とされるべき教育内容が、法科大学院から弁護士登録後の継続的教育に至る全過程での一時点であるという位置づけを踏まえた検討を行うべき必要性を示唆している。

以下、より個別的な知見との関係で直接的分析課題を整理していきたい。

(2) 直接的分析課題

弁護士から見た「2つのマインドと7つのスキル」の構造に関する主要な知見は、以下の3点である。

- (1) マインドとスキルの識別という点では、上記のとおり、「2つのマインドと7つのスキル」の基本的妥当性を確認した。
- (2) しかし、スキル内部に2つの分野が識別されていることを発見した。第3章で検討されている「セオリー・スキル」と「パフォーマンス・スキル」である。
- (3) 個別項目では、「創造的批判的検討能力」のあいまいさが明らかとなった。

これらを踏まえると、下記の直接的分析課題を設定することができる。最初に行うべきことは、「マインドとスキル」に関する複数の項目への回答を統合した尺度化を行うことである。それは、評価を個別項目ごとに取り上げるよりも、尺度化によって、弁護士の属性・担当分野などとの相関がより明確に現れる可能性があるからである。

- (1) 「マインド」の2項目から「マインド」重視尺度を合成する。
- (2) 「パフォーマンス・スキル」の3項目から「パフォーマンス・スキル」重視尺度を合成する。
- (3) 「セオリー・スキル」の3項目から「セオリー・スキル」重視尺度を合成する。

評価指針に対する評価を上記のように尺度化した後で行うべき分析のひとつは、「マインド」重視尺度、「パフォーマンス・スキル」重視尺度、「セオリー・スキル」重視尺度と、「年齢・修習期・経験年数」に代表される属性や「弁護士養成経験」という属性との相関関係を分析することである。それによって、異なる属性に共通の「マインドとスキル」と、属性類型ごとに異なる「マインドとスキル」が発見されると期待される。

評価指針に対する評価を上記のように尺度化した後で行うべきもうひとつの分析は、「マインド」重視尺度、「パフォーマンス・スキル」重視尺度、「セオリー・スキル」重視尺度と、業務分野や顧客類型の相関を分析することである。ただし、その前に、業務分野と顧客類型などをいくつかの因子にまとめて、弁護士類型の尺度を作る必要がある。それは「マインドとスキル」に関する評価を少数の尺度にまとめることの効果と同じく、業務分野や顧客類型を個別に取り上げるよりも「マインドとスキル」の評価との相関関係がより明確に現れると考えられるからである。実際、9項目にすぎない「マインドとスキル」に比べて、合計40項目以上になる業務分野や顧客類型では、尺度化の意味はより大きいであろう。

そのようにして抽出され、尺度化された弁護士類型と「マインド」重視尺度、「パフォーマンス・スキル」重視尺度、「セオリー・スキル」重視尺度との相関関係を分析することによって、弁護士類型ごとに異なる「マインドとスキル」を発見しうるであらう。

う。

以上のような直接分析課題との取り組みの結果に基づいて、第7分野の評価基準に関する暫定的な改革提言を行うべきことになる。第1章ですでに述べたことであるが、その提言は、①要求される教育内容が、弁護士の生涯にわたる成長の最初の時点で要求されるものであること、②弁護士の職務と弁護士に要求される能力が変化する可能性と必要性があること、そして、③第7分野の評価基準が法科大学院教育を実際に変化させる効果を持つものとなること、などを考慮したものでなければならない。

(3) 将来的分析課題

将来的分析課題として残るのは、法科大学院の調査である。調査内容は、①第7分野の評価基準を法科大学院ではどのように認識しているか、②その評価に基づいてどのような教育内容が整備されているか、ということであり、それに基づく検討課題は、③現状の教育内容に含まれる成果と問題と、④その問題点を解消して法科大学院教育の改善を促すためには第7分野の評価基準をどのように改善すべきか、ということである。このような問題意識に近いアメリカでの先行調査例としては、ABAがロースクールにおけるプロフェッショナリズム教育の現状に関して発表した1996年の調査報告と、2006年の調査報告がある²³⁾。付録5に収録した大坂恵里のレジュメは、その要旨である。1996年の調査報告では、当時のABA認定校の74パーセントにあたる131校が回答し、2006年の調査報告では、64校が少なくとも部分的に回答したということである。我が国でそのような調査を実施することは、我々の調査チームのみならず、法科大学院教育の実態と改善に関心を寄せるすべての者にとって、大きなチャレンジと言うべきであろう。

23) AMERICAN BAR ASSOCIATION, SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSION TO THE BAR, TEACHING AND LEARNING PROFESSIONALISM: REPORT OF THE PROFESSIONALISM COMMITTEE (1996); ABA STANDING COMMITTEE ON PROFESSIONALISM OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, REPORT ON A SURVEY OF LAW SCHOOL PROFESSIONALISM PROGRAMS (2006).

付録1 調査依頼状

「法科大学院における弁護士の『マインドとスキル』の養成に関する意見調査」 に対するご協力のお願い

先生には益々ご健勝にて職務にご精励のことと拝察し、お慶び申し上げます。

さて、当財団は、同封資料にありますように、平成18年(2006年)から法科大学院認証評価事業を実施してまいりました。具体的には、第1分野「運営と自己改革」、第2分野「入学者選抜」、第3分野「教育体制」、第4分野「教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み」、第5分野「カリキュラム」、第6分野「授業」、第7分野「法曹に必要な資質・能力の養成」、第8分野「学習環境」、第9分野「成績評価・修了認定」の各々について評価基準を設定し、それぞれ多段階または可否の評価を行っております。その中でも、第7分野「法曹に必要な資質・能力の養成」は、当財団独自の評価分野として、重要な位置を占めております。その評価対象は、「法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること」と定義されており、まさに、「法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクール」として位置づけられる法科大学院の根幹部分を問うものとなっています。

しかし、それだけに、第7分野の評価基準は、つねに改善に努める必要があると認識しております。その際、「法科大学院の段階で何をどこまで養成すべきであるか」という点に対する弁護士界のニーズを把握する必要があることは言うまでもありません。そこで、当財団では、第7分野に関する認証評価基準を改善するために、全国の弁護士から3,000名を抽出して、ご意見をお尋ねすることにいたしました。抽出された3,000名の弁護士の中に先生が含まれておりましたので、本状と別紙調査票をお送りした次第です。

調査票は、フェイスシートを除くと、大きく2つの部分に分かれております。比較的短い第1部では、「法曹に必要な資質・能力の養成」に関する現在の評価基準に対するご意見をお尋ねするとともに、改善へのご提案をお願いしております。それに対して、より長い第2部では、先生ご自身の活動やご経歴をかなり詳細にお尋ねしています。

このような構成としたのは、以下の3つの目的に基づいています。

- ①法科大学院において「法曹に必要な資質・能力の養成」が行われているかどうか評価するための指針について弁護士がどのような意見を持っているか、信頼しうるデータを収集する。
- ②弁護士の活動内容、経歴、その他の属性について信頼しうるデータを収集し、上記の意見が弁護士の属性によってどのように異なるか、どのような共通性があるか、分析する。
- ③上記の分析に基づいて、全法科大学院が共通に養成すべき弁護士の「マインドとスキル」と、各法科大学院がとくに力点を置く弁護士タイプとの関係において必要とされる「マインドとスキル」について、新たな評価指針を策定する。

ご多忙の中、まことに恐縮には存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、別紙調査票にご記入のうえ、平成20年1月7日までに、同封の返信用封筒に入れてご投函くださいますよう、お願い申し上げます。なお、本調査の集計は社団法人中央調査社に委託しており、分析は「マインドとスキル」認証評価研究会(代表・宮澤節生青山学院大学教授)に委託しております。ご回答は無記名で、すべてコンピュータによって統計処理いたしますので、どなたが回答者であるかなど、個人情報が出れることは絶対にありません。できるだけ正確かつ率直にご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

平成19年12月

財団法人日弁連法務研究財団
理事長 新堂幸司

本調査に関するお問い合わせは、当財団事務局(電話 03-3500-3765)までお願いいたします。

付録2 調査票

第 8849 号

◎「法科大学院における弁護士の『マインドとスキル』の養成に関する意見調査」◎

平成19年12月

(調査企画) 日弁連法務研究財団認証評価事業部

(データ分析) 「マインドとスキル」認証評価研究会

(代表：宮澤節生青山学院大学教授)

ご記入にあたってのお願い

- ・ あなた様ご自身のことなどについて少し立ち入ったこともお聞きしますが、統計的に分析することが目的で、他の目的にはもちいせん。どうか、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。
- ・ 回答の所要時間は、30 分程度です。
- ・ アンケートは、黒又は青色の鉛筆・ペン・ボールペンでご記入くださいますよう、お願いいたします。
- ・ 質問番号順にお答えください。質問の中には、一部の方にだけおたずねするものもありますが、その場合は指示に従ってください。
- ・ 回答方法は、あてはまる回答についている数字を○で囲んでいただく場合と、マスの中に数字、または具体的な回答を記入していただく場合があります。
- ・ 整理番号は、回収状況を確認するためだけに使いますので気になさらずにお答えください。
- ・ 欄外の⑪⑫などの記号は、コンピューターで処理するときの記号ですので気になさらずにお答えください
- ・ お忙しいところ大変恐縮ですが、ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて 1月7日(月) までにご投函ください。

整理番号：

次のページにお進みください。

第1部 法科大学院において養成すべき弁護士の「マインドとスキル」に関する意見

ここでは、法科大学院において養成すべき弁護士の「マインドとスキル」に関する意見をお聞きます。

問1. 現在の認証評価基準に関する意見

以下の9項目は、「法曹に必要な資質・能力の養成」が行われているかどうか評価するための指針として当財団が提起している項目の要旨で、一般に「2つのマインドと7つのスキル」と呼ばれているものです。法科大学院段階で養成すべき弁護士の「マインドとスキル」という点から見た場合、それらはどの程度まで教育する必要があるでしょうか。各項目について、以下の5段階からあてはまるものの番号を1つ、○で囲んでください。なお、欄外に追加説明を記入していただいても結構です。

(○は(1)から(9)のそれぞれについて1つずつ)

⑤=1

	特に力を入れて	ある程度力を入れて	ひととおり全体を説明する程度	説明する主要なポイントのみを説明する程度	不要である
(1) 問題解決能力 ： 社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力。	1	2	3	4	5
(2) 法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査） ： 基礎的な法分野につき深く理解するとともに、少なくとも一つの専門的な法分野に対する基本的な知識を獲得すること。また、必要な法情報を漏れなく、かつ迅速に調査する能力。	1	2	3	4	5
(3) 法曹としての使命・責任の自覚 ： 司法制度の担い手として果たすべき使命・役割を理解し、それを適正に果たすために必要な責任感を涵養すること。	1	2	3	4	5
(4) 事実調査・事実認定能力 ： 必要な事実を調査する能力、および解決すべき問題に関する事実関係を、各種証拠に照らして正確に分析・把握する能力。	1	2	3	4	5
(5) 法的分析・推論能力 ： 解決案の策定に向けて的確に法的分析・推論を行い、その適用等を経て妥当な法的結論を導き出す能力。	1	2	3	4	5
(6) 創造的・批判的検討能力 ： 現行の法制度や実務を、適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し、発展させていくための創造的な提案をする能力。	1	2	3	4	5
(7) 法曹倫理 ： 法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則を理解すると共に、裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観を涵養すること。	1	2	3	4	5
(8) 法的議論・表現・説得能力 ： 自分の意見を表明し、理論的、説得的に法的な議論を展開する能力、及び事実・問題・結論・理由等を、口頭及び文書（図等も含む）により第三者に解りやすく表現する能力。	1	2	3	4	5
(9) コミュニケーション能力 ： カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の、問題解決のために法曹として必要とされるコミュニケーションの技法や能力。	1	2	3	4	5

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

問2. 認証評価にあたっての当財団の指針の適用と改善に関する意見

問2-1. 2ページ問1に列挙された9項目の指針のうち、あなたが「1 特に力を入れて」または「2 ある程度力を入れて」教育すべきだと回答した項目の中で、最も重視するのはどの項目でしょうか。第1位から第3位まで項目番号を記入して、指示に従って回答してください。

第1位： 第 項目

⑮

この項目の趣旨を生かすためには、どのような教育を行うべきでしょうか。具体的に記入してください。

⑯

第2位： 第 項目

⑰

この項目の趣旨を生かすためには、どのような教育を行うべきでしょうか。具体的に記入してください。

⑱

第3位： 第 項目

⑲

この項目の趣旨を生かすためには、どのような教育を行うべきでしょうか。具体的に記入してください。

㉔

問 2-2. 法科大学院において「法曹に必要な資質・能力の養成」が行われているかどうか評価するために2ページ問1に列挙された9項目の指針を適用することについて、全体としてどのような感じでしたでしょうか。下記のうちであてはまるものの番号を○で囲んで、指示に従って回答してください。

- | | | |
|-------------------|---|-----------|
| 1 適切だと思う | } | → 問 2-3 へ |
| 2 どちらかといえば適切だと思う | | |
| 3 どちらともいえない | | |
| 4 どちらかといえば不適切だと思う | | |
| 5 不適切だと思う | | |

㉑

【問 2-2 で 4、5 に ○ をつけた方にお伺いします】

問 2-2-1. ①とくに不適切だと思われるのは、どのような点でしょうか。

また、②その点を改善するには、どのようにすべきでしょうか。下記に記入してください。

①

㉒

②

㉓

【全員の方にお伺いします】

問 2-3. 法科大学院において「法曹に必要な資質・能力の養成」が行われているかどうか評価するための指針として、2ページ問1に列挙された9項目以外に追加すべき指針があるでしょうか。もしあれば、以下の2点を記入してください。

①追加すべき指針のなかでもっとも重要と思うものを1つ記入してください。

また、②その指針の趣旨を生かすには、どのような教育を行うべきでしょうか。具体的に記入してください。

①

㉔

②

㉕

第2部 あなたの業務環境、業務内容、経歴等に関する質問

ここでは、法科大学院で養成すべき弁護士の「マインドとスキル」に関する意見が弁護士の業務環境、業務内容、経歴等によってどのような異同があるかを分析するために、あなたの業務環境、業務内容、経歴等についてお伺いします。やや細かいこともお聞きしますが、ご回答をよろしくお願いいたします。

問3. あなたの職場は、次のどれですか。(〇は1つ)

- 1 民間法律事務所
- 2 公設事務所
- 3 法科大学院のクリニック
- 4 法テラス法律事務所
- 5 企業内 → 問5へ
- 6 官庁内
- 7 その他の組織(具体的に:)

26

【問3で1に〇をつけた方のみにお伺いします】

問4. あなたご自身は、あなたが現在所属する事務所の中で、次のどの地位を占めていますか。あてはまるものの番号を1つだけ〇で囲んでください。(〇は1つ)

- 1 唯一の弁護士である「経営弁護士」
- 2 複数の弁護士がいる中での唯一の「経営弁護士」
- 3 複数の「経営弁護士」がいる中での「経営弁護士」のひとり
- 4 民間法律事務所の「勤務弁護士」
- 5 その他 (具体的に:)

27

【問3で5に〇をつけた方のみにお伺いします】

問5. あなたご自身は、あなたの属している企業で、次のどの地位を占めておられますか。あてはまるものの番号を1つだけ〇で囲んでください。(〇は1つ)

- 1 法務部門の責任者
- 2 法務部門のスタッフ弁護士
- 3 社内監査役
- 4 その他 (具体的に説明してください:)

28

【全員の方にお伺いします】

問6. あなたの職場(問3の職場)には、次に挙げる弁護士等が(あなたを含めて)何人いますか。

- (ア) 弁護士
- (イ) 外国法事務弁護士
- (ウ) 外国弁護士

			名
			名
			名

29~31

32~34

35~37

注:「外国弁護士」とは、外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当する者を指す。外国法事務弁護士をのぞく。

問7. あなたの労働時間についてお伺いします。

問7-1. 直近の過去1年間を振り返ってみて、あなたの週あたりの平均総労働時間は、およそ何時間になりますか。概算で時間数をお答えください。

週あたりの平均総労働時間数は およそ 時間

38~40

問 7-2. あなたの週あたりの平均総労働時間のうち、次に挙げる業務または活動にあてられる時間はどれくらいの割合を占めますか。全体が 100% になるようにそれぞれの割合（パーセンテージ）をお答えください。

	週あたり平均総労働時間に占める割合	
(ア) あなた自身の、もしくはあなたの所属組織の報酬基準にもとづいてクライアントから報酬を受領する通常の弁護士業務（それに準ずる組織内弁護士の業務を含む）	%	④①～④③
(イ) 国選弁護や法律扶助など低報酬または無報酬でおこなう公益業務	%	④④～④⑥
(ウ) 調停委員、司法委員、非常勤裁判官、仲裁人などの司法に関連する活動	%	④⑦～④⑨
(エ) 大学（院）教員、国や自治体の非常勤公務員、議員、社外取締役・監査役、講演・著述活動などの社会における活動	%	⑤①～⑤②
(オ) 弁護士会における活動（会務、研修、研究会など）	%	⑤③～⑤⑤
(カ) その他	%	⑤⑥～⑤⑧
合 計	100 %	

以下の質問では、問 7-2 で挙げられている（ア）「通常の業務」と（イ）「公益業務」を併せて個々のクライアントへの「法サービス提供業務」と呼び、それについてお伺いします。

問 8. あなたは、自分の法サービス提供業務を刑事分野と民事分野に分けた場合、それぞれにどれくらいの時間を費やしていますか。法サービス提供業務の週あたり平均総労働時間を 100% として、そこに占めるおおよその割合（パーセンテージ）でお答えください。

分 野	法サービス提供業務の週あたり平均総労働時間に対する割合	
(ア) 刑事国選	%	⑤⑨～⑥①
(イ) 刑事私選	%	⑥②～⑥④
(ウ) 民事	%	⑥⑤～⑥⑦
合 計	100 %	

問 9. 法サービス提供業務のうち民事分野についてのみお伺いします。あなたは、民事の法サービス提供業務において取り扱った業務で、直近の過去 1 年間を振り返ってみて、下の各種別の業務のそれぞれにどれくらいの時間を費やしていますか。民事の法サービス提供業務の週あたり平均総労働時間を 100% として、そこに占めるおおよその割合（パーセンテージ）でお答えください。

⑤ = 2

民事分野の種類	民事の法サービス提供業務の週あたり平均総労働時間に対する割合	
(ア) 訴訟案件	%	⑥⑧～⑥⑩
(イ) 調停案件	%	⑥⑪～⑥⑬
(ウ) その他裁判所手続案件	%	⑥⑭～⑥⑯
(エ) 準司法案件（行政不服申立てや審査請求など）	%	⑥⑰～⑥⑱
(オ) その他紛争案件	%	⑥⑲～⑥⑳
(カ) 非紛争案件	%	⑥㉑～⑥㉓
合 計	100 %	

問 10. 法サービス提供業務においてあなたが取り扱った業務で、直近の過去1年間を振り返ってみて、どのような業務にどれほど時間を使いましたか。下に挙げる業務分野ごとに、どれくらい時間を使ったか、その程度につきあてはまるものを1つ選んでください。

(○は(ア)から(ユ)のそれぞれについて1つずつ)

		時間 ほとんどの 時間を使っ た	時間 かなりの 時間を使っ た	時間 ある程度 を使っ た	使わ な な か っ た あ ま り 時 間 を	ま っ た く 時 間 を 使 わ な か っ た
刑事	(ア) 刑事弁護	1	2	3	4	5
	(イ) 少年事件	1	2	3	4	5
	(ウ) 犯罪被害者支援	1	2	3	4	5
一般民事	(エ) 個人破産・消費者破産	1	2	3	4	5
	(オ) 遺言・相続	1	2	3	4	5
	(カ) 近隣関係問題	1	2	3	4	5
	(キ) 不動産売買	1	2	3	4	5
	(ク) 建築紛争	1	2	3	4	5
	(ケ) 債権回収	1	2	3	4	5
	(コ) 外国人問題	1	2	3	4	5
	(サ) 労働災害	1	2	3	4	5
	(シ) 原告側	1	2	3	4	5
消費者問題	(ス) 被告側	1	2	3	4	5
	(セ) 原告側	1	2	3	4	5
環境・公害問題	(ソ) 被告側	1	2	3	4	5
	(タ) 原告側	1	2	3	4	5
交通事故	(チ) 被告側	1	2	3	4	5
	(ツ) 保険会社代理	1	2	3	4	5
	(テ) 原告側	1	2	3	4	5
医療事故	(ト) 被告側	1	2	3	4	5
	(ナ) 国内事件	1	2	3	4	5
家族・親族	(ニ) 国際事件	1	2	3	4	5
	(ヌ) 貸し主側	1	2	3	4	5
不動産賃貸借	(ネ) 借り手側	1	2	3	4	5
	(ノ) 労働者側	1	2	3	4	5
労働問題	(ハ) 使用者側	1	2	3	4	5
	(ヒ) 個人代理	1	2	3	4	5
行政事件	(フ) 企業代理	1	2	3	4	5
	(ヘ) 行政機関代理	1	2	3	4	5
	(ホ) 個人・零細企業代理	1	2	3	4	5
税金問題	(マ) その他企業代理	1	2	3	4	5
	(ミ) 企業倒産・整理・再生	1	2	3	4	5
企業法務	(ム) 企業合併・買収	1	2	3	4	5
	(メ) 独占禁止・不正競争	1	2	3	4	5
	(モ) 知的財産	1	2	3	4	5
	(ヤ) 渉外・国際取引	1	2	3	4	5
	(ユ) その他の企業法務	1	2	3	4	5

②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

問 10-1. 7 ページ問 10 の分野以外で、あなたが「かなりの時間」あるいは「ほとんどの時間」を使った分野がありましたら、その分野名をご記入ください。

分野名

⑥

問 11. 法サービス提供業務においてあなたが取り扱った業務で、直近の過去 1 年間で振り返ってみて、どのような依頼人・顧問先・所属組織の業務にどれだけの時間を費やしましたか。下に挙げる依頼人・顧問先・所属組織の種類ごとに、法サービス提供業務の週あたり平均総労働時間を 100% として、そこに占めるおおよその割合（パーセンテージ）でお答えください。

⑤ = 3

依頼人・顧問先・所属組織の種類	法サービス提供業務の週あたり 平均総労働時間に占める割合
(ア) 高所得者の個人	%
(イ) 中所得者の個人	%
(ウ) 低所得者の個人	%
(エ) 全国規模の大企業	%
(オ) 地元の大企業	%
(カ) 中小企業	%
(キ) 官公庁	%
(ク) その他	%
合 計	100 %

⑥～⑧

⑨～⑪

⑫～⑭

⑮～⑰

⑱～㉑

㉒～㉔

㉕～㉗

㉘～㉚

問 12. 今年 3 月のあなたの確定申告に基づいて、「申告した所得（総額）」としてもっともあてはまるものを 1 つお答えください。なお、「申告した所得（総額）」は、弁護士としての活動による所得のほか、事業、不動産、利子・配当、恩給などの所得も含めた所得の全体をさします。（○は 1 つ）

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 500 万円未満 | 5 3000～4000 万円未満 |
| 2 500～1000 万円未満 | 6 4000～5000 万円未満 |
| 3 1000～2000 万円未満 | 7 5000 万円～1 億円未満 |
| 4 2000～3000 万円未満 | 8 1 億円以上 |

⑩

問 13. あなたは、弁護士登録をする前に、なにか別の職業についていましたか。ついていた場合はどんな職業でしたか。次の職業の中で該当するものの番号すべてを○で囲んでください。さらに、それらの職業をどれくらい経験したかを、年数でご記入ください。（○はいくつでも）

⑪⑫

弁護士登録前の職業	在職期間（年数）
1 弁護士以外の職業についていたことはない	
2 裁判官	約 年
3 検察官	約 年
4 裁判所事務官・書記官、検察事務官	約 年
5 2～4 以外の国家公務員	約 年
6 地方公務員	約 年
7 国際機関の職員（具体的に： ）	約 年
8 民間企業の従業員	約 年
9 隣接法律専門職者（具体的な名称： ）	約 年
10 NPO・NGO のスタッフ（具体的な名称： ）	約 年
11 大学（院）教員	約 年
12 その他の職業（具体的に： ）	約 年

⑬⑭

⑮⑯

⑰⑱

⑲⑳

㉑㉒

㉓㉔

㉕㉖

㉗㉘

㉙㉚

㉛㉜

問 13-1. あなたが法曹資格取得後に最初に選択した職業はどれですか。あてはまる番号を○で囲んでください。(○は1つ)

1	2	3	4	59
弁護士	裁判官	検察官	その他 ()	
↓	→ 問 14 へ			

【問 13-1 で弁護士と答えた方のみにお伺いします】

問 13-2. あなたが弁護士を選んだ理由は何ですか。マスの中に 1 位から 3 位まで数字を記入してください。

- 1 弁護士のほうが社会正義を実現できると考えたため
- 2 弁護士の反権力性、在野性に魅力を感じたため
- 3 弁護士のほうが経済的に恵まれていると考えたため
- 4 弁護士は仕事の内容や勤務地を自分で決められると考えたため
- 5 弁護士のほうが社会・市民や経済活動と近い立場にあるため
- 6 法律家はすべからく一度は弁護士としての仕事を経験すべきであると考えたため
- 7 裁判官・検察官に任官しなかったが希望がかなえられなかったため
- 8 その他 (具体的に:)

第 1 位	第 2 位	第 3 位	59~60

問 14. あなたは、これまでに所属の単位弁護士会で弁護士会会長・副会長を経験したことがありますか。あてはまる番号を○で囲んでください。

- 1 経験した
- 2 経験していない
- 59

問 15. あなたは、弁護士としての職業生活において、全般的にどの程度満足していますか。あてはまる番号を選び、○で囲んでください。(○は1つ)

1	2	3	4	5	60
非常に満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	非常に不満	

問 16. 次の各項目について、現在、あなたはどの程度満足していますか。それぞれにつき、あてはまる番号を選び、○で囲んでください。(○は(1)から(4)についてそれぞれ1つずつ)

	非常に満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	非常に不満
(1) 自分の収入あるいは給与	1	2	3	4	5
(2) 自分の労働時間の管理の自由度	1	2	3	4	5
(3) 日常的に従事している業務の内容	1	2	3	4	5
(4) 弁護士としての自分の将来性	1	2	3	4	5

61
62
63
64

問 17. 下に挙げる各業務分野について、あなたから見て、(1) 知的・技能的な難易度が高いかどうか、(2) 社会的な意義が大きいかどうか、(3) 収益性が高いかどうか、の3つの観点からの評価をお願いします。それぞれの分野につき、あてはまる箇所すべての番号を○で囲んでください。なお、分野によって評価できないものがある場合には、「わからない」を○で囲んでください。

⑤=4

		(1) 知的・技能的 難易度が高い と思う	(2) 社会的に意義が 大きいと思う	(3) 収益性が高い と思う	わからない
刑事	(ア) 刑事弁護	1	1	1	1
	(イ) 少年事件	2	2	2	2
	(ウ) 犯罪被害者支援	3	3	3	3
一般民事	(エ) 個人破産・消費者破産	4	4	4	4
	(オ) 遺言・相続	5	5	5	5
	(カ) 近隣関係問題	6	6	6	6
	(キ) 不動産売買	7	7	7	7
	(ク) 建築紛争	8	8	8	8
	(ケ) 債権回収	9	9	9	9
	(コ) 外国人問題	10	10	10	10
消費者問題	(サ) 労働災害	11	11	11	11
	(シ) 原告側	12	12	12	12
	(ス) 被告側	13	13	13	13
環境・公害問題	(セ) 原告側	14	14	14	14
	(ソ) 被告側	15	15	15	15
交通事故	(タ) 原告側	16	16	16	16
	(チ) 被告側	17	17	17	17
	(ツ) 保険会社代理	18	18	18	18
医療事故	(テ) 原告側	19	19	19	19
	(ト) 被告側	20	20	20	20
家族・親族	(ナ) 国内事件	21	21	21	21
	(ニ) 国際事件	22	22	22	22
不動産賃貸借	(ヌ) 貸し主側	23	23	23	23
	(ネ) 借り手側	24	24	24	24
労働問題	(ノ) 労働者側	25	25	25	25
	(ハ) 使用者側	26	26	26	26
行政事件	(ヒ) 個人代理	27	27	27	27
	(フ) 企業代理	28	28	28	28
	(ヘ) 行政機関代理	29	29	29	29
税金問題	(ホ) 個人・零細企業代理	30	30	30	30
	(マ) その他企業代理	31	31	31	31
企業法務	(ミ) 企業倒産・整理・再生	32	32	32	32
	(ム) 企業合併・買収	33	33	33	33
	(メ) 独占禁止・不正競争	34	34	34	34
	(モ) 知的財産	35	35	35	35
	(ヤ) 渉外・国際取引	36	36	36	36
	(ユ) その他の企業法務	37	37	37	37

⑥～⑨
⑩～⑬
⑭～⑰
⑱～㉔

フェイスシート

ここでは、あなた自身について、基本的な情報をご回答ください。

F 1 あなたが所属する単位会名を記入してください。

㉔

F 2 あなたの性別（あてはまるものの番号を○で囲んでください）

1 男 性 2 女 性

㉕

F 3 あなたの年齢（あてはまるものの番号を○で囲んでください）

1 20代 4 50代
2 30代 5 60代
3 40代 6 70歳以上

㉖

F 4 あなたは司法修習を受けていますか。（あてはまるものの番号を○で囲んでください）

1 受 け た 2 受 け て い な い

㉗

司法修習の期を回答してください（あてはまるものの番号を○で囲んでください）

1 9期以前 4 30期台 7 旧60期以後
2 10期台 5 40期台 8 新60期以後
3 20期台 6 50期台

㉘

F 5 あなたが弁護士登録をした年（下記のどれかに記入してください。西暦でも年号でも結構です。）

㉙～㉚

西暦 年 昭和 年 平成 年

㉛～㉜

F 6 あなたは外国弁護士の資格を持っていますか。あてはまるものの番号を○で囲み、持っている場合には、その資格国名を記入してください。

1 持っている → 保有資格国名を記入してください（ ）
2 持っていない

㉝

F 7 あなたは過去10年間に下記の経験がありますか。あてはまるものの番号すべてを○で囲んでください。（○はいくつでも）

- 1 法科大学院教員（見なし専任・非常勤を含む）
- 2 法科大学院関係の委員（日弁連・単位会を問わない）
- 3 旧司法試験に合格した司法修習生の指導（司法研修所教官；弁護士会の委嘱による弁護実務修習の個別指導）
- 4 新司法試験に合格した司法修習生の指導（同上）
- 5 司法修習関係の委員（日弁連・単位会を問わない）
- 6 法科大学院の認証評価（機関・役割を問わない）

㉞

質問は以上です。長時間ご協力をいただきありがとうございました。

付録3 自由回答の状況

宮澤 節生

1. 自由回答の活用法

本調査では、調査票の問2-1に対するものを中心として、多数の自由回答欄が設定されている。本調査の最終目的は、第7分野の評価基準について改善方策を検討することである。その最終目的に向けて自由回答を活用する方法としては、下記の手順が考えられるであろう。

問に対する回答で回答者をソート



ソートされた回答者グループごとに自由回答を整理



ソートされた回答者グループの属性・担当分野等の
共通性を抽出 → 自由回答との関連性を分析



異なる回答者グループの自由回答を比較



基準・指針の具体化・改善策の検討



改善の提言

ここでは、自由回答の存在意義を説明することを目的として、問2-1に対する自由回答の例を示し、若干の考察を行いたい。

2. 問2-1「最も重視する項目」に対応する教育内容

問2-1で「最も重視する項目」と回答した項目に対応する教育内容としては、どのようなものを期待しているであろうか。以下、各項目についてサンプル番号順に数例のみであるが、例示してみたい。

まず、問2-1「最も重視する項目」で1位となった項目の順位は、下記のとおりである。以下で「因子」と呼ぶものは、第3章の武士俣報告で指摘されているものである。

項目2「法的知識」 (セオリー・スキル因子)	34.5%
項目1「問題解決能力」 (パフォーマンス・スキル因子)	19.7%
項目3「法曹としての使命・責任の自覚」 (マインド因子)	12.8%
項目7「法曹倫理」 (マインド因子)	11.8%
項目5「法的分析・推論能力」 (セオリー・スキル因子)	9.5%

以下、この順序で、第1位に評価した者が記入した自由回答を紹介する。

(1) 項目2「法的知識」を1位とした者の自由回答例

- * サンプル219: 知識を身につけるための宿題を数多くこなさせること。及第点を底上げする。
- * サンプル231: 講義、演習等を通じ、法的知識を十分身につけさせる。
- * サンプル317: 授業の基本的な内容と思われるので、とりたてて「べき」はない。あまり受験対策重視とならないよう、きちんと身につけてきてほしい。
- * サンプル387: 基本科目(憲・民・刑・訴訟法)に関する体系的・網羅的な講義。新司法試験に気をとられている学生は、つい即席的・場当たりの勉強に傾きがちであり、従前の予備校受験指導型の学習に陥りやすい。条文を大切にしつつ、判例を検討し、その射程を理解するための基礎的理解を欠く修習生が多すぎると思われる、法科大学院で徹底改善する必要がある。

(2) 項目1「問題解決能力」を1位にした者の自由回答例

- * サンプル60: 弁護士に事件を依頼する者は、紛争の解決を主眼にしていることから、徒に法理論をかざすのではなく、妥当な結論を導き出すことが最も重要と考える。そのためには、一つの問題を深く掘り下げて検討する教育のほかに、大量のケース・スタディを集めた資料集のようなものを作り、浴びるように問題に触れ、幅広い領域の問題の抽出力、解釈案を提示するについての勘を養う教育が必要と考える。
- * サンプル197: ケース・スタディ教育が必要と考えます。具体的問題(事例又は判例)を与えて、問題点を抽出させ、その重要度の分析とその解決策を回答させる。
- * サンプル297: なるべく実際の事案を豊富に検討して修練すべき。

(3) 項目3「法曹としての使命・責任の自覚」を1位にした者の自由回答例

- * サンプル6: 憲法の基本原則, その歴史的, 普遍的意義, 現在の状態, 基本的人権, 社会的正義等について, 歴史的意義を持つ運動や事案をもとに, 調査, 報告, 分析, 討論する。
 - * サンプル70: 法曹としての使命・責任の自覚は, 現実の職務活動に現れるものであるから, 具体的多くのケース(懲戒事件のケースが良い)を取り上げて, その各個のケースにつき法曹としての職務活動が問題があるか否かを検討・学習させる。
 - * サンプル82: 先進的先輩法曹を招き, 講演(質疑応答を含む)の科目(講座)を設ける。(判, 検, 弁の各層より)
 - * サンプル245: 1. 法曹界の遺産である先輩方の輝かしき事例の講話。2. 少人数による学生の討論。3. 各種発表会の活用。
- (4) 項目7「法曹倫理」を1位にした者の自由回答例
- * サンプル26: ヨーロッパにおける「プロフェッション」の伝統と日本における弁護士(特に, 戦前, 国家権力と戦って国民の権利を守った)を, 自分で学ぼう指導することです。
 - * サンプル80: 法曹として存立してゆくための基礎であることを徹底的に教えること。
 - * サンプル90: 法理論教育とローヤリングを仲立ちする科目として「法曹倫理」の授業の中で, 「安全第一の職務行為」(Fail-safe Practice)だけではなく, 「最善志向の職務行為」(Best Practice)をもテーマにする。
 - * サンプル195: ケース・スタディを通してディベートないし, ディスカッションを行う。弁護士会で行っているバズ方式も意識を高めるためには有益と思われる。ケースには, 非行事例を多く取り上げるとなお効果的と思われる。
- (5) 項目5「法的分析・推論能力」を1位にした者の自由回答例
- * サンプル21: 実際に起こった事例(判例など)を用いて, 事前に解答を記載した報告書の提出を求めるとともに, それを前提にして, 少人数で議論する。
 - * サンプル371: ディスカッション。
 - * サンプル568: 法的分析と推論能力の向上の為にはケースメソッド方式が非常に重要であると考え。英国では過去の判例を徹底的に読ませ, それを基に議論する方法を取っている。これは(4)の事実調査, 事実認定能力と強く関連するもので, これを基礎として法的分析・推論能力を養うものである。
 - * サンプル955: 判例その他具体的事案の分析・検討。
 - * サンプル1012: 少人数, できれば7名以下程度のグループに問題を与えて討論させる。

3. 他の質問への自由回答と自由回答分析の意義

以上が問2-1に対する自由回答の例示である。これほどの自由回答があったということ自体、回答者の関心の高さを示すものであり、成果と言ってよいであろう。もちろん、自由回答は、コンピュータ処理、統計分析が、そのままではできないため、解読、コーディング、入力等に多大の時間を要する。しかし、これらの自由回答は、認証評価基準の具体化・改善策の検討にとって、数値データでは得られないインスピレーションを与えてくれると期待される。したがって、分析のコストに見合うだけの利用価値は存在するのであって、今後、とくに基準・指針の改善方向を検討する際には、上記のとおり十分に活用すべきものである。その際、改善策の検討に対してより重要と思われるのは、むしろ、指針全体の問題点を指摘する問2-2に対する自由回答と、追加すべき指針を指摘する問2-3に対する自由回答であるかもしれない。それらの内容も、今後の分析で十分活用していきたいと考えている。

付録4 ガース＝マーティン論文の紹介

石田 京子

Bryant G. Garth and Joanne Martin, *Law Schools and the Construction of Competence*, 43 J. Legal Educ. 469 (1993) の要旨

1. 調査の目的

1. 法律専門家に必要なスキルとは何か。
2. 弁護士は法律専門家としての成功に必要なスキルをどこで学んでいるのか。
3. ロースクールは、学生に法律家の適性を培わせるという役割をどの程度成し遂げているのか。
4. 弁護士に求められる適性 (Competence) は20年前 (1970年代) とどのように変化しているのか。

2. 調査対象 (実施期間：1991年－1992年)

- (1) シカゴにあるパートナー弁護士が5名以上いる法律事務所の採用担当のパートナー弁護士。115名以上に実施し、半分以上から回答を得た。
- (2) 1986年から1991年の間に弁護士登録をしたシカゴの弁護士。約1500名に実施し、50%以上から回答を得た。多くの回答者が大規模法律事務所に勤務。
- (3) ミズーリーコミュニティ (人口2万人以下) の弁護士で、ロースクール卒業から10年以内の弁護士。178名から回答を得た。
- (4) スプリングフィールド (人口155,000人) の弁護士で、ロースクール卒業から10年以内の弁護士。92名から回答を得た。

3. 調査方法

- ・郵便調査または電話によるインタビュー。
- ・調査票の構成については後述7. 参照。
- ・20年前のABF調査 (Zemans & Rosenblum, *The Making of a Public Profession* (Chicago, 1981)) との比較をするため、調査のフォーマットは概ねABF調査を踏襲している。
- ・『マクレイト・レポート』のスキルと価値観のリスト²⁴⁾も、弁護士の適性に関する

24) 前注7を参照。

調査項目として追加している。

4. 調査項目となったスキル一覧

- (1) 口頭によるコミュニケーション能力
- (2) 書面によるコミュニケーション能力
- (3) 他者を信頼させる能力
- (4) 法的分析および法的理由付けを行う能力
- (5) 法律文書を起草する能力
- (6) 法的問題について分析し、解決策を立てる能力
- (7) 実体法の知識
- (8) 法務を計画・管理する能力
- (9) 交渉能力
- (10) 事実収集能力
- (11) 専門家倫理問題への敏感度
- (12) 手続法の知識
- (13) 訴訟を理解し遂行する能力
- (14) 図書館等での調査能力
- (15) 依頼者を獲得し維持する能力*
- (16) コンピュータによる法的調査能力

* ABF 調査及び『マクレイト・レポート』では、“dirty skill”には十分な注意が向けられていないが、現実的にはこのような技術が近年より重要になってきている。

5. 調査結果の分析

論文上で分析結果として提示されている表は全部で15個。タイトルは以下の通り。

- ・表1：シカゴの若手弁護士によるスキルと知識分野の重要性の評価（添付した原文 Table 1 を参照）
- ・表2：シカゴの若手弁護士によるスキルと知識分野の重要性の評価（回答者の職場別）
- ・表3：ミズーリー州とシカゴの小規模弁護士事務所の弁護士によるスキルと知識分野の重要性の評価
- ・表4：シカゴの若手弁護士による、各スキルと知識分野に対するロースクールの対応とその有効性についての評価
- ・表5：郊外の弁護士による、各スキルと知識分野に対するロースクールの対応とその有効性についての評価

- ・表6：シカゴの若手弁護士による、各スキルと知識分野の獲得のために最も重要な場所・機会
- ・表7：郊外の弁護士による、各スキルと知識分野の獲得のために最も重要な場所・機会
- ・表8：シカゴの若手弁護士による、各スキルと知識分野の獲得のために重要な場所・機会上位3位
- ・表9：各スキルと知識分野の獲得のために最も重要な場所・機会についての評価の三者（都市部の弁護士、郊外の弁護士、小都市の弁護士）間での比較
- ・表10：シカゴの採用担当弁護士による、各スキルと知識分野が採用の判断の要因となるかどうかの評価
- ・表11：シカゴの採用担当弁護士による、各スキルと知識分野が採用時に備わっているべきか、採用後に要請されるものかの評価（添付した原文 Table 11を参照）
- ・表12：シカゴの採用担当弁護士による、各スキルと知識分野がパートナー弁護士への昇進の際に判断要素となるかどうかの評価
- ・表13：ABF 調査における各スキルと知識分野の重要性
- ・表14：ABF 調査における各スキルと知識分野に対するロースクールの貢献度
- ・表15：ABF 調査における各スキルと知識分野に対するロースクールの配慮と教育の可能性

6. Garth 論文の調査と「法曹の質」研究との相違

日本の弁護士を対象として調査で比較可能なものとしては、「法曹の質」研究会が実施した「法曹の質」調査がある²⁵⁾。しかし、その内容は、Garth 論文とは大きく異なる。

まず、「法曹の質」研究は、文字通り法曹の質についての研究を目的としているが、報告書を見た限りでは、そのような質を形成するに当たっての法科大学院の機能・役割といった視点は研究の範囲に入っていないように見受けられる。Garth 論文がそのタイトルとして「ロースクールと弁護士の能力の構築」と掲げていることと比べると、そもそもの研究対象へのアプローチのスタート地点が異なっていると考ええる。

もっとも、「法曹の質」研究会が現在の法曹に不可欠のスキル、資質は何なのかを関心事項としているのに対し、Garth 論文では弁護士に求められる資質、能力 (Competence) が何なのかを関心事項としている点では、両研究は重なり合う部分が

25) 「法曹の質」研究会「『法曹の質』の検証方法に関する研究」日弁連法務研究財団編「法と実務」6号 (2007年)、「法曹の質」研究会編「『法曹の質』の検証—弁護士に求められるもの—」JLF叢書14巻 (商事法務、2008年)

ある。ただし、ここでも Garth 論文におけるスキルの項目一覧と「法曹の質」研究会の質問表原案には若干視点の異なる部分がある。「法曹の質」研究の本調査のための質問表には、以下の5項目が「普通の弁護士に最低限必要不可欠な能力とスキルについての質問表の原案」として記載されている。

- (A) 人格識見に関する要素
- (B) 法実務に関する要素
- (C) 法創造・立法に関する要素
- (D) 独立自衛のプロフェッション（経営）に関する要素
- (E) 公益活動への意欲と能力に関する要素

上記の(B), (D)は Garth 論文の項目の一部と類似しているが, (A), (C), (E)は法曹に求められるスキルではなく, 「あるべき法曹」とは何か, という問いに対する答えを出すための質問であると考えられる。

7. Garth 論文調査票の構成

下記は, Garth 教授から宮澤教授へ Fax で送られた調査票を基にしている。論文中で, 「採用担当のパートナー弁護士用と, 若い弁護士用で2種類のアンケートを作成した」とあることから, Fax で送られた内容が調査票の全てではなく, 若手弁護士用の調査票の全部または一部の可能性が高いと思われる。

1. 現在の地位

- (1) 現在の勤務状況
- (2) 勤務している職場の規模
- (3) 勤務歴, 肩書き
- (4) 主に従事している法分野
- (5) プロボノ活動, 弁護士会活動に従事している時間
- (6) 収入源
- (7) 勤務時間
- (8) 依頼者の獲得方法
- (9) 法廷関連の法務に従事しているか, 従事している時間, 裁判所の種類
- (10) ロースクール卒業から, 依頼者に対して自分が責任を持つ立場になるまでの期間
- (11) 「メンター（先輩, 兄弟子, mentor）」と呼べる人が弁護士の中にいるか。その人の肩書き
- (12) 弁護士になる前の職歴

2. ロースクール

(1) ロースクール入学前の職歴

(2) 伝統的なロースクールのカリキュラムで受講する講義(契約法, 不法行為法など)
以外に受講した科目

(トライアル技法, クリニック, 交渉, カウンセリング, その他紛争解決, ロイヤリング)

3. 法実務において重要な知識とスキル

(1) 調査項目として挙げられているスキル(前述4. 参照)の重要度を1-5で評価。

(2) 調査項目として挙げられているスキルをどこで学んだか。

(3) 調査項目として挙げられているスキルについて, ロースクールでの取り扱いと,
ロースクールで扱うことの有効性。

4. 回答者の基本情報

年齢, 卒業したロースクール, ロースクールでの成績, JD以外の学位の有無, 国籍,
性別, 弁護士会登録の年, 父親の職業, 母親の職業, 現在の年収

5. 専門家責任に関する設問

(設問1) 税金の納入額を減らしたいとやってきた依頼者について, その主張が全く
根拠がないとは言えないものの, あまり説得力の無いものであったとき,
どのように対応するか。その対応の理由は何か。

(設問2) ある弁護士事務所の弁護士が法律扶助機構(LSC)へと任命された。その
弁護士事務所は, 大勢の農場の飼育者を代理して農場経営者との紛争に携
わってきた。LSCは, そのような農場をロビー活動や訴訟において代理
する場合がある。農場局が法律事務所に, その弁護士のLSCからの辞任
を求めるよう要請してきた。どのように対応すべきか。

8. 原文の Table 1

Table 1
How young Chicago lawyers rank selected skills and areas of knowledge

<i>Skill/Knowledge</i>	<i>Importance score</i>	<i>Percentage extremely important</i>	<i>Percentage important</i>	<i>(N)</i>
Oral communication	1.20	83.1	97.6	(803)
Written communication	1.23	81.4	96.3	(803)
Instilling others' confidence in you	1.51	60.0	90.5	(801)
Ability in legal analysis and legal reasoning	1.52	57.7	90.9	(801)
Drafting legal documents	1.69	51.0	84.9	(802)
Ability to diagnose and plan solutions for legal problems	1.78	45.4	81.5	(802)
Knowledge of substantive law	1.79	39.7	83.0	(802)
Organization and management of legal work	1.94	38.0	75.4	(801)
Negotiation	1.99	41.5	73.4	(802)
Fact gathering	2.02	36.1	71.6	(803)
Sensitivity to professional ethical concerns	2.04	34.3	68.9	(800)
Knowledge of procedural law	2.16	32.1	67.8	(801)
Counseling	2.32	27.5	62.0	(800)
Understanding and conducting litigation	2.33	35.9	62.2	(799)
Library legal research	2.37	17.3	59.8	(799)
Ability to obtain and keep clients	2.56	35.1	54.0	(798)
Computer legal research	2.92	8.0	34.9	(802)

Respondents ranked each skill or area of knowledge on a 5-point scale of importance. "Percentage important" includes responses of "extremely important" and "important" (ranks 1 and 2).

9. 原文の Table 11

Table 11
***Percentage of Chicago hiring partners indicating whether skills
should be brought or developed***

<i>Skill</i>	<i>Bring</i>	<i>Develop</i>	<i>(N)</i>
Library legal research	92	9	(117)
Oral communication	91	9	(116)
Written communication	90	10	(116)
Computer legal research	84	16	(116)
Ability in legal analysis and legal reasoning	81	19	(117)
Sensitivity to professional ethical concerns	74	25	(117)
Instilling others' confidence in you	52	48	(116)
Fact gathering	47	53	(117)
Ability to diagnose and plan solutions for legal problems	41	59	(117)
Organization and management of legal work	33	67	(117)
Knowledge of substantive law	30	70	(116)
Knowledge of procedural law	28	72	(116)
Drafting legal documents	9	91	(116)
Counseling	9	91	(117)
Ability to obtain and keep clients	8	92	(117)
Understanding and conducting litigation	6	94	(117)
Negotiation	4	96	(117)

Because of rounding, percentages may not add to 100.

10. 他の参考文献

Garth 論文と比較可能なアメリカでの類似の調査としては、下記のものがある。

– John Sonsteng & David Camarotto, *Minnesota Lawyers Evaluate Law Schools, Training and Job Satisfaction*, 26 Wm. Mitchell L. Rev. 327 (2000).

1970年代の ABF 調査, 1990年の Garth 論文の調査を踏襲した形でミネソタの若い弁護士に実施した調査。結果を ABF 調査, Garth 調査と比較している。

– Sam Sue, *Assessing the MacCrate Skills: Developing a Good Survey*, 23 Pace L.

Rev. 657 (2002).

弁護士のスキルについて行った過去の調査について概観し、ロースクール教育の改善に役立つ調査のあり方について検討している。

付録5 ABA が実施したロースクールにおけるプロフェッショナルリズム教育の現状に関する2つの調査報告の紹介

大坂 恵里

I. 1996年の調査報告

正式名称

アメリカ法曹協会法学教育・法曹資格付与部会プロフェッショナルリズム委員会『プロフェッショナルリズムの教育と学習』(AMERICAN BAR ASSOCIATION, SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSION TO THE BAR, TEACHING AND LEARNING PROFESSIONALISM: REPORT OF THE PROFESSIONALISM COMMITTEE) (1996年8月)

レポートの構成

I. 序章

- A. 背景
- B. プロフェッショナルリズムの減退
- C. 法曹のプロフェッショナルリズムの定義

II. 勧告

- A. ロースクール入学前の倫理・プロフェッショナルリズム教育
- B. ロースクールにおけるプロフェッショナルリズム教育
- C. 法実務におけるプロフェッショナルリズムの教育と学習

III. 結論

付録A: アメリカ法曹協会法学教育・法曹資格付与部会プロフェッショナルリズム委員会

付録B: ロースクールによるプロフェッショナルリズム調査

付録C: 州・地域の法曹協会によるプロフェッショナルリズム調査報告書

付録D: 法律事務所によるプロボノへの挑戦 行動規程

付録E: 女性法律プロフェッション委員会 メンタリングに関する注釈付き模範方針

付録F: ギャンブレレル賞受賞者 (1991~1995年)

付録G: プロフェッショナルリズムの教育と学習に関する主要文献・資料

本文の概要

I. 序章

A. 背景

1. 本報告書に先行する報告書

- ① ABA Commission on Professionalism, *…In the Spirit of Public Service: A Blueprint for the Rekindling of Lawyer Professionalism*, reprinted at 112 F. R. D. 243 (1987)

通称スタンレー・レポート。1960年代から報告書作成当時に至る法律プロフェッションの変化を分析し、プロフェッショナリズムを高めるための勧告を行った。

- ② ABA TASK FORCE ON LAW SCHOOLS AND PROFESSION: NARROWING THE GAP, LEGAL EDUCATION AND PROFESSIONAL DEVELOPMENT-AN EDUCATIONAL CONTINUUM (1992)²⁶⁾

通称マクレイト・レポート。継続的教育過程 (educational continuum) を前提に、新人法曹が有すべき10の技能と4の価値観を定式化した。

2. 本報告書作成を目的とした調査

- ① ロースクールの倫理・プロフェッショナリズムの科目やプログラムに関する調査 (付録B)
- ② 州や地方の法曹協会によって行われている既存のプロフェッショナリズム・プログラムに関する調査 (付録C)

B. プロフェッショナリズムの減退

1. プロフェッショナリズムに関する著書・論文・報告書に共通するテーマ

- ① 法実務を「天職」(calling) として理解しなくなったこと。
- ② 法実務をプロフェッションからビジネスへと転換してきた法実務の経済的側面における変化——その変化によって、公益奉仕活動に相当な時間を割くことが困難となり、また、法実務が個人の価値観および目標と折り合わなくなるにつれて法実務への不満感が募っていくこと。
- ③ 既存の訴訟に関するルールによって認められた当事者対抗プロセスが行き過ぎだと感じられていること。礼節の喪失も含まれる。
- ④ 独立して助言を行うという伝統的な法曹の役割が揺らいでいること。
- ⑤ 法曹の能力および適用される倫理規程の遵守についての懸念。
- ⑥ 我々の社会における相反する利益の間の仲介者として公益に資する法曹という

26) 日本語訳は、日本弁護士連合会編 (宮澤節生・大坂恵里訳) 『法学教育改革とプロフェッション——アメリカ法曹協会マクレイト・レポート——』 (三省堂, 2003年) として出版されている。

伝統的な概念の変化から生じる、法曹の究極の目的に関する意識の喪失。

2. 本委員会の結論

法曹のプロフェッショナリズムは近年低下してきている。

C. 法曹のプロフェッショナリズムの定義

1. ロスコウ・パウンドによる法曹のプロフェッショナリズムの定義

「公益奉仕の精神で、公共的職業 (common calling) として学術を追求すること…」である。(ROSCOE POUND, THE LAWYER FROM ANTIQUITY TO MODERN TIMES: WITH PARTICULAR REFERENCE TO DEVELOPMENT OF BAR ASSOCIATIONS IN THE UNITED STATES 5 (1953))

2. 本委員会によるプロフェッショナルとしての法曹の定義

(1) 定義

プロフェッショナルとしての法曹とは、法の専門家であり、依頼者への奉仕と公益奉仕の精神から学術に従事し、かつ、正義と公益を促進するという公共的職業の一環として、これらの仕事に従事している者である。

プロフェッショナル：専門知識を有する者によってしかなされえない重要な公益奉仕を行うことを求められる者

学術：学識と思慮分別の両方を必要とする学問

公共的職業：専門家集団の一員である生き方として、特定の理想への献身を必要とする職業

公益奉仕：一般の福祉および公益に必要な特定の機能を果たすこと。プロフェッショナルな態度で個々の依頼者を代理し彼らの利益を熱意をもって弁護する法曹が、公益奉仕に積極的に携わっているのである。そのような法曹は、他の法曹を指導したり教えたりすることを通じて、自己の知識および経験を惜しげなく共有している。

(2) プロフェッショナルとしての法曹に欠かせない特性

- ① 学問に基づく知識
- ② 事実の文脈に法を適用する能力
- ③ 準備の完全さ
- ④ 实际的で深慮のある知恵
- ⑤ 倫理的行動と高潔さ
- ⑥ 正義と公益への献身

(3) プロフェッショナルとしての法曹を支える要素

- ① 正式な訓練と資格付与

- ② 能力の維持
- ③ 法の枠内で依頼者の利益を熱意と勤勉さをもって代理すること
- ④ 適切な行儀と礼節
- ⑤ 浪費を避ける性格
- ⑥ 自己の利害や見解よりも依頼者の利益と公益を重んじること
- ⑦ 自律性
- ⑧ 自己規制
- ⑨ 専門的職業人の組織の一つ以上参加すること
- ⑩ 費用対効果が高い法的サービス
- ⑪ 内省ならびに依頼者および司法制度関係者と道徳的対話を行う能力
- ⑫ 弁護士と依頼者との関係において依頼者を中心に考えるアプローチを採り、依頼者への信頼、思いやり、敬意、その地位の向上を重視すること

II. 勧告 ※ 継続的教育過程を前提としている。

A. ロースクール入学前の倫理・プロフェッショナリズム教育

- 1. 各大学は、倫理や価値観に関する問題および倫理に基づいた意思決定の基本原則に関して概説する科目を提供することを奨励されるべきである。
- 2. 大学は、様々な学部プログラム向けに特別に考案された倫理科目を採用するよう奨励されるべきである。
- 3. 大学は、倫理や価値観に関わる問題に特定の注意を払うシンポジウム、講座、および同様のプログラムの数を増やすよう、奨励されるべきである。

B. ロースクールにおけるプロフェッショナリズム教育

- 1. 教授団は、学生がローヤリングを理解するためのロールモデルとしての自身の重要性に関して、より敏感に意識しなければならない。
- 2. 教員を雇用または評価する際に、ローヤリングのロールモデルとしての法学教授という概念により重きが置かれる必要がある。
- 3. 法曹倫理およびプロフェッショナリズムを教える科目横断的方法（pervasive method）の採用が、すべてのロースクールによって真剣に考慮されるべきである。
- 4. すべてのロースクールが、倫理やプロフェッショナリズムに関するプログラムを奨励しモニタリングするための効果的なシステムを開発すべきである。
- 5. 倫理やプロフェッショナリズムを教えるために、ロールプレイング、プロブレム・メソッドおよび事例研究、少人数グループおよびゼミ、ストーリーテリング、ならびに双方向ビデオのような多様な教授方法の利用が奨励されるべきである。

6. 法律書の出版社は、新刊のケースブックおよび教材が倫理やプロフェッショナリズムに関する問題を盛り込むことを義務づける方針を採用することを検討すべきである。法律書の出版社は新作のケースブック、既刊のケースブックの新版、ケースブックの追録、副読本、ならびに概説書の一部として、法曹倫理やプロフェッショナリズムの問題に関する科目に特化した法曹倫理やプロフェッショナリズムの問題を扱う教材も、より多く出版するべきである。
7. ロースクールは、プロフェッショナリズムに対する真の関心を反映した、正課と併行の活動、ポリシー、およびインフラをより全面的に発展させるべきである。
- 補. ロースクールは、多様性、人種差別および性差別、同性愛嫌悪、セクシャル・ハラスメント、ならびに、障害を持った学生や従来のロースクールにはいなかったタイプの学生のような様々な学生集団に特有のニーズを含む、ロースクールで生じる社会的、倫理的、道徳的に深刻な問題に取り組むための効果的な制度的枠組を提供しなければならない。

C. 法実務におけるプロフェッショナリズムの教育と学習

1. 全国規模、州、地域、および専門分野の法曹協会は、プロフェッショナリズムの理想像を明らかにして奨励することにおいて、そしてそれらの構成員全員に影響を及ぼすプロフェッショナリズム・プログラムを実行することにおいて、指導的役割を担わなければならない。
2. 実務弁護士は、弁護士－政治家パラダイム (lawyer-statesman paradigm)²⁷⁾の最高水準を維持することを常に目指して、継続的にプロフェッショナリズムを育み回復する必要性をより強く意識するようにならなければならない。
3. 法律事務所は、弁護士全員が、法律事務所において能力および効率性を高める業務基準およびリスク管理手続を採用すべきである。
4. 実務弁護士は、生活の質に関する重要な問題により敏感になること、および、法律事務所において、所属弁護士の個人的目標はもとよりプロフェッションとしての目標にも両立しうる進んだ労働条件を満たすことが必要である。
5. すべての法律事務所は、法律事務所の倫理規則の遵守、継続的法学教育の義務付け、リスク管理手続、プロボノ活動、生活の質、および他のプロフェッショナリズムに関する問題について監視する委員会を一つ以上有するべきである。

27) アンソニー・クロンマンは、アメリカの弁護士の理想像としての「弁護士－政治家」を、公益のために自身の幸福を犠牲にする用意がある献身的な市民であり、分別と実用的な知恵を備え、かつ、専門職として卓越している者であるとする。ANTHONY T. KRONMAN, THE LOST LAWYER: FAILING IDEALS OF THE LEGAL PROFESSION, 14-17 (1993).

6. 裁判官および司法機関は、実務弁護士の間でプロフェッショナリズムの水準を高めることにおいて、より大きな指導的役割を担わなければならない。

Ⅲ. 結論

ロースクールのプロフェッショナリズムに関する調査（付録B）の概要

A. 序論

プロフェッショナリズム委員会の要請で、法学教育・法曹資格付与部会は、1994年6月に認定ロースクール全校に質問票を配布した。質問票は、プロフェッショナリズムに関する問題がどの程度ロースクールにおいて教えられているか割り出すことを目的とするものであった。回答は、131校ないし74%のロースクールから得られた。

第一の質問群)

- 1 法曹倫理またはプロフェッショナリズムを扱う各科目のリストアップ
- 2 科目毎の単位時間
- 3 必修か選択か
- 4 何年次に教えられるのか

第二の質問群)

- 1 ロースクールがカリキュラムを通じて科目横断的に倫理やプロフェッショナリズムを教えているかどうか
- 2-1 「はい」の場合 科目横断システムは義務付けられているのか単に奨励されているだけなのか
- 2-2 「はい」の場合 科目横断システムがどのように実施されモニターされているのか

第三の質問群)

「ロースクール学生を法曹倫理やプロフェッショナリズムの問題により触れさせることを奨励するために望ましいであろう」措置の説明

B. 調査結果

第一の質問群)

最も一般的な構造は、法曹倫理や専門職責任というタイトルの、必修2単位（58校——回答校の44%）または必修3単位（30校——回答校の22%）の2年次または3年次科目が一つだけある、というものである²⁸⁾。

28) アメリカ法曹協会専門職責任センターによって行われた1985年度ロースクール調査からは、回答校の75%には基礎的な2単位の専門職責任科目があり、16%には基礎的な3単位の専門職責任科目があることがわかった。See ABA CENTER FOR PROFESSIONAL RESPONSIBILITY, A SURVEY

第二の質問群)

回答校の3分の1強(48校)は、科目横断的方法を採用していないと述べた。

回答校のほぼ3分の2は、科目横断的プログラムを実施してきたと述べた。これらのロースクールの大部分は、科目横断的プログラムが義務付けられていないことを示した。義務付けられたプログラムを実施するためのモニタリング・システムについて説明したのは16校のロースクールのみであった。

第三の質問群)

もっとも頻繁に言及される措置は、倫理やプロフェッショナリズムに関する科目に特化した教材がさらに作られるべきであるという提案であった。しかしながら、これらの教材が標準的なケースブックに組み込まれるべきか別個に出版されるべきかについては意見が分かれた。

一年次の法知識科目において科目横断的アプローチを実施することの望ましさについて言及する回答が複数あった。プロフェッショナリズム問題を扱う一年次科目または一連の導入講義の可能性について言及する回答も複数あった。

II. 2006年の調査報告

正式名称

ABA プロフェッショナリズム常任委員会『ロースクール・プロフェッショナリズム・プログラム調査報告書』(ABA STANDING COMMITTEE ON PROFESSIONALISM OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, REPORT ON A SURVEY OF LAW SCHOOL PROFESSIONALISM PROGRAMS) (2006年3月)

レポートの構成

序章および要旨

第1章 ロースクール学生援助プログラム・サービス

第2章 ロースクールにおける[学生の]品行や高潔さに関するルールやポリシー²⁹⁾

第3章 ロースクールと[アメリカン・]インズ・オブ・コート³⁰⁾

第4章 ロースクールのプロフェッショナリズムに関する講演とセミナー

ON THE TEACHING OF PROFESSIONAL RESPONSIBILITY 3 (1996).

29) 一般にオナー・コード (Honor Code) と呼ばれるものである。

30) アメリカン・インズ・オブ・コートとは、法曹の技能、プロフェッショナリズム、倫理を向上することを目的とした団体である。経験を積んだ実務家や法学教授が、より経験の少ない実務家や学生をメンタリングする活動を行っている。詳しくは、同団体のウェブサイト (<http://www.innsofcourt.org/>) を参照。

第5章 ロースクールのメンタリング・プログラム

第6章 ロースクールの法律事務所経営科目

第7章 ロースクールのプロフェッショナリズムの導入科目

第8章 ロースクールのプロボノ公益サービスプログラム

第9章 ロースクールのプロフェッショナリズム科目

付録A ギャンブレル・プロフェッショナリズム賞受賞者（1991～2005年）

付録B 全国教育改革賞受賞者（2004～2005年）

付録C 調査に回答したロースクールのリスト

付録D 関連ウェブサイト

序章と要旨の概要

調査の主体

ABA プロフェッショナリズム常任委員会

調査の目的

ロースクールからプロフェッショナリズム・プログラムに関する情報を収集することを目的とする。

プロフェッショナリズムのパラメーター：

プロフェッショナリズム委員会は、特定の法分野に関する専門知識とは別に、プロフェッショナルとしての法曹の養成に貢献するロースクール内のプログラム分野を特定しようと決めた。

指針とした資料の一部：

- ① A National Action Plan on Lawyer Conduct and Professionalism（1999年1月に最高裁判所長官会議（Conference of Chief Justices）によって採択）
- ② マクレイト・レポート

調査方法

プロフェッショナリズム委員会がどのトピックを対象とするか決定。

↓

同委員会が各調査項目に関して予備的な質問を作成。

↓

専門知識を有するロースクール教員と ABA マーケティング部が質問を修正。

↓

アメリカ・ロースクール協会が調査を予告。

↓

2005年2月にABA 法学教育・法曹資格付与部会が副ディーン・リストサーブで調査票を送付。

↓

全国バー・カウンセル機構 (National Organization of Bar Counsel) のメンバーによるロースクールの代表者への働きかけ。

↓

外部の業者が回答を回収。

↓

ABA プロフェッショナリズム部が生データを計算・整理。64のロースクールが当調査の少なくとも一部について回答した。

形式

各調査項目は3つに分かれている。

第一の部分 当該項目に関する調査の回答結果のうち特記すべき事項

第二の部分 委員会の所感と勧告

第三の部分 調査によって集められた生データ (小数点以下は切上げまたは切捨てで処理)

調査項目と委員会の勧告

項目については目次を参照。ここでは、第9章の勧告のみを紹介する。

第9章 ロースクールのプロフェッショナリズム科目に関する勧告

- ・基礎的な必修の専門職責任科目に加えて科目を提供すること
- ・すべての科目に倫理・プロフェッショナリズムの要素を組み込むよう教員に奨励すること
- ・単なる倫理規則以上のものを教えること

将来

本調査が将来の調査のためのベースラインになり、同じ調査が定期的に行われることを望む。

第9章の質問と回答 (回答数41)

1. ロースクールは、1学年にどのくらい多くの異なった専門職責任・プロフェッショナリズム科目を提供していますか?

1科目 = 15 (37%)

2 - 3科目 = 15 (37%)

4 - 5科目 = 3 (7%)

5科目以上 = 8 (20%)

2. それらすべてについて科目概要を提供して下さい。(その科目が必修であればその旨を記入し、指定文献をリストアップして下さい。当該情報が記載されているウェブページがあれば、その URL をお知らせ下さい。)

3. 他の科目に倫理・プロフェッショナリズムの要素を組み込むことに関するロースクールの方針はどのようなものですか？

方針はない = 9 (22%)

教員がそうするように奨励されている = 30 (73%)

教員がそうするように要求されている = 2 (5%)

4. ロースクールには、法律プロフェッションの基準と価値観を学生に教えることに関する使命 (mission statement) かそれに相当する書面の方針がありますか？

はい = 21 (51%)

いいえ = 20 (49%)

5. ロースクールは、学生が修了前に指導の下で法実務を行うことを義務づけていますか？

はい (説明して下さい) = 1 (2%)

いいえ = 40 (98%)

6. 「はい」の場合、その義務について説明してください。

7. 必修の倫理科目は、単なる倫理規則以上のことを取り扱っていますか？

はい = 38 (93%)

いいえ = 3 (7%)

8. 「はい」の場合、それが取り扱うのは以下のうちどれですか？ (当てはまるものすべてに印を付けて下さい。)

我々の法制度の哲学的基礎 = 28 (68%)

もしあれば、自然法に関連すること = 10 (24%)

もしあれば、信念に基づく価値観に関連すること = 11 (27%)

その他 (明確に述べて下さい)

9. 以下のうち、選択科目において取り扱っているものはどれですか？ (当てはまるものすべてに印を付けて下さい。)

我々の法制度の哲学的基礎 = 31 (76%)

もしあれば、自然法に関連すること = 18 (44%)

もしあれば、信念に基づく価値観に関連すること = 13 (32%)

付録6 単純集計表 (ウェイトなし)

問1. 現在の認証評価基準に関する意見

	総数	特に力を入れて	ある程度力を入れて	ひととおり全体を説明する程度	主要な要点のみを説明する程度	不要である	無回答
(1)問題解決能力	305	113	101	62	21	3	5
(%)	100.0	37.0	33.1	20.3	6.9	1.0	1.6
(2)法的知識	305	165	98	36	3	0	3
(%)	100.0	54.1	32.1	11.8	1.0	0.0	1.0
(3)法曹としての使命・責任の自覚	305	119	85	70	24	4	3
(%)	100.0	39.0	27.9	23.0	7.9	1.3	1.0
(4)事実調査・事実認定能力	305	90	130	68	12	0	5
(%)	100.0	29.5	42.6	22.3	3.9	0.0	1.6
(5)法的分析・推論能力	305	123	117	52	7	0	6
(%)	100.0	40.3	38.4	17.0	2.3	0.0	2.0
(6)創造的・批判的検討能力	305	30	81	119	56	11	8
(%)	100.0	9.8	26.6	39.0	18.4	3.6	2.6
(7)法曹倫理	305	122	82	77	21	1	2
(%)	100.0	40.0	26.9	25.2	6.9	0.3	0.7
(8)法的議論・表現・説得能力	305	75	123	80	22	1	4
(%)	100.0	24.6	40.3	26.2	7.2	0.3	1.3
(9)コミュニケーション能力	305	43	98	113	41	7	3
(%)	100.0	14.1	32.1	37.0	13.4	2.3	1.0

問2-1. 力を入れて教育すべき指針 (第1位)

	該当者	問題解決能力	法的知識	法曹としての使命・責任の自覚	事実調査・事実認定能力	法的分析・推論能力	創造的・批判的検討能力	法曹倫理	法的議論・表現・説得能力	コミュニケーション能力	無回答
総数	304	60	105	39	18	29	7	36	2	7	1
(%)	100.0	19.7	34.5	12.8	5.9	9.5	2.3	11.8	0.7	2.3	0.3

問2-1. 力を入れて教育すべき指針 (第2位)

	該当者	問題解決能力	法的知識	法曹としての使命・責任の自覚	事実調査・事実認定能力	法的分析・推論能力	創造的・批判的検討能力	法曹倫理	法的議論・表現・説得能力	コミュニケーション能力	無回答
総数	302	34	45	42	40	64	3	40	24	7	3
(%)	100.0	11.3	14.9	13.9	13.2	21.2	1.0	13.2	7.9	2.3	1.0

問2-1. 力を入れて教育すべき指針 (第3位)

	該当者	問題解決能力	法的知識	法曹としての使命・責任の自覚	事実調査・事実認定能力	法的分析・推論能力	創造的・批判的検討能力	法曹倫理	法的議論・表現・説得能力	コミュニケーション能力	無回答
総数	296	44	37	19	37	33	7	47	41	18	13
(%)	100.0	14.9	12.5	6.4	12.5	11.1	2.4	15.9	13.9	6.1	4.4

問2-2. 9項目の指針適用についての評価

	総数	適切だと思う	どちらかといえば適切だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば不適切だと思う	不適切だと思う	無回答	適切(計)	不適切(計)
総数	305	121	111	33	10	3	27	232	13
(%)	100.0	39.7	36.4	10.8	3.3	1.0	8.9	76.1	4.3

問3. 職場環境

	総数	民間法律事務所	公設事務所	法科大学院のクリニック	法テラス法律事務所	企業内	官庁内	その他の組織	無回答
総数	305	286	1	1	1	2	1	4	9
(%)	100.0	93.8	0.3	0.3	0.3	0.7	0.3	1.3	3.0

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士意見

問 4. 所属事務所における地位

	該当者	唯一の弁護士である「経営弁護士」	複数の弁護士がいる中で唯一の「経営弁護士」	複数「経営弁護士」がいる中の「経営弁護士」のひとり	民間法律事務所の「勤務弁護士」	その他	無回答
総数	286	102	38	77	64	4	1
(%)	100.0	35.7	13.3	26.9	22.4	1.4	0.3

問 5. 所属企業における地位

	該当者	法務部門の責任者	法務部門のスタッフ弁護士	社内監査役	その他	無回答
総数	2	1	0	0	1	0
(%)	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0

問 6. 職場の弁護士数

	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6～9人	10人以上	無回答
(ア)弁護士	305	0	101	46	48	20	10	33	31	16
(%)	100.0	0.0	33.1	15.1	15.7	6.6	3.3	10.8	10.2	5.2
(イ)外国法事務弁護士	305	90	8	2	1	0	1	1	1	201
(%)	100.0	29.5	2.6	0.7	0.3	0.0	0.3	0.3	0.3	65.9
(ウ)外国弁護士	305	87	2	2	0	1	1	3	3	206
(%)	100.0	28.5	0.7	0.7	0.0	0.3	0.3	1.0	1.0	67.5

問 7-1. 週あたりの平均総労働時間

	総数	0時間	1～9時間	10～19時間	20～29時間	30～39時間	40～49時間	50～59時間	60～69時間	70～79時間	80～89時間
総数	305	2	3	10	10	20	49	82	73	32	9
(%)	100.0	0.7	1.0	3.3	3.3	6.6	16.1	26.9	23.9	10.5	3.0

90～99時間	100時間以上	無回答
3	1	11
1.0	0.3	3.6

問 7-2. 各業務・活動にあてられる時間の割合

	総数	0%	1～9%	10～19%	20～29%	30～39%	40～49%	50～59%	60～69%	70～79%	80～89%
(ア)通常の弁護士業務	305	5	2	3	4	18	21	32	40	54	55
(%)	100.0	1.6	0.7	1.0	1.3	5.9	6.9	10.5	13.1	17.7	18.0
(イ)国選弁護など低報酬・無報酬でおこなう公益業務	305	86	59	81	38	15	7	6	3	0	1
(%)	100.0	28.2	19.3	26.6	12.5	4.9	2.3	2.0	1.0	0.0	0.3
(ウ)調停委員、司法委員などの司法に関連する活動	305	220	32	30	7	2	0	2	0	1	0
(%)	100.0	72.1	10.5	9.8	2.3	0.7	0.0	0.7	0.0	0.3	0.0
(エ)大学(院)教員などの社会における活動	305	162	57	36	9	12	9	2	2	0	1
(%)	100.0	53.1	18.7	11.8	3.0	3.9	3.0	0.7	0.7	0.0	0.3
(オ)弁護士会における活動(会務、研修など)	305	81	115	66	21	10	1	0	1	0	0
(%)	100.0	26.6	37.7	21.6	6.9	3.3	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
(カ)その他	305	196	40	34	13	3	2	1	0	0	0
(%)	100.0	64.3	13.1	11.1	4.3	1.0	0.7	0.3	0.0	0.0	0.0

	90～99%	100%	無回答
(ア)通常の弁護士業務	45	17	9
(%)	14.8	5.6	3.0
(イ)国選弁護など低報酬・無報酬でおこなう公益業務	0	0	9
(%)	0.0	0.0	3.0
(ウ)調停委員、司法委員などの司法に関連する活動	0	1	10
(%)	0.0	0.3	3.3

問7-2 (続き)

	90～99%	100%	無回答
(エ)大学(院)教員などの社会における活動	4	1	10
(%)	1.3	0.3	3.3
(オ)弁護士会における活動(会務、研修など)	0	0	10
(%)	0.0	0.0	3.3
(カ)その他	0	1	15
(%)	0.0	0.3	4.9

問8. 法サービス提供業務内の刑事・民事分野の割合

	該当者	0%	1～9%	10～19%	20～29%	30～39%	40～49%	50～59%	60～69%	70～79%	80～89%
(ア)刑事国選	293	132	69	56	21	7	3	1	1	1	0
(%)	100.0	45.1	23.5	19.1	7.2	2.4	1.0	0.3	0.3	0.3	0.0
(イ)刑事私選	293	151	88	37	9	3	0	3	0	0	0
(%)	100.0	51.5	30.0	12.6	3.1	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
(ウ)民事	293	0	0	0	1	1	5	2	3	23	50
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	1.7	0.7	1.0	7.8	17.1

	90～99%	100%	無回答
(ア)刑事国選	0	0	2
(%)	0.0	0.0	0.7
(イ)刑事私選	0	0	2
(%)	0.0	0.0	0.7
(ウ)民事	125	82	1
(%)	42.7	28.0	0.3

問9. 過去1年間の民事分野の取り扱い業務の割合

	該当者	0%	1～9%	10～19%	20～29%	30～39%	40～49%	50～59%	60～69%	70～79%	80～89%
(ア)訴訟案件	293	15	4	23	29	40	44	46	34	27	17
(%)	100.0	5.1	1.4	7.8	9.9	13.7	15.0	15.7	11.6	9.2	5.8
(イ)調停案件	293	65	38	88	58	23	11	4	1	0	0
(%)	100.0	22.2	13.0	30.0	19.8	7.8	3.8	1.4	0.3	0.0	0.0
(ウ)その他裁判所手続案件	293	138	38	60	28	9	7	5	2	2	0
(%)	100.0	47.1	13.0	20.5	9.6	3.1	2.4	1.7	0.7	0.7	0.0
(エ)準司法案件(行政不服申立てや審査請求など)	293	245	30	11	2	1	0	0	0	0	0
(%)	100.0	83.6	10.2	3.8	0.7	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(オ)その他紛争案件	293	74	29	71	48	31	19	14	2	1	0
(%)	100.0	25.3	9.9	24.2	16.4	10.6	6.5	4.8	0.7	0.3	0.0
(カ)非紛争案件	293	107	41	52	22	15	11	13	4	3	12
(%)	100.0	36.5	14.0	17.7	7.5	5.1	3.8	4.4	1.4	1.0	4.1

	90～99%	100%	無回答
(ア)訴訟案件	8	3	3
(%)	2.7	1.0	1.0
(イ)調停案件	1	1	3
(%)	0.3	0.3	1.0
(ウ)その他裁判所手続案件	0	0	4
(%)	0.0	0.0	1.4
(エ)準司法案件(行政不服申立てや審査請求など)	0	0	4
(%)	0.0	0.0	1.4
(オ)その他紛争案件	0	1	3
(%)	0.0	0.3	1.0
(カ)非紛争案件	4	5	4
(%)	1.4	1.7	1.4

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士の見解

問10. 法サービス提供業務における取り扱い業務の時間の使い方

	該当者	ほとんどの時間を使った	かなりの時間を使った	ある程度の時間を使った	あまり時間を使わなかった	まったく時間を使わなかった	無回答
刑事							
(ア)刑事弁護	293	4	26	104	76	63	20
(%)	100.0	1.4	8.9	35.5	25.9	21.5	6.8
(イ)少年事件	293	0	12	32	53	158	38
(%)	100.0	0.0	4.1	10.9	18.1	53.9	13.0
(ウ)犯罪被害者支援	293	0	3	12	26	206	46
(%)	100.0	0.0	1.0	4.1	8.9	70.3	15.7
一般民事							
(エ)個人破産・消費者破産	293	3	83	89	42	57	19
(%)	100.0	1.0	28.3	30.4	14.3	19.5	6.5
(オ)遺言・相続	293	3	39	133	70	36	12
(%)	100.0	1.0	13.3	45.4	23.9	12.3	4.1
(カ)近隣関係問題	293	0	7	63	92	107	24
(%)	100.0	0.0	2.4	21.5	31.4	36.5	8.2
(キ)不動産売買	293	1	27	81	99	67	18
(%)	100.0	0.3	9.2	27.6	33.8	22.9	6.1
(ク)建築紛争	293	0	31	68	63	111	20
(%)	100.0	0.0	10.6	23.2	21.5	37.9	6.8
(ケ)債権回収	293	0	53	99	73	51	17
(%)	100.0	0.0	18.1	33.8	24.9	17.4	5.8
(コ)外国人問題	293	0	5	10	24	227	27
(%)	100.0	0.0	1.7	3.4	8.2	77.5	9.2
(サ)労働災害	293	0	9	40	49	169	26
(%)	100.0	0.0	3.1	13.7	16.7	57.7	8.9
消費者問題							
(シ)原告側	293	4	33	50	58	122	26
(%)	100.0	1.4	11.3	17.1	19.8	41.6	8.9
(ス)被告側	293	0	9	21	27	204	32
(%)	100.0	0.0	3.1	7.2	9.2	69.6	10.9
環境・公害問題							
(セ)原告側	293	0	5	15	16	228	29
(%)	100.0	0.0	1.7	5.1	5.5	77.8	9.9
(ソ)被告側	293	0	5	4	11	241	32
(%)	100.0	0.0	1.7	1.4	3.8	82.3	10.9
交通事故							
(タ)原告側	293	2	36	108	41	86	20
(%)	100.0	0.7	12.3	36.9	14.0	29.4	6.8
(チ)被告側	293	2	15	34	33	177	32
(%)	100.0	0.7	5.1	11.6	11.3	60.4	10.9
(ツ)保険会社代理	293	5	23	18	12	200	35
(%)	100.0	1.7	7.8	6.1	4.1	68.3	11.9
医療事故							
(テ)原告側	293	1	22	43	19	184	24
(%)	100.0	0.3	7.5	14.7	6.5	62.8	8.2
(ト)被告側	293	1	11	14	15	224	28
(%)	100.0	0.3	3.8	4.8	5.1	76.5	9.6
家族・親族							
(ナ)国内事件	293	4	69	127	39	38	16
(%)	100.0	1.4	23.5	43.3	13.3	13.0	5.5
(ニ)国際事件	293	0	3	12	20	224	34
(%)	100.0	0.0	1.0	4.1	6.8	76.5	11.6
不動産賃貸借							
(ネ)貸し主側	293	1	31	111	64	67	19
(%)	100.0	0.3	10.6	37.9	21.8	22.9	6.5
(ノ)借り手側	293	0	12	58	83	111	29
(%)	100.0	0.0	4.1	19.8	28.3	37.9	9.9

問10 (続き)

	該当者	ほとんどの時間を使った	かなりの時間を使った	ある程度の時間を使った	あまり時間を使わなかった	まったく時間を使わなかった	無回答
労働問題							
(ノ)労働者側	293	0	9	39	49	168	28
(%)	100.0	0.0	3.1	13.3	16.7	57.3	9.6
(ハ)使用者側	293	2	21	55	46	142	27
(%)	100.0	0.7	7.2	18.8	15.7	48.5	9.2
行政事件							
(ヒ)個人代理	293	0	7	24	13	217	32
(%)	100.0	0.0	2.4	8.2	4.4	74.1	10.9
(フ)企業代理	293	0	1	6	9	245	32
(%)	100.0	0.0	0.3	2.0	3.1	83.6	10.9
(ヘ)行政機関代理	293	0	11	10	3	237	32
(%)	100.0	0.0	3.8	3.4	1.0	80.9	10.9
税金問題							
(ホ)個人・零細企業代理	293	0	4	18	18	226	27
(%)	100.0	0.0	1.4	6.1	6.1	77.1	9.2
(ヘ)その他企業代理	293	0	1	12	16	237	27
(%)	100.0	0.0	0.3	4.1	5.5	80.9	9.2
企業法務							
(ニ)企業倒産・整理・再生	293	2	68	71	38	92	22
(%)	100.0	0.7	23.2	24.2	13.0	31.4	7.5
(ム)企業合併・買収	293	1	22	28	23	188	31
(%)	100.0	0.3	7.5	9.6	7.8	64.2	10.6
(メ)独占禁止・不正競争	293	0	11	27	35	186	34
(%)	100.0	0.0	3.8	9.2	11.9	63.5	11.6
(モ)知的財産	293	1	14	38	50	161	29
(%)	100.0	0.3	4.8	13.0	17.1	54.9	9.9
(ヤ)渉外・国際取引	293	4	8	18	10	221	32
(%)	100.0	1.4	2.7	6.1	3.4	75.4	10.9
(ユ)その他の企業法務	293	10	47	68	36	112	20
(%)	100.0	3.4	16.0	23.2	12.3	38.2	6.8

問11. 法サービス提供業務における依頼人・顧問先・所属組織の割合

	該当者	0%	1~9%	10~19%	20~29%	30~39%	40~49%	50~59%	60~69%	70~79%	80~89%
(ア)高所得者の個人	293	153	47	52	20	7	2	1	0	1	0
(%)	100.0	52.2	16.0	17.7	6.8	2.4	0.7	0.3	0.0	0.3	0.0
(イ)中所得者の個人	293	50	25	59	51	48	21	18	5	3	4
(%)	100.0	17.1	8.5	20.1	17.4	16.4	7.2	6.1	1.7	1.0	1.4
(ウ)低所得者の個人	293	70	21	50	45	30	9	18	16	11	9
(%)	100.0	23.9	7.2	17.1	15.4	10.2	3.1	6.1	5.5	3.8	3.1
(エ)全国規模の大企業	293	161	17	20	16	21	9	10	7	6	8
(%)	100.0	54.9	5.8	6.8	5.5	7.2	3.1	3.4	2.4	2.0	2.7
(オ)地元の大企業	293	191	22	33	17	11	3	2	1	1	1
(%)	100.0	65.2	7.5	11.3	5.8	3.8	1.0	0.7	0.3	0.3	0.3
(カ)中小企業	293	60	20	57	59	39	19	19	4	2	2
(%)	100.0	20.5	6.8	19.5	20.1	13.3	6.5	6.5	1.4	0.7	0.7
(キ)官公庁	293	210	20	26	14	8	2	1	0	1	0
(%)	100.0	71.7	6.8	8.9	4.8	2.7	0.7	0.3	0.0	0.3	0.0
(ク)その他	293	217	6	35	14	5	0	2	1	1	1
(%)	100.0	74.1	2.0	11.9	4.8	1.7	0.0	0.7	0.3	0.3	0.3

	90~99%	100%	無回答
(ア)高所得者の個人	0	1	9
(%)	0.0	0.3	3.1
(イ)中所得者の個人	1	1	7
(%)	0.3	0.3	2.4

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士意見

問11 (続き)

	90～99%	100%	無回答
(ウ)低所得者の個人	4	2	8
(%)	1.4	0.7	2.7
(エ)全国規模の大企業	5	3	10
(%)	1.7	1.0	3.4
(オ)地元の大企業	0	0	11
(%)	0.0	0.0	3.8
(カ)中小企業	1	2	9
(%)	0.3	0.7	3.1
(キ)官公庁	0	0	11
(%)	0.0	0.0	3.8
(ク)その他	1	0	10
(%)	0.3	0.0	3.4

問12. 申告した所得 (総額)

	総数	500万円未満	500～1000万円未満	1000～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000～4000万円未満	4000～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円以上	無回答
総数	305	24	65	85	60	25	14	11	4	17
(%)	100.0	7.9	21.3	27.9	19.7	8.2	4.6	3.6	1.3	5.6

問13. 弁護士登録以前の職業

	総数	弁護士以外の職業についてはない	裁判官	検察官	裁判所事務官・書記官、検察事務官	2～4以外の国家公務員	地方公務員	国際機関の職員	民間企業の従業員	隣接法律専門職者
総数	305	151	21	17	10	21	23	0	36	0
(%)	100.0	49.5	6.9	5.6	3.3	6.9	7.5	0.0	11.8	0.0

	総数	NPO・NGOのスタッフ	大学(院)教員	その他の職業	無回答
総数	305	0	9	18	28
(%)	100.0	0.0	3.0	5.9	9.2

問13. 在職期間 (年数)

	該当者	0年	1～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20年以上	無回答
(2)裁判官	21	0	2	2	1	1	15	0
(%)	100.0	0.0	9.5	9.5	4.8	4.8	71.4	0.0
(3)検察官	17	0	5	4	2	1	4	1
(%)	100.0	0.0	29.4	23.5	11.8	5.9	23.5	5.9
(4)裁判所事務官・書記官、検察事務官	10	0	2	3	3	1	1	0
(%)	100.0	0.0	20.0	30.0	30.0	10.0	10.0	0.0
(5)2～4以外の国家公務員	21	0	8	7	2	1	3	0
(%)	100.0	0.0	38.1	33.3	9.5	4.8	14.3	0.0
(6)地方公務員	23	0	12	8	0	2	1	0
(%)	100.0	0.0	52.2	34.8	0.0	8.7	4.3	0.0
(7)国際機関の職員	0	0	0	0	0	0	0	0
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(8)民間企業の従業員	36	0	19	9	5	0	2	1
(%)	100.0	0	52.8	25	13.9	0	5.6	2.8
(9)隣接法律専門職者	0	0	0	0	0	0	0	0
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(10)NPO・NGOのスタッフ	0	0	0	0	0	0	0	0
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(11)大学(院)教員	9	0	1	1	1	1	5	0
(%)	100.0	0.0	11.1	11.1	11.1	11.1	55.6	0.0
(12)その他の職業	18	0	9	6	3	0	0	0
(%)	100.0	0.0	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0

問13-1. 法曹資格取得後に最初に選択した職業

	総数	弁護士	裁判官	検察官	その他	無回答
総数	305	259	21	17	2	6
(%)	100.0	84.9	6.9	5.6	0.7	2.0

問13-2. 弁護士を選んだ理由 (第1位)

	該当者	弁護士の ほうが社 会正義を 実現でき ると思え たため	弁護士の 反権力 性、在野 性に魅力 を感じた ため	弁護士の ほうが経 済的に恵 まれてい ると思え たため	仕事内容 や勤務地 を自分で 決められ ると思え た	弁護士の ほうが社 会・市民 や経済活 動に近い 立場にあ る	一度は弁 護士とし ての仕事 を経験す べきであ ると思え た	裁判官・ 検察官の 任官希望 がかなえ られな かったた め	その他	無回答
総数	259	34	32	7	110	43	4	7	19	3
(%)	100.0	13.1	12.4	2.7	42.5	16.6	1.5	2.7	7.3	1.2

問13-2. 弁護士を選んだ理由 (第2位)

	該当者	弁護士の ほうが社 会正義を 実現でき ると思え たため	弁護士の 反権力 性、在野 性に魅力 を感じた ため	弁護士の ほうが経 済的に恵 まれてい ると思え たため	仕事内容 や勤務地 を自分で 決められ ると思え た	弁護士の ほうが社 会・市民 や経済活 動に近い 立場にあ る	一度は弁 護士とし ての仕事 を経験す べきであ ると思え た	裁判官・ 検察官の 任官希望 がかなえ られな かったた め	その他	無回答
総数	256	26	42	25	60	70	5	0	5	23
(%)	100.0	10.2	16.4	9.8	23.4	27.3	2.0	0.0	2.0	9.0

問13-2. 弁護士を選んだ理由 (第3位)

	該当者	弁護士の ほうが社 会正義を 実現でき ると思え たため	弁護士の 反権力 性、在野 性に魅力 を感じた ため	弁護士の ほうが経 済的に恵 まれてい ると思え たため	仕事内容 や勤務地 を自分で 決められ ると思え た	弁護士の ほうが社 会・市民 や経済活 動に近い 立場にあ る	一度は弁 護士とし ての仕事 を経験す べきであ ると思え た	裁判官・ 検察官の 任官希望 がかなえ られな かったた め	その他	無回答
総数	233	26	46	34	34	50	14	7	9	13
(%)	100.0	11.2	19.7	14.6	14.6	21.5	6.0	3.0	3.9	5.6

問14. 所属単位弁護士会会・副会長の経験有無

	総数	経験した	経験していない	無回答
総数	305	79	221	5
(%)	100.0	25.9	72.5	1.6

問15. 弁護士としての職業生活における満足度

	総数	非常に満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	非常に不満	無回答	満足(計)	不満(計)
総数	305	96	150	45	7	1	6	246	8
(%)	100.0	31.5	49.2	14.8	2.3	0.3	2.0	80.7	2.6

問16. 満足度

	総数	非常に満 足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	非常に不 満	無回答	満足 (計)	不満 (計)
(1)自分の収入あるいは給与	305	52	148	67	27	4	7	200	31
(%)	100.0	17.0	48.5	22.0	8.9	1.3	2.3	65.6	10.2
(2)自分の労働時間の管理の自由度	305	87	123	42	40	7	6	210	47
(%)	100.0	28.5	40.3	13.8	13.1	2.3	2.0	68.9	15.4
(3)日常的に従事している業務の内容	305	40	163	76	18	0	8	203	18
(%)	100.0	13.1	53.4	24.9	5.9	0.0	2.6	66.6	5.9
(4)弁護士としての自分の将来性	305	22	90	141	36	4	12	112	40
(%)	100.0	7.2	29.5	46.2	11.8	1.3	3.9	36.7	13.1

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士意見

問17. 業務分野についての評価

	総数	知的・技能的難易度が高いと思う	社会的に意義が大きいと思う	収益性が高いと思う	わからない	無回答
刑事(ア)刑事弁護	305	58	237	4	32	21
(%)	100.0	19.0	77.7	1.3	10.5	6.9
刑事(イ)少年事件	305	45	225	1	43	23
(%)	100.0	14.8	73.8	0.3	14.1	7.5
刑事(ウ)犯罪被害者支援	305	16	194	0	86	19
(%)	100.0	5.2	63.6	0.0	28.2	6.2
一般民事(エ)個人破産・消費者破産	305	12	163	56	69	30
(%)	100.0	3.9	53.4	18.4	22.6	9.8
一般民事(オ)遺言・相続	305	41	72	140	57	29
(%)	100.0	13.4	23.6	45.9	18.7	9.5
一般民事(カ)近隣関係問題	305	40	81	2	142	45
(%)	100.0	13.1	26.6	0.7	46.6	14.8
一般民事(キ)不動産売買	305	24	39	125	91	38
(%)	100.0	7.9	12.8	41.0	29.8	12.5
一般民事(ク)建築紛争	305	146	68	17	82	26
(%)	100.0	47.9	22.3	5.6	26.9	8.5
一般民事(ケ)債権回収	305	25	42	67	133	49
(%)	100.0	8.2	13.8	22.0	43.6	16.1
一般民事(コ)外国人問題	305	49	112	0	131	29
(%)	100.0	16.1	36.7	0.0	43.0	9.5
一般民事(カ)労働災害	305	64	154	11	80	31
(%)	100.0	21.0	50.5	3.6	26.2	10.2
消費者問題(シ)原告側	305	36	213	10	57	24
(%)	100.0	11.8	69.8	3.3	18.7	7.9
消費者問題(ス)被告側	305	13	61	16	167	52
(%)	100.0	4.3	20.0	5.2	54.8	17.0
環境・公害問題(セ)原告側	305	100	194	0	49	23
(%)	100.0	32.8	63.6	0.0	16.1	7.5
環境・公害問題(ソ)被告側	305	73	78	13	123	40
(%)	100.0	23.9	25.6	4.3	40.3	13.1
交通事故(タ)原告側	305	33	112	94	64	34
(%)	100.0	10.8	36.7	30.8	21.0	11.1
交通事故(チ)被告側	305	26	66	15	150	55
(%)	100.0	8.5	21.6	4.9	49.2	18.0
交通事故(ツ)保険会社代理	305	21	32	50	161	46
(%)	100.0	6.9	10.5	16.4	52.8	15.1
医療事故(テ)原告側	305	191	130	21	34	19
(%)	100.0	62.6	42.6	6.9	11.1	6.2
医療事故(ト)被告側	305	146	62	27	72	37
(%)	100.0	47.9	20.3	8.9	23.6	12.1
家族・親族(ナ)国内事件	305	11	117	14	120	47
(%)	100.0	3.6	38.4	4.6	39.3	15.4
家族・親族(ニ)国際事件	305	61	54	2	157	44
(%)	100.0	20.0	17.7	0.7	51.5	14.4
不動産賃貸借(ハ)貸し主側	305	9	63	55	123	59
(%)	100.0	3.0	20.7	18.0	40.3	19.3
不動産賃貸借(ヘ)借り手側	305	7	83	17	138	63
(%)	100.0	2.3	27.2	5.6	45.2	20.7
労働問題(ノ)労働者側	305	52	173	5	71	33
(%)	100.0	17.0	56.7	1.6	23.3	10.8

問17 (続き)

	総数	知的・技能的難 易度が高いと思 う	社会的に意義が 大きいと思う	収益性が高いと 思う	わからない	無回答
労働問題(ハ)使用者側	305	50	83	32	108	49
(%)	100.0	16.4	27.2	10.5	35.4	16.1
行政事件(ヒ)個人代理	305	98	122	1	105	25
(%)	100.0	32.1	40.0	0.3	34.4	8.2
行政事件(フ)企業代理	305	78	67	21	132	36
(%)	100.0	25.6	22.0	6.9	43.3	11.8
行政事件(ヘ)行政機関代 理	305	72	62	10	139	39
(%)	100.0	23.6	20.3	3.3	45.6	12.8
税金問題(ホ)個人・零細 企業代理	305	100	65	7	122	34
(%)	100.0	32.8	21.3	2.3	40.0	11.1
税金問題(マ)その他企業 代理	305	100	38	25	133	32
(%)	100.0	32.8	12.5	8.2	43.6	10.5
企業法務(ミ)企業倒産・ 整理・再生	305	114	116	85	46	24
(%)	100.0	37.4	38.0	27.9	15.1	7.9
企業法務(ム)企業合併・ 買収	305	149	54	102	71	22
(%)	100.0	48.9	17.7	33.4	23.3	7.2
企業法務(メ)独占禁止・ 不正競争	305	144	55	51	84	28
(%)	100.0	47.2	18.0	16.7	27.5	9.2
企業法務(モ)知的財産	305	177	43	73	68	20
(%)	100.0	58.0	14.1	23.9	22.3	6.6
企業法務(ヤ)渉外・国際 取引	305	143	27	68	103	27
(%)	100.0	46.9	8.9	22.3	33.8	8.9
企業法務(コ)その他の企 業法務	305	83	48	48	116	43
(%)	100.0	27.2	15.7	15.7	38.0	14.1

F 2. 性別

	総数	男性	女性	無回答
総数	305	267	38	0
(%)	100.0	87.5	12.5	0.0

F 3. 年代

	総数	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
総数	305	19	79	42	51	43	70	1
(%)	100.0	6.2	25.9	13.8	16.7	14.1	23.0	0.3

F 4. 司法修習受講有無

	総数	受けた	受けていない	無回答
総数	305	297	8	0
(%)	100.0	97.4	2.6	0.0

F 4 SQ. 司法修習期

	該当者	9期以前	10期台	20期台	30期台	40期台	50期台	旧60期以 後	新60期以 後	無回答
総数	297	13	44	54	42	35	94	14	0	1
(%)	100.0	4.4	14.8	18.2	14.1	11.8	31.6	4.7	0.0	0.3

F 5. 弁護士登録年

	総数	～1957年	1958～1967 年	1968～1977 年	1978～1987 年	1988～1997 年	1998～2002 年	2003～2007 年	無回答
総数	305	8	33	44	46	42	57	68	7
(%)	100.0	2.6	10.8	14.4	15.1	13.8	18.7	22.3	2.3

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士意見

F 6. 外国弁護士資格の有無

	総数	持っている	持っていない	無回答
総数	305	9	292	4
(%)	100.0	3.0	95.7	1.3

F 7. 過去10年間に経験したこと

	総数	法科大学 院教員	法科大学 院関係の 委員	旧司法試 験に合格 した司法 修習生の 指導	新司法試 験に合格 した司法 修習生の 指導	司法修習 関係の委 員	法科大学 院の認証 評価	無回答
総数	305	53	15	90	28	44	5	170
(%)	100.0	17.4	4.9	29.5	9.2	14.4	1.6	55.7

所属弁護士会

	総数	東京	第一東京	第二東京	横浜	埼玉	千葉県	茨城県	栃木県	群馬
総数	305	47	30	29	13	2	8	3	1	1
(%)	100.0	15.4	9.8	9.5	4.3	0.7	2.6	1.0	0.3	0.3

静岡県	山梨県	長野県	新潟県	大阪	京都	兵庫県	奈良	滋賀	和歌山
5	0	1	3	24	8	8	1	3	4
1.6	0.0	0.3	1.0	7.9	2.6	2.6	0.3	1.0	1.3

愛知県	三重	岐阜県	福井	金沢	富山県	広島	山口県	岡山	鳥取県
21	2	4	4	0	1	4	5	3	0
6.9	0.7	1.3	1.3	0.0	0.3	1.3	1.6	1.0	0.0

島根県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	沖縄	仙台
1	11	2	2	3	7	3	3	4	3
0.3	3.6	0.7	0.7	1.0	2.3	1.0	1.0	1.3	1.0

福島県	山形県	岩手	秋田	青森県	札幌	函館	旭川	釧路	香川県
2	1	1	1	1	12	0	2	2	2
0.7	0.3	0.3	0.3	0.3	3.9	0.0	0.7	0.7	0.7

徳島	高知	愛媛	無回答
1	3	2	1
0.3	1.0	0.7	0.3

弁護士会規模

	総数	大規模	中規模	小規模	不明
総数	305	130	98	76	1
(%)	100.0	42.6	32.1	24.9	0.3

付録7 単純集計表 (ウェイト付き)

問1. 現在の認証評価基準に関する意見

	総数	特に力を入れて	ある程度力を入れて	ひとつとおり全体を説明する程度	主要な要点のみを説明する程度	不要である	無回答
(1)問題解決能力	304	113	103	59	20	3	5
(%)	100.0	37.1	33.9	19.5	6.7	1.0	1.8
(2)法的知識	304	166	97	34	3	0	3
(%)	100.0	54.6	31.9	11.2	1.1	0.0	1.1
(3)法曹としての使命・責任の自覚	304	116	83	71	27	3	3
(%)	100.0	38.3	27.2	23.4	8.8	1.1	1.1
(4)事実調査・事実認定能力	304	90	130	66	13	0	5
(%)	100.0	29.6	42.9	21.6	4.1	0.0	1.8
(5)法的分析・推論能力	304	120	117	53	7	0	6
(%)	100.0	39.5	38.6	17.5	2.3	0.0	2.1
(6)創造的・批判的検討能力	304	31	78	118	58	12	8
(%)	100.0	10.1	25.7	38.8	19.0	3.9	2.6
(7)法曹倫理	304	120	79	78	23	1	3
(%)	100.0	39.6	25.9	25.6	7.6	0.4	0.9
(8)法的議論・表現・説得能力	304	76	120	80	23	1	4
(%)	100.0	24.9	39.4	26.4	7.4	0.4	1.4
(9)コミュニケーション能力	304	41	100	110	42	8	3
(%)	100.0	13.4	32.9	36.2	13.7	2.8	1.1

問2-1. 力を入れて教育すべき指針 (第1位)

	該当者	問題解決能力	法的知識	法曹としての使命・責任の自覚	事実調査・事実認定能力	法的分析・推論能力	創造的・批判的検討能力	法曹倫理	法的議論・表現・説得能力	コミュニケーション能力	無回答
総数	302	60	105	38	18	29	7	35	2	7	1
(%)	100.0	19.7	34.8	12.6	6.0	9.6	2.4	11.7	0.6	2.2	0.4

問2-1. 力を入れて教育すべき指針 (第2位)

	該当者	問題解決能力	法的知識	法曹としての使命・責任の自覚	事実調査・事実認定能力	法的分析・推論能力	創造的・批判的検討能力	法曹倫理	法的議論・表現・説得能力	コミュニケーション能力	無回答
総数	300	33	45	40	45	61	3	37	25	7	3
(%)	100.0	11.0	14.9	13.4	15.1	20.5	1.2	12.4	8.3	2.2	1.2

問2-1. 力を入れて教育すべき指針 (第3位)

	該当者	問題解決能力	法的知識	法曹としての使命・責任の自覚	事実調査・事実認定能力	法的分析・推論能力	創造的・批判的検討能力	法曹倫理	法的議論・表現・説得能力	コミュニケーション能力	無回答
総数	294	43	38	19	37	34	7	46	40	18	13
(%)	100.0	14.7	12.8	6.3	12.5	11.4	2.5	15.7	13.5	6.1	4.4

問2-2. 9項目の指針適用についての評価

	総数	適切だと思う	どちらかといえば適切だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば不適切だと思う	不適切だと思う	無回答	適切 (計)	不適切 (計)
総数	304	119	111	30	10	3	30	230	13
(%)	100.0	39.3	36.4	10.0	3.3	1.0	10.0	75.7	4.3

問3. 職場環境

	総数	民間法律事務所	公設事務所	法科大学院のクリニック	法テラス法律事務所	企業内	官庁内	その他の組織	無回答
総数	304	282	1	1	1	2	1	5	10
(%)	100.0	92.8	0.2	0.4	0.3	0.7	0.4	1.7	3.4

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士意見

問4. 所属事務所における地位

	該当者	唯一の弁護士である「経営弁護士」	複数の弁護士がいる中での唯一の「経営弁護士」	複数「経営弁護士」がいる中の「経営弁護士」のひとり	民間法律事務所の「勤務弁護士」	その他	無回答
総数	282	91	38	79	69	4	1
(%)	100.0	32.3	13.5	27.9	24.6	1.4	0.5

問5. 所属企業における地位

	該当者	法務部門の責任者	法務部門のスタッフ弁護士	社内監査役	その他	無回答
総数	2	1	0	0	1	0
(%)	100.0	40.1	0.0	0.0	59.9	0.0

問6. 職場の弁護士数

	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以上	無回答
(ア)弁護士	304	0	90	42	49	20	9	37	40	18
(%)	100.0	0.0	29.6	13.9	16.1	6.4	3.0	12.1	13.1	5.8
(イ)外国法事務弁護士	304	87	10	3	1	0	1	1	1	199
(%)	100.0	28.6	3.4	0.9	0.4	0.0	0.4	0.4	0.4	65.4
(ウ)外国弁護士	304	83	3	3	0	1	1	4	4	205
(%)	100.0	27.3	0.9	0.9	0.0	0.4	0.4	1.3	1.3	67.6

問7-1. 週あたりの平均総労働時間

	総数	0時間	1~9時間	10~19時間	20~29時間	30~39時間	40~49時間	50~59時間	60~69時間	70~79時間	80~89時間
総数	304	2	3	10	10	21	47	80	74	31	10
(%)	100.0	0.7	0.9	3.4	3.2	6.9	15.5	26.3	24.3	10.1	3.2

90~99時間	100時間以上	無回答
3	1	13
0.9	0.2	4.3

問7-2. 各業務・活動にあてられる時間の割合

	総数	0%	1~9%	10~19%	20~29%	30~39%	40~49%	50~59%	60~69%	70~79%	80~89%
(ア)通常の弁護士業務	304	6	3	3	4	17	20	31	34	48	57
(%)	100.0	1.9	0.9	1.1	1.3	5.7	6.7	10.3	11.1	15.9	18.8
(イ)国選弁護など低報酬・無報酬でおこなう公益業務	304	97	65	72	33	11	7	5	2	0	1
(%)	100.0	32.0	21.3	23.8	10.9	3.6	2.3	1.8	0.8	0.0	0.2
(ウ)調停委員、司法委員などの司法に関連する活動	304	226	27	27	7	2	0	2	0	1	0
(%)	100.0	74.5	9	8.9	2.3	0.5	0	0.6	0	0.2	0
(エ)大学(院)教員などの社会における活動	304	162	49	38	10	13	9	2	3	0	1
(%)	100.0	53.4	16.2	12.4	3.1	4.4	2.9	0.7	0.9	0.0	0.4
(オ)弁護士会における活動(会務、研修など)	304	88	112	61	20	10	1	0	1	0	0
(%)	100.0	28.8	36.9	20.1	6.6	3.2	0.3	0.0	0.4	0.0	0.0
(カ)その他	304	194	37	34	14	3	2	1	0	0	0
(%)	100.0	63.9	12.2	11.4	4.6	1.0	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0

	90~99%	100%	無回答
(ア)通常の弁護士業務	51	18	10
(%)	16.9	6.1	3.3
(イ)国選弁護など低報酬・無報酬でおこなう公益業務	0	0	10
(%)	0.0	0.0	3.3
(ウ)調停委員、司法委員などの司法に関連する活動	0	1	11
(%)	0.0	0.4	3.5

問7-2 (続き)

	90~99%	100%	無回答
(エ)大学(院)教員などの社会における活動	5	1	11
(%)	1.7	0.4	3.5
(オ)弁護士会における活動(会務、研修など)	0	0	11
(%)	0.0	0.0	3.7
(カ)その他	0	1	17
(%)	0.0	0.4	5.6

問8. 法サービス提供業務内の刑事・民事分野の割合

	総数	0%	1~9%	10~19%	20~29%	30~39%	40~49%	50~59%	60~69%	70~79%	80~89%
(ア)刑事国選	290	145	66	47	17	6	3	1	1	1	0
(%)	100.0	50.2	22.9	16.2	6.0	2.2	1.0	0.3	0.2	0.3	0.0
(イ)刑事私選	290	153	81	36	10	4	0	4	0	0	0
(%)	100.0	52.8	28.0	12.5	3.3	1.3	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0
(ウ)民事	290	0	0	0	1	1	6	2	3	20	46
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	2.1	0.5	1.2	6.7	15.8

	90~99%	100%	無回答
(ア)刑事国選	0	0	2
(%)	0.0	0.0	0.7
(イ)刑事私選	0	0	2
(%)	0.0	0.0	0.7
(ウ)民事	120	91	1
(%)	41.4	31.3	0.4

問9. 過去1年間の民事分野の取り扱い業務の割合

	総数	0%	1~9%	10~19%	20~29%	30~39%	40~49%	50~59%	60~69%	70~79%	80~89%
(ア)訴訟案件	290	18	4	24	29	38	42	47	32	26	15
(%)	100.0	6.4	1.3	8.4	10.0	13.2	14.4	16.2	11.1	8.9	5.2
(イ)調停案件	290	77	35	82	57	21	8	4	1	0	0
(%)	100.0	26.6	12.1	28.1	19.6	7.3	2.8	1.3	0.3	0.0	0.0
(ウ)その他裁判所手続案件	290	144	36	58	26	8	7	4	1	2	0
(%)	100.0	49.8	12.6	20.1	9.0	2.6	2.2	1.5	0.3	0.7	0.0
(エ)準司法案件(行政不服申立てや審査請求など)	304	162	49	38	10	13	9	2	3	0	1
(%)	100.0	83.5	9.8	4.4	0.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(オ)その他紛争案件	290	77	26	74	45	29	19	13	2	1	0
(%)	100.0	26.7	8.9	25.4	15.4	10.0	6.5	4.6	0.7	0.2	0.0
(カ)非紛争案件	290	100	35	50	23	16	13	16	5	4	14
(%)	100.0	34.4	12.1	17.2	8.0	5.7	4.3	5.4	1.6	1.3	4.7

	90~99%	100%	無回答
(ア)訴訟案件	8	4	3
(%)	2.6	1.3	0.9
(イ)調停案件	1	1	3
(%)	0.4	0.3	0.9
(ウ)その他裁判所手続案件	0	0	3
(%)	0.0	0.0	1.1
(エ)準司法案件(行政不服申立てや審査請求など)	0	0	3
(%)	0.0	0.0	1.1
(オ)その他紛争案件	0	1	3
(%)	0.0	0.4	0.9
(カ)非紛争案件	5	7	3
(%)	1.8	2.2	1.1

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士の意見

問10. 法サービス提供業務における取り扱い業務の時間の使い方

	該当者	ほとんどの時間を使った	かなりの時間を使った	ある程度の時間を使った	あまり時間を使わなかった	まったく時間を使わなかった	無回答
刑事							
(ア)刑事弁護	290	4	24	96	76	70	20
(%)	100.0	1.5	8.2	33.0	26.2	24.2	7.0
(イ)少年事件	290	0	10	30	46	165	38
(%)	100.0	0.0	3.6	10.3	16.0	57.0	13.0
(ウ)犯罪被害者支援	290	0	3	11	25	207	44
(%)	100.0	0.0	1.0	3.7	8.5	71.3	15.3
一般民事							
(エ)個人破産・消費者破産	290	2	70	88	43	66	20
(%)	100.0	0.7	24.3	30.4	14.7	22.9	7.0
(オ)遺言・相続	290	2	38	126	67	44	13
(%)	100.0	0.8	13.2	43.3	23	15.2	4.5
(カ)近隣関係問題	290	0	6	61	87	111	25
(%)	100.0	0.0	2.1	21.0	29.9	38.4	8.6
(キ)不動産売買	290	1	30	80	95	65	18
(%)	100.0	0.4	10.3	27.5	32.9	22.5	6.4
(ク)建築紛争	290	0	28	69	59	113	21
(%)	100.0	0.0	9.8	23.7	20.5	38.8	7.2
(ケ)債権回収	290	0	52	95	72	52	18
(%)	100.0	0.0	18.1	32.7	25.0	18.0	6.2
(コ)外国人問題	290	0	6	11	23	224	27
(%)	100.0	0.0	1.9	3.7	7.9	77.2	9.2
(サ)労働災害	290	0	8	39	48	170	25
(%)	100.0	0.0	2.8	13.5	16.4	58.5	8.8
消費者問題							
(シ)原告側	290	3	28	44	57	131	26
(%)	100.0	1.2	9.5	15.3	19.6	45.3	9.1
(ス)被告側	290	0	9	22	26	202	31
(%)	100.0	0.0	3.1	7.6	9.1	69.8	10.6
環境・公害問題							
(セ)原告側	290	0	4	15	14	228	29
(%)	100.0	0.0	1.5	5.2	4.9	78.6	9.9
(ソ)被告側	290	0	5	3	11	239	32
(%)	100.0	0.0	1.6	1.2	3.7	82.3	11.1
交通事故							
(タ)原告側	290	2	33	104	35	96	20
(%)	100.0	0.5	11.5	35.8	12.2	33.1	6.9
(チ)被告側	290	2	14	30	29	183	32
(%)	100.0	0.6	4.7	10.5	10.1	63.1	11
(ツ)保険会社代理	290	4	20	14	10	207	34
(%)	100.0	1.4	6.7	4.8	3.6	71.6	11.9
医療事故							
(テ)原告側	290	1	20	41	15	188	24
(%)	100.0	0.4	7.0	14.0	5.3	64.9	8.3
(ト)被告側	290	1	9	13	13	225	29
(%)	100.0	0.3	3.1	4.3	4.6	77.6	10.0
家族・親族							
(ナ)国内事件	290	3	64	121	40	44	17
(%)	100.0	1.1	22.2	41.8	13.9	15.0	5.9
(ニ)国際事件	290	0	3	14	19	221	34
(%)	100.0	0.0	0.9	4.8	6.4	76.3	11.6
不動産賃貸借							
(ヌ)貸し主側	290	1	31	109	59	70	20
(%)	100.0	0.4	10.7	37.5	20.4	24.1	6.8
(ネ)借り手側	290	0	13	61	78	109	29
(%)	100.0	0.0	4.3	20.9	27.0	37.7	10.1

問10 (続き)

	該当者	ほとんどの時間を使った	かなりの時間を使った	ある程度の時間を使った	あまり時間を使わなかった	まったく時間を使わなかった	無回答
労働問題							
(ノ)労働者側	290	0	8	39	48	166	30
(%)	100.0	0.0	2.6	13.3	16.5	57.3	10.2
(ハ)使用者側	290	3	21	58	47	134	27
(%)	100.0	0.9	7.3	19.9	16.3	46.3	9.3
行政事件							
(ヒ)個人代理	290	0	6	26	11	215	32
(%)	100.0	0.0	2.1	8.8	3.8	74.2	11.1
(フ)企業代理	290	0	1	7	9	241	33
(%)	100.0	0.0	0.3	2.4	3.1	83.0	11.2
(ヘ)行政機関代理	290	0	9	8	2	237	33
(%)	100.0	0.0	3.1	2.9	0.7	81.7	11.5
税金問題							
(ホ)個人・零細企業代理	290	0	4	19	18	221	28
(%)	100.0	0.0	1.4	6.6	6.1	76.4	9.6
(マ)その他企業代理	290	0	1	14	17	231	27
(%)	100.0	0.0	0.3	4.9	6.0	79.6	9.3
企業法務							
(ニ)企業倒産・整理・再生	290	3	66	67	38	93	23
(%)	100.0	0.9	22.6	23.3	13.2	32.3	7.8
(ム)企業合併・買収	290	1	27	29	26	176	31
(%)	100.0	0.4	9.3	10.0	9.0	60.6	10.6
(メ)独占禁止・不正競争	290	0	12	30	37	177	34
(%)	100.0	0.0	4.3	10.3	12.7	60.9	11.9
(モ)知的財産	290	1	16	44	53	148	28
(%)	100.0	0.4	5.6	15.0	18.2	50.9	9.8
(ヤ)渉外・国際取引	290	5	10	23	11	209	32
(%)	100.0	1.8	3.4	7.8	3.9	72.1	11
(ユ)その他の企業法務	290	13	53	70	34	102	19
(%)	100.0	4.3	18.4	24.0	11.7	35.0	6.5

問11. 法サービス提供業務における依頼人・顧問先・所属組織の割合

	総数	0%	1~9%	10~19%	20~29%	30~39%	40~49%	50~59%	60~69%	70~79%	80~89%
(ア)高所得者の個人	290	149	45	51	21	8	2	1	0	1	0
(%)	100.0	51.3	15.4	17.7	7.4	2.6	0.7	0.4	0.0	0.3	0.0
(イ)中所得者の個人	290	54	25	57	48	46	21	16	5	3	4
(%)	100.0	18.5	8.7	19.7	16.5	16.0	7.3	5.5	1.8	1.0	1.3
(ウ)低所得者の個人	290	76	23	53	45	29	7	16	12	9	6
(%)	100.0	26.3	8.0	18.3	15.4	9.9	2.5	5.5	4.0	3.1	2.1
(エ)全国規模の大企業	290	146	16	20	17	22	10	12	9	7	10
(%)	100.0	50.5	5.5	7.0	5.8	7.6	3.4	4.1	3.1	2.5	3.4
(オ)地元の大企業	290	195	18	32	16	9	2	2	1	1	1
(%)	100.0	67.3	6.4	10.9	5.6	3.1	0.7	0.7	0.4	0.3	0.4
(カ)中小企業	290	62	18	52	57	40	21	20	4	2	2
(%)	100.0	21.3	6.1	17.8	19.5	13.7	7.2	7.0	1.5	0.7	0.7
(キ)官公庁	290	215	18	22	12	6	3	1	0	1	0
(%)	100.0	74.2	6.1	7.7	4.3	2.2	0.9	0.2	0.0	0.3	0.0
(ク)その他	290	210	7	36	13	6	0	2	1	1	1
(%)	100.0	72.6	2.4	12.4	4.4	2.0	0.0	0.7	0.2	0.4	0.4

	90~99%	100%	無回答
(ア)高所得者の個人	0	1	10
(%)	0.0	0.4	3.5
(イ)中所得者の個人	1	1	8
(%)	0.4	0.4	2.8

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士意見

問11 (続き)

	90～99%	100%	無回答
(ウ)低所得者の個人	3	2	9
(%)	1.1	0.5	3.1
(エ)全国規模の大企業	6	4	11
(%)	1.9	1.3	3.8
(オ)地元の大企業	0	0	12
(%)	0.0	0.0	4.1
(カ)中小企業	1	2	10
(%)	0.4	0.7	3.4
(キ)官公庁	0	0	12
(%)	0.0	0.0	4.1
(ク)その他	1	0	11
(%)	0.4	0.0	3.8

問12. 申告した所得 (総額)

	総数	500万円未満	500～1000万円未満	1000～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000～4000万円未満	4000～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円以上	無回答
総数	304	26	62	83	61	27	14	10	5	17
(%)	100.0	8.6	20.4	27.2	20.0	9.0	4.5	3.3	1.5	5.5

問13. 弁護士登録以前の職業

	総数	弁護士以外の職業についたことはない	裁判官	検察官	裁判所事務官・書記官、検察事務官	2～4以外の国家公務員	地方公務員	国際機関の職員	民間企業の従業員	隣接法律専門職者
総数	304	152	19	16	9	20	22	0	33	0
(%)	100.0	50.2	6.1	5.2	2.9	6.7	7.2	0.0	11.0	0.0

	総数	NPO・NGOのスタッフ	大学(院)教員	その他の職業	無回答
総数	304	0	10	18	30
(%)	100.0	0.0	3.2	6.1	9.7

問13. 在職期間 (年数)

	該当者	0年	1～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20年以上	無回答
(2)裁判官	19	0	2	2	1	1	14	0
(%)	100.0	0.0	8.1	10.5	4.7	3.5	73.3	0.0
(3)検察官	16	0	5	4	1	1	4	1
(%)	100.0	0.0	31.5	24.6	8.2	5.5	26.0	4.1
(4)裁判所事務官・書記官、検察事務官	9	0	2	2	2	1	1	0
(%)	100.0	0.0	25.0	25.0	27.5	15.0	7.5	0.0
(5)2～4以外の国家公務員	20	0	8	6	2	1	3	0
(%)	100.0	0.0	41.5	28.7	10.6	3.2	15.9	0.0
(6)地方公務員	22	0	12	7	0	3	1	0
(%)	100.0	0.0	54.5	30.7	0.0	11.9	3.0	0.0
(7)国際機関の職員	0	0	0	0	0	0	0	0
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(8)民間企業の従業員	33	0	19	6	5	0	3	1
(%)	100.0	0.0	57.1	18.8	13.6	0.0	7.8	2.6
(9)隣接法律専門職者	0	0	0	0	0	0	0	0
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(10)NPO・NGOのスタッフ	0	0	0	0	0	0	0	0
(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(11)大学(院)教員	10	0	1	1	1	1	6	0
(%)	100.0	0.0	8.9	13.3	13.3	6.7	57.8	0.0
(12)その他の職業	18	0	8	6	4	0	0	0
(%)	100.0	0.0	44.7	34.1	21.1	0.0	0.0	0.0

問13-1. 法曹資格取得後に最初に選択した職業

	総数	弁護士	裁判官	検察官	その他	無回答
総数	304	260	19	16	2	7
(%)	100.0	85.7	6.1	5.2	0.7	2.2

問13-2. 弁護士を選んだ理由 (第1位)

	該当者	弁護士の ほうが社 会正義を 実現でき ると考え たため	弁護士の 反権力 性、在野 性に魅力 を感じた ため	弁護士の ほうが経 済的に恵 まれてい ると考え たため	仕事内容 や勤務地 を自分で 決めるこ とができ ると考え た	弁護士の ほうが社 会・市民 や経済活 動と近い 立場にあ る	一度は弁 護士とし ての仕事 を経験す べきであ ると考え た	裁判官・ 検察官の 任官希望 がかなえ られな かったた め	その他	無回答
総数	260	33	32	8	107	46	5	7	21	3
(%)	100.0	12.7	12.2	3.1	40.9	17.6	1.7	2.8	7.9	1.2

問13-2. 弁護士を選んだ理由 (第2位)

	該当者	弁護士の ほうが社 会正義を 実現でき ると考え たため	弁護士の 反権力 性、在野 性に魅力 を感じた ため	弁護士の ほうが経 済的に恵 まれてい ると考え たため	仕事内容 や勤務地 を自分で 決めるこ とができ ると考え た	弁護士の ほうが社 会・市民 や経済活 動と近い 立場にあ る	一度は弁 護士とし ての仕事 を経験す べきであ ると考え た	裁判官・ 検察官の 任官希望 がかなえ られな かったた め	その他	無回答
総数	257	23	43	26	62	69	7	0	5	24
(%)	100.0	8.9	16.7	9.9	24.0	26.7	2.5	0.0	2.0	9.2

問13-2. 弁護士を選んだ理由 (第3位)

	該当者	弁護士の ほうが社 会正義を 実現でき ると考え たため	弁護士の 反権力 性、在野 性に魅力 を感じた ため	弁護士の ほうが経 済的に恵 まれてい ると考え たため	仕事内容 や勤務地 を自分で 決めるこ とができ ると考え た	弁護士の ほうが社 会・市民 や経済活 動と近い 立場にあ る	一度は弁 護士とし ての仕事 を経験す べきであ ると考え た	裁判官・ 検察官の 任官希望 がかなえ られな かったた め	その他	無回答
総数	234	28	44	35	33	50	15	6	9	14
(%)	100.0	12.2	18.9	14.9	14.1	21.3	6.2	2.7	3.8	5.9

問14. 所属単位弁護士会会 弁護士会会長・副会長の経験有無

	総数	経験した	経験していない	無回答
総数	304	63	235	5
(%)	100.0	20.9	77.3	1.8

問15. 弁護士としての職業生活における満足度

	総数	非常に満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	非常に不満	無回答	満足(計)	不満(計)
総数	304	95	148	46	7	1	6	243	8
(%)	100.0	31.4	48.7	15.2	2.4	0.2	2.1	80.1	2.6

問16. 満足度

	総数	非常に満 足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	非常に不 満	無回答	満足(計)	不満(計)
(1)自分の収入あるいは給与	304	49	148	70	26	5	7	196	31
(%)	100.0	16.1	48.6	22.9	8.6	1.6	2.2	64.6	10.2
(2)自分の労働時間の管理の自由度	304	86	120	43	41	8	6	206	48
(%)	100.0	28.4	39.6	14.2	13.4	2.5	1.9	67.9	15.9
(3)日常的に従事している業務の内容	304	42	164	72	18	0	8	206	18
(%)	100.0	13.9	53.9	23.9	5.9	0.0	2.5	67.7	5.9
(4)弁護士としての自分の将来性	304	21	91	142	34	3	13	112	37
(%)	100.0	6.9	30.0	46.9	11.1	0.9	4.2	36.9	12.1

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士意見

問17. 業務分野についての評価

	総数	知的・技能的難 易度が高いと思 う	社会的に意義が 大きいと思う	収益性が高いと 思う	わからない	無回答
刑事(ア)刑事弁護	304	57	237	3	32	20
(%)	100.0	18.9	78.1	1.1	10.6	6.7
刑事(イ)少年事件	304	43	226	1	43	22
(%)	100.0	14.2	74.4	0.4	14.1	7.4
刑事(ウ)犯罪被害者支援	304	15	196	0	82	19
(%)	100.0	5.0	64.6	0.0	27.1	6.4
一般民事(ニ)個人破産・ 消費者破産	304	13	156	52	77	29
(%)	100.0	4.1	51.3	17.0	25.2	9.7
一般民事(ホ)遺言・相続	304	40	69	142	60	29
(%)	100.0	13.1	22.8	46.9	19.7	9.5
一般民事(カ)近隣関係問 題	304	36	83	2	141	45
(%)	100.0	12.0	27.4	0.6	46.6	14.8
一般民事(キ)不動産売買	304	23	39	131	87	36
(%)	100.0	7.7	13.0	43.3	28.6	11.9
一般民事(ク)建築紛争	304	144	65	18	84	24
(%)	100.0	47.4	21.5	5.9	27.7	7.9
一般民事(ケ)債権回収	304	24	44	66	131	49
(%)	100.0	8.0	14.4	21.9	43.2	16.1
一般民事(コ)外国人問題	304	47	116	0	129	29
(%)	100.0	15.6	38.1	0.0	42.4	9.6
一般民事(サ)労働災害	304	63	152	11	81	31
(%)	100.0	20.8	50.1	3.6	26.8	10.2
消費者問題(シ)原告側	304	34	210	8	59	25
(%)	100.0	11.4	69.2	2.8	19.4	8.2
消費者問題(ス)被告側	304	14	65	17	161	51
(%)	100.0	4.7	21.3	5.6	53.2	16.6
環境・公害問題(セ)原告 側	304	102	192	0	48	23
(%)	100.0	33.6	63.4	0.0	15.7	7.6
環境・公害問題(ソ)被告 側	304	76	80	13	121	38
(%)	100.0	25.0	26.2	4.2	39.9	12.5
交通事故(タ)原告側	304	34	113	89	68	35
(%)	100.0	11.1	37.3	29.1	22.3	11.6
交通事故(チ)被告側	304	27	63	14	153	53
(%)	100.0	8.8	20.8	4.7	50.4	17.5
交通事故(ツ)保険会社代 理	304	21	31	51	162	45
(%)	100.0	7.0	10.1	16.6	53.2	14.9
医療事故(テ)原告側	304	187	132	19	34	20
(%)	100.0	61.7	43.5	6.3	11.3	6.4
医療事故(ト)被告側	304	148	67	28	71	34
(%)	100.0	48.7	21.9	9.3	23.3	11.4
家族・親族(ナ)国内事件	304	10	114	15	120	47
(%)	100.0	3.4	37.6	5.1	39.6	15.6
家族・親族(ニ)国際事件	304	63	54	3	151	45
(%)	100.0	20.6	17.9	0.9	49.7	14.9
不動産賃貸借(ハ)貸し主 側	304	8	63	58	119	59
(%)	100.0	2.8	20.9	19.1	39.1	19.6
不動産賃貸借(ヘ)借り手 側	304	6	85	19	134	62
(%)	100.0	2.1	27.9	6.4	44.0	20.6
労働問題(ロ)労働者側	304	52	174	5	68	34
(%)	100.0	17.1	57.2	1.7	22.4	11.2

問17 (続き)

	総数	知的・技能的難 易度が高いと思 う	社会的に意義が 大きいと思う	収益性が高いと 思う	わからない	無回答
労働問題(ハ)使用者側	304	52	85	32	104	50
(%)	100.0	17.2	27.9	10.5	34.4	16.4
行政事件(ヒ)個人代理	304	100	125	1	99	27
(%)	100.0	32.9	41.2	0.3	32.6	9.0
行政事件(フ)企業代理	304	80	67	23	127	38
(%)	100.0	26.5	22.0	7.4	41.9	12.4
行政事件(ヘ)行政機関代 理	304	73	62	10	135	41
(%)	100.0	24.1	20.4	3.4	44.5	13.4
税金問題(ホ)個人・零細 企業代理	304	102	68	7	116	35
(%)	100.0	33.6	22.3	2.4	38.2	11.6
税金問題(マ)その他企業 代理	304	103	39	26	127	33
(%)	100.0	34.0	12.9	8.7	41.8	10.9
企業法務(ミ)企業倒産・ 整理・再生	304	116	118	87	44	24
(%)	100.0	38.2	38.8	28.5	14.4	7.9
企業法務(ム)企業合併・ 買収	304	152	57	109	64	22
(%)	100.0	50.1	18.9	35.8	21.1	7.4
企業法務(メ)独占禁止・ 不正競争	304	150	59	55	76	28
(%)	100.0	49.4	19.6	18.0	24.9	9.1
企業法務(モ)知的財産	304	183	45	78	59	20
(%)	100.0	60.4	14.9	25.7	19.4	6.6
企業法務(ヤ)渉外・国際 取引	304	147	30	76	91	29
(%)	100.0	48.5	9.8	25.1	30.1	9.4
企業法務(ヨ)その他の企 業法務	304	84	48	53	110	44
(%)	100.0	27.6	15.9	17.4	36.1	14.6

F 2. 性別

	総数	男性	女性	無回答
総数	304	262	42	0
(%)	100.0	86.2	13.8	0.0

F 3. 年代

	総数	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
総数	304	20	76	45	48	42	72	1
(%)	100.0	6.6	25.1	14.7	15.9	13.8	23.6	0.3

F 4. 司法修習受講有無

	総数	受けた	受けていない	無回答
総数	304	295	8	0
(%)	100.0	97.3	2.7	0.0

F 4 S Q. 司法修習期

	該当者	9期以前	10期台	20期台	30期台	40期台	50期台	旧60期以 後	新60期以 後	無回答
総数	295	15	44	50	42	35	93	15	0	1
(%)	100.0	5.0	15.0	17.0	14.2	11.9	31.4	5.1	0.0	0.4

F 5. 弁護士登録年

	総数	～1957年	1958～1967 年	1968～1977 年	1978～1987 年	1988～1997 年	1998～2002 年	2003～2007 年	無回答
総数	304	10	35	40	46	42	59	64	7
(%)	100.0	3.1	11.6	13.1	15.2	13.9	19.6	21.1	2.4

研究ノート 法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士意見

F 6. 外国弁護士資格の有無

	総数	持っている	持っていない	無回答
総数	304	12	288	4
(%)	100.0	3.9	94.9	1.3

F 7. 過去10年間に経験したこと

	総数	法科大学 院教員	法科大学 院関係の 委員	旧司法試 験に合格 した司法 修習生の 指導	新司法試 験に合格 した司法 修習生の 指導	司法修習 関係の委 員	法科大学 院の認証 評価	無回答
総数	304	56	16	83	26	39	6	174
(%)	100.0	18.5	5.4	27.4	8.6	12.8	2.0	57.1

所属弁護士会

	総数	東京	第一東京	第二東京	横浜	埼玉	千葉県	茨城県	栃木県	群馬
総数	304	61	39	38	11	2	7	2	1	1
(%)	100.0	20.1	12.8	12.4	3.7	0.6	2.3	0.6	0.2	0.2

	静岡県	山梨県	長野県	新潟県	大阪	京都	兵庫県	奈良	滋賀	和歌山
総数	4	0	1	2	31	7	7	1	2	3
(%)	1.4	0.0	0.2	0.6	10.3	2.3	2.3	0.2	0.6	0.9

愛知県	三重	岐阜県	福井	金沢	富山県	広島	山口県	岡山	鳥取県
18	1	3	3	0	1	3	3	3	0
6.0	0.4	0.9	0.9	0.0	0.2	1.1	1.1	0.9	0.0

島根県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	沖縄	仙台
1	10	1	1	2	5	2	2	3	3
0.2	3.2	0.4	0.4	0.6	1.5	0.6	0.6	0.9	0.9

福島県	山形県	岩手	秋田	青森県	札幌	函館	旭川	釧路	香川県
1	1	1	1	1	10	0	1	1	1
0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	3.4	0.0	0.4	0.4	0.4

徳島	高知	愛媛	無回答
1	2	1	0
0.2	0.6	0.4	0.0

弁護士会規模

	総数	大規模	中規模	小規模	不明
総数	304	169	85	49	0
(%)	100.0	55.7	28.1	16.3	0.0